

目 次

第1号（9月9日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について	5
議案第69号 令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について	6
議案第70号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第71号 令和6年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第72号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第73号 令和6年度錦町水道事業会計決算認定について	6
議案第74号 令和6年度錦町下水道事業会計決算認定について	6
議案第75号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第4号）	13
議案第76号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	13
議案第77号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）	13
議案第78号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	13
議案第79号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）	13
議案第80号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）	13
議案第81号 錦町議会議員及び錦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第82号 錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例	25
議案第83号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工2期及び条件護岸工事請負契約について	26
報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	30
休会の件	30
散 会	30

第2号（9月17日）

出席及び欠席議員	31
職務のため議場に出席した者の職、氏名	31
説明のため出席した者の職、氏名	31
議事日程	32

本日の会議に付した事件	32
開 議	32
一般質問	32
8番 岡田 武志君	32
4番 早田 和彦君	41
2番 丸小野聖一君	49
1番 谷口 一也君	58
11番 高田 孝徳君	64
散 会	74

第3号（9月18日）

出席及び欠席議員	75
職務のため議場に出席した者の職、氏名	75
説明のため出席した者の職、氏名	75
議事日程	76
本日の会議に付した事件	76
開 議	76
一般質問	77
7番 竹田農利人君	77
5番 吉田 眞二君	84
6番 石松まゆ子さん	95
議案第69号 令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について	106
議案第70号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	106
議案第71号 令和6年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	106
議案第72号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	106
議案第73号 令和6年度錦町水道事業会計決算認定について	106
議案第74号 令和6年度錦町下水道事業会計決算認定について	106
議員派遣の件について	114
委員会の閉会中の継続調査申し出について	114
閉 会	114
署 名	115

令和7年 第3回 錦町議会定例会議録 (第1号)

招集年月日	令和7年 9月 9日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 散会	令和7年 9月 9日 令和7年 9月 9日	午前10時00分 午後 0時20分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	
出席議員 11名	1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸	
欠席議員 1名	2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳	
	3	欠 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一	
凡例	4	出 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	9	池 田 秀 晴	10	金 山 民 幸	
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 課長	吉 田 誠 二	農林振興課 課長	東 貴 志
副町長	深 水 英 雄	保険政策課 課長	大 森 光 春	地域整備課 課長	高 山 拓 二
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課 課長	蓑 田 俊 哉	農業委員会 事務局長	山 本 直 樹
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	岩 尾 和 文	教育振興課 課長	尾 方 良 一
会計管理者	上 野 陽 一	企画観光課 課長	中 村 裕 二		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について
日程第5 議案第69号 令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 議案第70号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 議案第71号 令和6年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 議案第72号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 議案第73号 令和6年度錦町水道事業会計決算認定について
日程第10 議案第74号 令和6年度錦町下水道事業会計決算認定について
日程第11 議案第75号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第76号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第77号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第78号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第79号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第80号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第81号 錦町議会議員及び錦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第82号 錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第83号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工2期及び条件護岸工事請負契約について
日程第20 報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第21 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について
日程第5 議案第69号 令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 議案第70号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 議案第71号 令和6年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 議案第72号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 議案第73号 令和6年度錦町水道事業会計決算認定について
日程第10 議案第74号 令和6年度錦町下水道事業会計決算認定について
日程第11 議案第75号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第76号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第13 議案第77号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第78号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第79号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第80号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第81号 錦町議会議員及び錦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第82号 錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第83号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工2期及び条件護岸工事請負契約について
日程第20 報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第21 休会の件

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第3回錦町議会定例会を開会し、直ちに開議いたします。

なお、3番、梶原誠二議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、9番、池田秀晴議員、10番、金山民幸議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る9月2日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。結果について報告を願います。議会運営委員長、岡田武志議員。岡田委員長。

○議会運営委員長（岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。

去る9月2日に議会運営委員会を開催し、令和7年第3回錦町議会定例会の会期については、次のとおり協議しましたので、報告いたします。

会期は、令和7年9月9日火曜日から9月18日木曜日までの10日間です。

9日火曜日は本会議、10日水曜日から12日金曜日までは各常任委員会、13日土曜日から15日月曜日は休日のため休会、16日火曜日は各常任委員会、17日水曜日、18日木曜日は本会議となります。なお、一般質問は、17日水曜日と18日木曜日に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から18日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から18日までの10日間とするこ

とに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定しました。

まず、議長の私が報告いたします。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1—1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

(1) 6月定例郡議長会議、日時、6月23日（月曜日）午後2時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②令和7年度町村議会正副議長研修会の開催について、③令和7年度球磨郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会について。

(2) 7月定例郡議長会議、日時、7月14日（月曜日）午後3時、場所、球磨地域振興局寺町別館。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②令和7年度球磨郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会について、③令和7年度議長全国大会及び産業行政視察について。

(3) 8月定例郡議長会議、日時、8月27日（水曜日）午後4時、場所、球磨地域振興局寺町別館。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②令和7年度球磨郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会について、③令和7年度議長全国大会及び産業行政視察について。

2—1、組合等名、下球磨町村議会正副議長会。2、報告件名、令和7年度下球磨町村議会正副議長会総会。3、開催日及び場所、日時、8月8日（金曜日）午後4時30分、場所、錦町役場。4、内容（要点）。

協議事項。①議案第1号令和6年度事業報告について、②議案第2号令和7年度事業計画案について、③議案第3号役員改選について。

なお、会長に私、錦町議会議長、荒川孝一が、副会長は五木村議会の早田吉臣議長となりました。錦町議会及び錦町におかれましては、行政、研修等々御協力をよろしくお願いいたします。

次に、人吉球磨広域行政組合議員、吉田眞二議員。吉田議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（吉田 眞二君） 諸般の報告。報告議員、吉田眞二。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、令和7年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会。3、開催日及び場所、日時、8月27日（水曜日）午前10時。場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。4、内容（要点）。

議事日程。日程第1、仮議席の指定、日程第2、議長選挙。

議事日程第1号の追加1。追加日程第1、議会運営委員会委員の辞職。

議事日程第1号の追加2。追加日程第1、議席の指定、追加日程第2、会議録署名議員の指名、追加日程第3、会期の決定、追加日程第4、議会運営委員会委員の選任、追加日程第5、行政報告、追加日程第6、議案第10号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、追加日程第7、議案第11号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、追加日程第8、認定第1号令和6年度人吉球

磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、追加日程第9、同意第3号監査委員の選任につき同意を求めることについて、追加日程第10、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告について、追加日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査について。

議事日程第1号の追加3。追加日程第1、令和6年度決算特別委員会の設置について。

以上、報告いたします。

○議長（荒川 孝一君） 次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。竹田議員。

○人吉下球磨消防組合議員（竹田農利人君） おはようございます。諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、令和7年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会。3、開催日及び場所、日時、8月25日（月曜日）午後3時、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。4、内容（要点）。

議事日程。日程第1、議席の指定、日程第2、会期の決定、日程第3、会議録署名議員の指名、日程第4、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第3号令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について、日程第7、議案第4号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、日程第8、議案第5号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、日程第9、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

以上であります。

○議長（荒川 孝一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 請願第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、請願第1号人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願についてを議題とします。

本件については、第2回定例会において、厚生文教経済常任委員会に付託しております。継続審査となっておりますので、ただ今から審査結果の報告を求めます。厚生文教経済常任委員長、竹田農利人議員。竹田議員。

○厚生文教経済常任委員長（竹田農利人君） 請願第1号人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について。

本案件は、令和7年第2回定例会において、本委員会に付託され、継続審査となっておりますので、審査結果について、お手元に配付しました報告書のとおり、委員長報告を行います。

令和7年9月9日、錦町議会議長、荒川孝一様、錦町議会厚生文教経済常任委員会委員長、竹田農利人。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、錦町議会会議規則第74条の規定により報告します。

記。受理番号、請願第1号。付託年月日、令和7年6月10日。件名、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願。審査の結果、趣旨採択。委員会の意見、願意妥当。

以上、審査の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

竹田議員、自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

審査の結果は、趣旨採択であります。

お諮りします。請願第1号人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願については、厚生文教経済常任委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は趣旨採択とすることに決定しました。

日程第5. 議案第69号

日程第6. 議案第70号

日程第7. 議案第71号

日程第8. 議案第72号

日程第9. 議案第73号

日程第10. 議案第74号

○議長（荒川 孝一君） 日程第5、議案第69号令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、議案第74号令和6年度錦町下水道事業会計決算認定についてまでの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） おはようございます。8月7日の立秋を過ぎ、暦の上では秋口となりましたが、日差しはいまだに34度、5度、そして場合によっては7度と高く、その暑さは昨年のように当分の間続く予報のようでございます。

また、台風の発生頻度も例年並み以上になってくると思われまので、気象情報や町からのお知らせなどをしっかりと御確認いただき、非常時の水や食料の確保、そして懐中電灯やマスク、タオルなどを用意していただきますよう、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、令和7年第3回錦町議会定例会、提案理由を申し上げます。

議案第69号令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第70号令和6年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号令和6年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号令和6年度錦町水道事業会計決算認定について、議案第74号令和6年度錦町下水道事業会計決算認定について、以上6議案につきましては、令和6年度の各会計の決算認定に関する案件でございます。

地方公共団体の長は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算を監査委員の審査に付し、同委員の意見書を付けて、議会の認定に付すこととなっております。

認定に当たっては、主要な施策の成果を説明する書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を併せて提出することとなります。

会計管理者から決算書が提出され、監査委員の審査も終わっておりますので、関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会計管理者及び企業出納員が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御認定賜ります

ようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野会計管理者。

○会計管理者（上野 陽一君） 議案第69号から議案第72号までの令和6年度錦町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定について、決算書により御説明いたします。

決算書10ページ、11ページをお開きください。

令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

歳入からです。

1款町税から2款町債までの歳入合計は、予算現額79億9,367万2,777円に対し、調定額80億1,115万5,144円、収入済額77億7,539万9,194円、不納欠損額367万1,056円、収入未済額2億3,208万4,894円となっております。

不納欠損及び収入未済について1款より順次御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

1款町税の不納欠損額367万1,056円は、地方税法の規定に基づき処分したもので375件分、収入未済額5,645万5,682円につきましては4,824件分です。

次のページをお開きください。

13款分担金及び負担金の収入未済額132万7,577円の主なものは、1項分担金の林業費分担金で2件分です。

14款使用料及び手数料の収入未済額578万2,476円は、錦ネット・住宅・住宅浄化槽の各使用料及び情報通信施設加入手数料で548件分です。

15款国庫支出金の収入未済額1億3,215万円のうち主なものは、2項国庫補助金の社会資本整備総合交付金及び交通安全対策補助、通学路緊急対策等に伴う繰越明許費です。

16款県支出金の収入未済額3,457万4,000円は、2項県補助金で、主に林業施設災害復旧費補助金等に伴う繰越明許費です。

17款財産収入の収入未済額145万3,703円につきましては、土地建物貸付収入22件分です。

21款諸収入の収入未済額34万1,456円につきましては、主に貸付金元利収入16件分です。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

1款議会費から14款予備費までの歳出合計は、予算現額79億9,367万2,777円に対し、支出済額75億1,703万1,467円、翌年度繰越額3億8,810万800円、不用額8,854万510円となっております。

次に、翌年度繰越額の主なものについて御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。

2款総務費の翌年度繰越額732万6,000円は、1項総務管理費で、くま川鉄道経営安定化補助金、災害復旧費の繰越明許費です。

3款民生費の翌年度繰越額2,077万2,000円のうち主なものは、1款社会福祉費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業等の繰越明許費となります。

6款農林水産業費の翌年度繰越額2,438万3,000円は、2項林業費の公有林整備事業に伴う繰越明許費です。

8款土木費の翌年度繰越額2億6,550万4,000円のうち主なものは、2項道路橋梁費の2億6,040万

4,000円で、道路改良事業等に伴う繰越明許費となります。

次のページをお開きください。

9款消防費の翌年度繰越額667万円は、地域衛星通信ネットワーク整備に伴う負担金の繰越明許費です。

10款教育費の翌年度繰越額344万6,800円は、4項社会教育費の町史編さん事業に伴う繰越明許費です。

11款災害復旧費の翌年度繰越額5,999万9,000円の主なものは、1項農林水産業施設災害復旧費の3,829万8,000円で、林業施設災害復旧に伴う繰越明許費となります。

一般会計の歳入歳出差引残額につきましては、2億5,836万7,727円となります。

次に、192ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額77億7,539万9,000円、歳出総額75億1,703万1,000円、歳入歳出差引額2億5,836万8,000円、このうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額1億1,106万1,000円を差し引きまして、実質収支額1億4,730万7,000円となります。

次のページをお開きください。

財産に関する調書について御説明いたします。

公有財産の土地及び建物につきまして、一番下の合計欄を御覧ください。

土地につきましては、決算年度中増減高18.72平方メートルの増で、民有地購入分から払下げ分を相殺したものに、決算年度末現在高は1,514万1,588.09平方メートルとなります。

建物につきましては、決算年度中増減高1,783.11平方メートルの増で、球磨村大王原公園仮設団地の譲与を受けた分から、町営住宅解体分等を相殺したものとなり、決算年度末現在高は5万2,632.20平方メートルとなります。

次のページをお開きください。

山林面積及び物権につきましては、決算年度中の増減高はございません。

次の出資による権利中、熊本さわやか長寿財団の出捐金については、決算年度中増減高2万9,313円の減で、決算年度末現在高60万7,687円となり、全体の合計金額は4,578万8,687円となります。

立木の推定蓄積量は、決算年度中増減高7,036.81立方メートルの増で、所有林及び分収林への成長率を乗じた量から、間伐した量等を相殺したものとなり、決算年度末現在高は53万4,230.15立方メートルとなります。

202ページ、203ページをお開きください。

債権につきましては、決算年度中増減高2億303万3,000円の減となり、決算年度末現在高は5億8,169万9,000円、次の基金につきましては、決算年度中増減高1億1,537万1,000円の増で、決算年度末現在高は33億6,393万6,000円となります。

次に、令和6年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

208ページ、209ページをお開きください。

歳入からです。

1款国民健康保険税から8款諸収入までの歳入合計は、予算現額12億8,465万7,000円に対し、調定額13億7,010万8,978円、収入済額13億1,831万9,247円、不納欠損額547万225円、収入未済額4,631万9,506円となります。

1款国民健康保険税の不納欠損額547万225円は、地方税法の規定に基づき処分したもので353件分、収入

未済額4,631万9,506円につきましては、2,835件分です。

次に、歳出です。

212ページ、213ページをお開きください。

1款総務費から10款予備費までの歳出合計は、予算現額12億8,465万7,000円に対し、支出済額12億7,893万2,566円、不用額572万4,434円で、歳入歳出差引残額は3,938万6,681円となります。

次に、240ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額13億1,831万9,000円、歳出総額12億7,893万3,000円で、歳入歳出差引額は3,938万6,000円となり、実質収支額も同額です。

次のページをお開きください。

財産に関する調書について御説明いたします。

基金につきましては、決算年度中増減高2,481万8,000円の減で、決算年度末現在高は2億5,768万円です。

次に、令和6年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

248ページ、249ページをお開きください。

歳入からです。

1款保険料から8款諸収入までの歳入合計は、予算現額13億1,699万6,000円に対し、調定額13億2,578万9,962円、収入済額13億2,192万5,079円、不納欠損額120万7,940円、収入未済額265万6,943円となります。

1款保険料の不納欠損額120万7,940円は、介護保険法の規定に基づき処分したもので90件分、収入未済額165万7,050円につきましては166件分です。

次に、歳出です。

252ページ、253ページをお開きください。

1款総務費から7款基金積立金までの歳出合計は、予算現額13億1,699万6,000円に対し、支出済額12億3,373万8,558円、不用額8,325万7,442円で、歳入歳出差引残額は8,818万6,521円となります。

次に、286ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額13億2,192万5,000円、歳出総額12億3,373万9,000円で、歳入歳出差引額は8,818万6,000円となり、実質収支額も同額となります。

次のページをお開きください。

財産に関する調書について御説明いたします。

債権につきましては、決算年度中増減高2,795万2,000円の減で、決算年度末現在高は4万8,000円。

次の基金につきましては、決算年度中増減高2,800万円の増で、決算年度末現在高は7,490万7,000円となります。

次に、令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について御説明いたします。

294、295ページをお開きください。

歳入からです。

1 款後期高齢者医療保険料から 5 款繰越金までの歳入合計は、予算現額 1 億 6,517 万 6,000 円に対し、調定額 1 億 6,651 万 5,987 円、収入済額 1 億 6,575 万 2,167 円、不納欠損額 20 万 3,800 円、収入未済額 56 万 200 円となります。

1 款後期高齢者医療保険料の不納欠損額 20 万 3,800 円は、高齢者の医療確保に関する法律の規定に基づき処分したもので 21 件分、収入未済額 56 万 200 円につきましては 91 件分です。

次に、歳出です。

298、299 ページをお開きください。

1 款総務費から 5 款予備費までの歳出合計額は、予算現額 1 億 6,517 万 6,000 円に対し、支出済額 1 億 6,416 万 7,533 円、不用額 100 万 8,467 円で、歳入歳出差引残額は 158 万 4,634 円となります。

次に、314 ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額 1 億 6,575 万 2,000 円、歳出総額 1 億 6,416 万 8,000 円で、歳入歳出差引額は 158 万 4,000 円となり、実質収支額も同額です。

以上で、議案第 69 号から議案第 72 号までの令和 6 年度錦町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案第 73 号令和 6 年度錦町水道事業会計決算認定について及び議案第 74 号令和 6 年度錦町下水道事業会計決算認定について説明をいたします。別冊の決算書により説明いたします。

議案第 73 号令和 6 年度錦町水道事業会計決算認定についてですが、4 ページ、5 ページをお開きください。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

まず、収入からです。

第 1 款水道事業収益は、第 1 項営業収益及び第 2 項営業外収益からなり、予算現額 2 億 205 万 9,000 円に対し、決算額は 2 億 260 万 8,313 円です。

第 1 項の営業収益は、給水収益である水道料金と、その他の営業収益である手数料、加入金で、決算額は 1 億 3,091 万 1,640 円です。

第 2 項の営業外収益については、受取利息、他会計補助金、長期前受金戻入れ、雑収益で、決算額は 7,169 万 6,673 円です。

次に、下段の支出です。

第 1 款水道事業費用は、第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用、第 3 項特別損失及び第 4 項予備費の合計予算現額 2 億 920 万 2,100 円に対し、決算額は 2 億 728 万 2,915 円です。

第 1 項営業費用は、1 目原水及び浄水費から 5 目受託工事費までの予算額計 1 億 6,913 万 2,100 円に対し、決算額は 1 億 6,821 万 2,673 円です。

第 2 項営業外費用は、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、2 目雑支出で、予算現額 3,906 万 9,000 円に対し、決算額は 3,906 万 8,142 円です。

第 3 項特別損失は、1 目過年度損益修正損と 2 目その他特別損失で、合計予算額 3,100 円に対し、決算額は 2,100 円。次の第 4 項予備費から 2,100 円を充用しております。

ここで10ページをお開きください。

財務諸表の損益計算書になります。

ただ今御説明した収益的収支の内訳となり、消費税相当額を差し引いた額で計上しております。

1、営業収益1億1,904万6,318円と、3、営業外収益7,169万6,657円の合計1億9,074万2,975円が収入になります。

一方、2、営業費用1億6,459万7,287円と、4、営業外費用2,771万442円の合計1億9,230万7,729円が支出になります。

この結果、収入決算額から支出決算額を差し引いた156万6,664円が当年度純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

決算書の6ページ、7ページをお開きください。

収入からです。

第1款資本的収入は、第1項企業債及び第2項他会計負担金の合計予算現額8,004万5,000円に対し、決算額同額の8,004万5,000円です。

第1項企業債は、建設改良等の財源に充てる企業債で、決算額は1,180万円です。

第2項他会計負担金は、一般会計からの繰入金で、決算額は6,824万5,000円です。令和6年度において、基準外繰入れはございません。

次に、下段の支出です。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金の合計予算現額1億4,305万9,000円に對し、決算額は1億4,286万1,407円です。

第1項建設改良費は、1目水道施設整備事業費及び3目営業設備費の合計予算現額1,316万4,000円に對し、決算額1,296万6,695円です。

第2項企業債償還金は、企業債の元金償還で、予算現額1億2,989万5,000円に對して、決算額1億2,989万4,712円です。

なお、資本的収入8,004万5,000円に對して、資本的支出1億4,286万1,407円となり、不足する6,281万6,407円は、当年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

以上が、議案第73号令和6年度水道事業会計決算認定の説明になります。

続きまして、議案第74号令和6年度錦町下水道事業会計決算認定について説明いたします。

別冊の決算書4ページ、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入からです。

第1款下水道事業収益は、第1項営業収益、第2項営業外収益及び第3項特別利益からなり、予算現額2億753万9,000円に對し、決算額は2億1,462万6,777円です。

第1項の営業収益は、下水道使用料収益の下水道使用料と農業集落使用料、雨水処理負担金、その他営業収益である手数料の4項目によるもので、決算額は8億5,076万2,023円です。

第2項の営業外収益については、受取利息、他会計補助金、国庫補助金、長期前受金戻入れ、雑収益で、決算額は1億1,822万9,633円です。

第3項の特別利益については、過年度損益修正益で、決算額は294万2,674円です。

次に、下段の支出です。

第1款下水道事業費用は、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失の合計予算現額2億902万7,000円に対し、決算額は2億991万1,739円です。

第1項営業費用は、1目污水管渠費から6目資産減耗費までの予算額計1億8,313万7,000円に対し、決算額は1億8,446万6,989円です。

第2項営業外費用は、1目支払利息及び企業債取扱諸費、2目雑支出で、予算現額は2,214万8,000円に対し、決算額は2,170万9,648円です。

第3項特別損失は、3目その他特別損失で、合計予算額374万2,000円に対し、決算額は373万5,102円です。

ここで10ページをお開きください。

財務諸表の損益計算書になります。

ただ今御説明いたしました収益的収支の内訳になり、消費税相当額を差し引いた額で計上しております。

1、営業収益8,576万2,623円と、3、営業外収益1億1,822万9,633円及び5、特別利益294万2,674円の合計、2億693万4,333円が収入になります。

一方、2、営業費用1億7,801万7,856円と、4、営業外費用2,170万9,648円及び5、特別損失373万5,102円の合計、2億346万2,606円が支出になります。

この結果、収入決算額から支出決算額を差し引いた347万1,724円が当年度純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

決算書6ページ、7ページをお開きください。

収入からです。

第1款資本的収入は、第1項企業債、第2項他会計出資金、第3項国庫補助金及び第4項分担金の合計予算現額9,677万6,000円に対し、決算額は8,390万円です。

第1項企業債は、建設改良等の財源に充てる企業債で、決算額は1,180万円です。

第2項他会計出資金は、一般会計からの繰入金で、決算額は695万7,651円です。令和6年度において、基準外繰入れはございません。

第3項国庫補助金は、一般会計からの繰入金で、決算額は272万2,000円です。

第4項分担金は、下水道接続工事に伴う分担金で、決算額は319万6,000円です。

次に、下段の支出です。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金の合計予算現額1億6,064万2,000円に対して、決算額1億6,021万3,479円です。

第1項建設改良費は、1目污水管渠建設費及び4目流域下水道建設負担金で、予算現額2,982万3,000円に対し、決算額は2,945万2,414円です。

第2項企業債償還金は、企業債の元金償還で、予算現額1億3,081万9,000円に対し、決算額1億3,076万1,065円です。

なお、資本的収入9,677万5,651円に対し、資本的支出1億6,021万3,479円となり、不足する6,343万7,827円は、当年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

以上が議案第74号令和6年度下水道事業会計決算認定についての説明です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査をお願いします。

なお、委員長報告及び質疑、採決は、18日に行います。

ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時5分から開始します。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第11. 議案第75号

日程第12. 議案第76号

日程第13. 議案第77号

日程第14. 議案第78号

日程第15. 議案第79号

日程第16. 議案第80号

○議長（荒川 孝一君） 日程第11、議案第75号令和7年度錦町一般会計補正予算（第4号）から、日程第16、議案第80号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）についての6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第75号令和7年度錦町一般会計補正予算（第4号）、議案第76号令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第77号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第78号令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第79号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第80号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上6議案につきましては、令和7年度各会計の補正に関する予算でございます。

まず、一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,934万9,000円を追加し、予算の総額を67億7,000万4,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、保育所等業務効率化推進事業、住宅リフォーム事業、介護基盤緊急特別会計対策事業などの各種補助金、小中学校の屋内運動場空調設備設計業務委託料ほか、詳細の補正でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万7,000円を追加し、予算の総額を12億5,197万7,000円とする案件でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,213万9,000円を追加し、予算の総額を13億4,969万7,000円とする案件でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万1,000円を追加し、予算の総額を1億7,704万6,000円とする案件でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入・支出をそれぞれ299万1,000円増額する案件と、議会の議決を経なければ流用することができない経費、他会計からの補助金の補正でございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入・支出それぞれ16万円を増額

する案件と、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづり、14ページをお願いします。

第2表地方債補正、追加が1件です。

起債の目的は、学校教育施設整備事業、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり、起債の限度額を660万円とするものです。

内容は、町内3つの小学校及び中学校の体育館空調設備整備設計業務の財源として借入額を計上するものです。

次に、22ページ、23ページをお願いします。

まず、歳入から御説明いたします。5万円未満の補正につきましては、慣例により、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承をお願いします。

初めに、総務課関係からです。2段目です。

19款2項3目1節ふるさと錦ゆかり基金繰入金、減額の400万円は、当初、中学校の修学旅行補助金の財源として計上しておりましたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に振り替えるため減額するものです。

次に、20款1項1目1節前年度繰越金2,052万2,000円は、今回補正予算の財源として計上するものです。

次に、21款4項1目1節雑入21万円は、主なものとしまして、市町村振興宝くじ交付金の交付決定による増額になります。

次のページをお願いします。

22款町債につきましては、第2表地方債補正で御説明したとおりです。

次に、歳出です。

26ページ、27ページをお願いします。

まず、全般的なことを申し上げますと、人件費の補正につきましては、人事異動に伴う補正や各種手当、共済組合負担金について調整を行っておりますので、それに係る説明は割愛させていただきます。併せて、歳入と同様5万円未満の補正につきましても、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承をお願いします。

中段です。

2款1項5目財産管理費18節負担金補助及び交付金13万円は、西地区のグラウンドゴルフ場に整備中のトイレの下水道加入分担金です。

42ページ、43ページをお願いします。上段です。

9款1項3目消防施設費14節工事請負費80万円、16節公有財産購入費28万3,000円は、防火水槽用地取得に伴う私有地との境界ブロック塀設置工事及び用地購入費になります。

総務課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 住民福祉課関係を説明いたします。

18ページ、19ページをお願いします。

まず、歳入です。

15款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金21万3,000円は、妊婦のための支援給付事業に係るシステム改修に対する補助金です。補助率は3分の2になります。

次のページをお願いします。中段です。

16款2項2目民生費県補助金1節社会福祉補助金299万円は、LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金です。補助率は2分の1になります。

2節児童福祉費補助金447万9,000円。内訳として、保育所等物価高騰対策支援金補助金104万2,000円、補助率は10分の10と、保育対策総合支援事業費補助金343万7,000円、補助率は約9分の8になります。

次のページをお願いします。最下段です。

21款4項2目1節過年度収入206万7,000円のうち、令和6年度障害者自立支援給付費等国庫負担金199万3,000円は、追加交付分です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

30ページ、31ページをお願いします。下段です。

3款1項1目社会福祉総務費384万7,000円。内訳として、3節職員手当等114万7,000円は、職員4人分の不足が見込まれる時間外手当です。10節需用費6万円は、特別児童扶養手当に係るファイル等の消耗品費です。22節償還金利子及び割引料176万8,000円は、令和6年度障害者医療費国庫負担金返還金50万8,000円など、国、県への返納金5件分です。

次のページをお願いします。最下段です。

6目給付金支給事業598万円は、18節負担金補助及び交付金で、第4弾LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金で、1世帯あたり2,000円、2,600世帯分の支援金と事務費になります。

次のページをお願いします。

同款2項1目児童福祉総務費548万8,000円。内訳として、12節委託料32万1,000円は、妊婦のための支援給付事業に係る中間サーバー連携改版に伴う健康管理システム対応業務委託料です。22節償還金利子及び割引料518万円は、令和6年度子ども・子育て支援交付金返還金302万8,000円など、国、県への返納金9件分です。

4目保育所費492万2,000円は、18節負担金補助及び交付金で、保育所等物価高騰対策支援金104万2,000円は、物価高騰の影響を受けている保育施設等に対して、光熱水費、燃料費等の上昇分の一部を支援するものです。

保育補助者雇上強化事業費補助金73万円は、保育士の離職防止を目的として、保育士の補助を行う、保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助するものです。

保育所等業務効率化推進事業補助金315万円は、保育所等における業務のICT化を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減と、保育士等の働きやすい環境整備のための補助金です。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 企画観光課関係を御説明します。

まず、歳入です。

議案つづり、18、19ページをお開きください。中段です。

14款1項1目総務使用料2節錦ネット使用料61万3,000円は、歳出で御説明します錦ネット通信事業費の増額に伴うものです。

次に、15款2項1目総務費国庫補助金23節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金702万6,000円は、説明欄にあります推奨事業メニュー分で、住民福祉課所管のLPガス価格高騰対応生活者支援事業と教育振興課所管の修学旅行費補助事業に対する交付金です。

次のページをお開きください。下段です。

16款3項1目総務費委託金3節統計調査費委託金6万3,000円は、国勢調査に係る委託金で、調査員及び指導員の報酬単価の改定に伴う増額です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

議案つづり、28、29ページをお開きください。3段目です。

2款5項2目指定統計費1節報酬6万3,000円は、国勢調査に係る報酬単価の改定に伴うものです。

次に、2款7項1目企画費1節報酬、減額の249万3,000円は、本年4月以降、地域おこし協力隊を採用できていないことから、不在期間6ヶ月分を減額するものです。

3節職員手当等、減額の73万8,000円は、説明欄の一般職員給与費の時間外、職員3人分の時間外勤務手当54万8,000円の増額と、次のページをお開きください。

説明欄にありますふるさと回帰推進事業で、先ほど報酬で御説明しました地域おこし協力隊の不在期間に係る期末手当69万9,000円の減額と、勤勉手当58万7,000円を減額するものです。

次の4節共済費、減額の24万9,000円は、一般職員給与費、共済組合負担金28万6,000円の増額と、地域おこし協力隊社会保険料、不在期間6ヶ月分の53万5,000円の減額となります。

次に、5目錦ネット通信事業費3節職員手当等35万円は、事業に係る職員3人分の時間外勤務手当となります。

最後に、21節補償補填及び賠償金26万3,000円は、昨年10月に発生しました錦ネット通信事業用の光ケーブルとNTTのケーブルを個人住宅内に引き込むため設置していた金具部分のコンクリートの壁が崩落し、駐車してあった自家用車が破損した事故に対する賠償金で、NTTと折半する金額となっております。

以上で、企画観光課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） 税務課関係を御説明いたします。

歳出です。

議案つづりは、28、29ページをお願いします。上段です。

2款2項1目税務総務費11節役務費8万4,000円は、本町におきまして来年2月から移行予定のシステム標準化におきまして、軽自動車検査情報の一部が提供されなくなることに伴う軽自動車検査情報サービスの利用手数料です。

税務課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） 保険政策課関係の説明をいたします。

まず、一般会計の歳入です。

18ページ、19ページをお願いします。

15款2項2目民生費国庫補助金4節社会福祉費補助金218万9,000円は、令和8年度からの子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修国庫補助金を計上するものです。

次のページをお願いします。

16款2項2目民生費県補助金5節介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金492万3,000円は、一般会計歳出の3款において説明いたします。

次のページをお願いいたします。

19款1項1目特別会計繰入金26万2,000円は、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の返還に伴うものです。

次に、歳出です。

30ページ、31ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金52万8,000円は、国民健康保険特別会計において説明いたします。

次のページをお願いします。

3款1項2目老人福祉費18節負担金補助及び交付金492万3,000円は、介護予防拠点施設2カ所の改修補助金で、歳入20、21ページの介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金と同額になります。

22節償還金利子及び割引料24万9,000円は、いずれも令和6年度補助金に関する返納金で、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、熊本県介護保険低所得者対策事業費補助金及び低所得者保険料軽減負担金等です。

3款1項5目後期高齢者医療事業費27節繰出金166万1,000円は、後期高齢者医療特別会計において説明いたします。

一般会計については以上です。

次に、国民健康保険特別会計の歳入です。

58ページ、59ページをお願いします。

6款1項1目一般会計繰入金52万8,000円、7款1項2目その他繰越金113万9,000円は、歳出において説明いたします。

次に、歳出です。

次のページをお願いします。

1款1項1目一般管理費12節委託料52万8,000円は、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修業務委託料です。18節負担金補助及び交付金113万9,000円は、共同利用クラウド標準化に伴う負担金です。

国民健康保険特別会計については以上です。

次に、介護保険特別会計の歳入です。

70ページ、71ページをお願いします。

3款2項8目保険者機能強化推進交付金9万2,000円は、交付金確定によるものです。

3款2項9目介護保険者努力支援交付金、減額13万1,000円は、交付金確定によるものです。

7款1項1目1節繰越金6,217万8,000円は、前年度繰越金で財源調整になります。

次に、歳出です。

74ページ、75ページをお願いします。

5款1項1目償還金22節償還金利子及び割引料4,187万6,000円は、令和6年度の介護給付費等の事業実績に伴う、国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金です。

次のページをお願いします。

5款2項1目他会計繰出金27節繰出金26万3,000円は、一般会計歳入22、23ページで説明しました令和6年度の低所得者保険料軽減負担金の返還金確定に伴う一般会計への繰出金です。

7款1項1目介護給付費準備基金積立金24節積立金2,000万円は、基金積立金になります。

介護保険特別会計については以上です。

最後に、後期高齢者医療特別会計です。

まず、歳入です。

86ページ、87ページをお願いします。

3款1項1目事務費繰入金166万1,000円は、歳出において説明いたします。

次に、歳出です。

次のページをお願いします。

1款1項1目一般管理費12節委託料166万1,000円は、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修業務委託料です。

後期高齢者医療特別会計については以上です。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） 健康増進課関係を説明いたします。

議案つづり、18、19ページをお願いいたします。下段になります。

歳入です。

15款2項3目2節保健衛生費補助金31万8,000円です。内訳は、マイナンバー情報連携体制整備事業補助金14万5,000円、補助率3分の2です。次に、母子保健対策強化事業補助金11万8,000円、補助率2分の1です。次に、ヒトパピローマウイルスワクチン検査健康管理システム改修事業補助金5万5,000円、補助率3分の2です。いずれも事業費確定による国庫補助金になります。

次に、議案つづり、22、23ページをお願いいたします。下段になります。

21款4項2目1節過年度収入206万7,000円です。うち、健康増進課関係では、令和6年度に実施しました新型コロナウイルス定期予防接種確保事業助成金7万4,000円になります。令和6年度の精算金になります。

次に、議案つづり、36、37ページをお願いいたします。中段になります。

歳出です。

4款1項2目予防費22節償還金利子及び割引料23万1,000円。内容は、令和6年度感染症予防事業国庫負担金返納金になります。

次に、4款1項5目母子保健事業22節償還金利子及び割引料14万6,000円。内容は、令和6年度妊娠出産包括支援事業国庫負担金返納金になります。

いずれも、令和6年度事業確定に伴う返納金になります。

次に、4款1項6目保健センター費10節需用費43万9,000円です。保健センター内にあります栄養指導室に設置してありますガス給湯器の修繕料となります。

以上、健康増進課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係を御説明いたします。

歳入です。

議案つづり、20、21ページをお願いいたします。中段になります。

16款2項4目農林水産業費県補助金8節環境保全型農業直接支払交付金301万3,000円です。有機農業に取り組む団体への補助金となります。補助率は4分の3になります。

歳入は以上です。

続いて、歳出です。

議案つづり、38、39ページをお願いいたします。2段目です。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金401万9,000円は、歳入にもございました環境保全型農業直接支払事業補助金です。錦町環境保全型農業推進協議会へ有機農業の取組に対する補助金で、9経営体分となります。

5目農地費18節負担金補助及び交付金8万円は、県営事業負担金で、地域密着型農業基盤整備事業の負担金追加分となります。

次に、2項1目林業総務費18節負担金補助及び交付金75万円です。有害鳥獣対策事業における有害鳥獣侵入防止対策事業補助金です。本年度は、まとまった複数の圃場に対する電気柵の設置申請が多く、予算が不足する見込みとなり増額補正を行うものです。

以上で、農林振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 地域整備課関係を御説明いたします。

議案つづりは、18ページ、19ページをお開きください。

13款2項2目土木費負担金、上段です。1節道路橋梁費負担金115万1,000円の増額。こちらは、木綿葉大橋に係る橋梁点検業務費等の費用を、相良村と案分しておりますが、当初予算を計上する際、点検業務に係る経費について、橋の全延長、面積等で積算すべきところを、相良村側の分を除いた錦町側の分のみで積算していたため、業務費が少額となっております。今回、相良村側の分を含んだところで再積算し、相応分を相良村から負担いただくものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

36ページ、37ページをお開きください。下段です。

4款3項1目上水道費27節繰出金、増額の299万1,000円については、後ほど水道事業会計補正予算にて説明いたします。

続きまして、40ページ、41ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費18節負担金補助及び交付金500万円は、一般事務費において住宅リフォーム補助金の申請は、当初予算1,150万円に対し補助決定額が既に1,000万円を上回っており、今後予算が不足すると想定されるため増額するものです。

続きまして、8款2項1目道路維持費10節需用費140万円は、道路維持費において、町道路面等補修等の修繕料を増額補正するものです。当初予算額410万円に対し、9月までの執行済額、予定額が280万円ほどで、10月以降においても同額程度の執行を想定しており、不足額を計上しております。

14節工事請負費160万円は、道路維持費において、当初計画に上がっていない突発的な維持工事費を増額補正するものです。当初予算額500万円に対し、9月までの執行済額、予定額が330万円ほどで、10月以降においても同程度程度の執行を想定しており、不足額を計上しております。

続きまして、2目道路新設改良費です。12節委託料300万円は、道路側溝改修事業において、町道中の迫線排水対策設計業務委託料としまして100万円、橋梁長寿明化計画事業において、橋梁詳細点検業務委託料として200万円を計上しております。

町道中の迫線の排水対策については、当路線の排水において、側溝の下流側について、現在、商業施設跡地を通り国道を横断して排水がなされており、支障となっております。今回、その区間について、道路側溝を整備し、排水ができるよう検討するため、現地踏査、設計等を行うものです。

橋梁詳細点検業務については、歳入でも説明いたしましたが、橋梁点検業務のうち、木綿葉大橋にかかる点検について、本来の橋の全延長、面積等で積算すべきところを相良村分を除いた、錦町にかかる分のみで面積で積算していたため、設計数量を修正して積算を見直し、委託量を増額計上するものです。

5目用悪水路費14節工事請負費130万円は、法定外水路費としまして、木上山下地区にある用悪水路が大雨などで越水し、法面が崩れており、復旧工事を行うため計上するものです。

一般会計は以上です。

次に、水道事業会計補正予算を説明いたします。

別冊の水道事業会計補正予算書、2ページをお開きください。

議案第79号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）です。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入支出とも299万1,000円増額しております。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費についてを補正しております。職員給与費としまして、既決予定額985万3,000円から104万8,000円増額しております。

また、第4条では、他会計からの補助金の補正を計上しております。一般会計からの補助金としまして、既決予定額9,479万6,000円から299万1,000円を増額しております。

次に、補正の内容について、予算実施計画明細書について御説明いたします。こちら、6ページをお開きください。収益的収入です。

1款2項2目他会計補助金1節一般会計負担金、増額の299万1,000円は、次に説明いたします収益的支出の歳出予算額増額に伴う繰入金を増です。基準内繰入金としまして16万5,000円、基準外繰入金としまして282万6,000円です。

7ページをお開きください。

収益的支出。

1款1項1目原水及び浄水費22節修繕費178万2,000円。こちらは、木上地区にある第一水源の水位計に不具合があり、取り替えにかかる修繕料を計上しております。

1款1項3目総係費、増額120万9,000円は、1節給料32万6,000円の増額、2節手当の53万5,000円の増額。手当の内訳は、説明欄のとおりです。3節賞与等引当金繰入額は16万1,000円の増額で、引当金の内訳は説明欄のとおりです。6節法定福利費は16万円の増額。8節退職手当組合負担金は2万7,000円の増額。こちらは、全て人事異動に伴う増額です。

水道事業会計は以上です。

続きまして、下水道事業会計です。

次に、別冊の下水道事業会計補正予算書、2ページをお開きください。

議案第80号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）です。

第2条で収益的収入及び支出の補正を計上しております。収入支出については、それぞれ16万円を増額するものです。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について補正をしております。職員給与費としまして、既決予定額722万1,000円から14万4,000円を増額しております。

内容については、予算実施計画明細書により御説明いたします。6ページをお開きください。

収益的収入です。

1款1項1目下水道使用料収益16万円の増です。1節下水道使用料としまして、年間での料金収入の推移を算出した結果、増加を見込んでおり、今回16万円を計上しております。

7ページをお願いいたします。

収益的支出です。

1款1項4目総係費16万円の増です。4節報酬1万6,000円、7節旅費3,000円は、下水道事業運営審議会委員報酬及び費用弁償を計上しております。5節法定福利費12万8,000円、6節法定福利費引当金繰入額1万3,000円は、標準報酬月額見直しに伴い、それぞれ増額しております。

下水道事業会計は以上です。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳入です。

18、19ページをお願いします。下段になります。

15款2項5目教育費国庫補助金2節公立学校施設整備費補助金668万円は、空調設備整備臨時特例交付金で、町内小中学校の屋内運動場空調設備整備事業に係る実施設計業務費に対する交付金です。補助率は2分の1です。

次は、歳出です。

42、43ページをお願いします。中段です。

10款2項6目学校施設環境改善交付金事業12節委託料1,102万7,000円は、小学校3校分の屋内運動場空調設備整備設計業務委託料になります。

次に、3項1目学校管理費10節需用費修繕料90万3,000円は、錦中学校体育館玄関前屋根雨どいの修繕になります。

次のページ、お願いします。

同項7目学校施設環境改善交付金事業12節委託料367万6,000円は、小学校費でも御説明しました屋内運動場空調設備整備設計業務委託料になります。

次に、5項2目体育施設費10節需用費修繕料20万円は、国体記念運動公園における落雷等の突発的な故障等に対応するため、追加計上しております。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。31ページ、企画観光課長にお尋ねします。

地域おこし協力隊が431万4,000円、この募集が半年間でできなかったらということですが、募集の要項としてはどういうふうな間隔で募集されているんですか。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

地域おこし協力隊、本年度につきましては、町のPR、SNS等で発信する地域プレゼンターを1名、町の物産等の商品開発、販路拡大コーディネーターを1名を募集しているところです。募集につきましては、町のホームページ、または、ふるさと回帰・移住交流推進機構のホームページ、また、移住定住イベント等において募集を行っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。以前は1人おられたんですね、昨年。旦那さんの転勤が何かで辞められたということですが。

やはり中央のほうにある程度の働きかけ、テレビを見ていると、もういろんな会社ガリストラということで、今出ていますけども、そういう人たちがこっちに来るようなやり方も考えていければいいかなと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

先ほど質問、議員、中央のほうへと申されたことにつきましては、先ほどお答えいたしましたふるさと回帰・移住交流推進機構というのが東京のほうにございます。そちらのほうでは、移住者向け、あと定住者向けの情報を発信しているところがございます。そちらのほうに地域おこし協力隊の募集関係を行っているホームページ等がございますので、そちらのほうで中央に対しての募集は行っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 次に40ページ、地域整備課の課長にお尋ねします。

先ほど、8款2項1目道路維持費の中で、道路維持工事が突発的なものって言われましたよね、160万円の中で。これ、突発的なものは災害で出てくると思いますんで、そういうような緊急的なものとか、言い換えたほうがいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

すみません、表現の中で突発的な維持工事費という形で表現させていただきましたが、具体的には道路維持のパトロールとか、そういうのも行っておりますが、その中で陥没だったりとか、路側のほう、のり面の崩れとか、そういうところもございますので、そういうのをパトロールしながら、維持管理をしながら、或いは要望書等、そちらのほうで対応すべき、緊急的にしなきゃいけないところというところで突発という形を使いましたが、緊急的な工事も含まれておりますので、緊急的で突発的な維持工事という形でお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 池田議員、1 挙手3回目です。もう終わりました。

ほかに質疑はありませんか。6 番、石松議員。

○議員（6 番 石松まゆ子さん） 43 ページと45 ページの10 款の教育費の件でお尋ねをいたしますけれども、小学校屋内運動場空調設備整備事業に1,102 万7,000 円と、45 ページの中学校の委託料として367 万6,000 円が上がっておりますけれども、私も一般質問の中で、非常に災害用とか、子どもたちの熱中症対策として、是非ということでしていただきましたので、非常に感謝をしているところでございますが、もし、今回、委託料をもとに入札とか、工事とかなどをやっていかれると思いますが、時期とか、そういうのを執行部のほうで計画というのは、どのように考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

今回、設計業務費を、調査業務等も含め予算計上させていただきました。令和7 年度において国の交付金を活用させていただきます。設計業務ができれば年度内完了を目指すところになるかと思っております。

併せて、次年度以降、可能であれば令和8 年度・令和9 年度2 ヶ年をかけて施設の整備に着手できればというところで計画しております。

いずれにせよ交付金を活用して実施しておりますので、その交付金がしっかり確保できる前提の下で実施をするという計画でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6 番、石松議員。

○議員（6 番 石松まゆ子さん） 私は、前の一般質問の中でも言いましたけれども、中学校の体育館の中で武道場を1 回見に行ったことがあるんですけども、非常に熱中症対策としてはそこまでやっていただきたいと考えておりますけれども、2 階にある武道場とかも設計の中に入っているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

今回の計画としましては、屋内運動場ということで体育館がメインですけれども、中学校については武道場等もございますので、そういったところも含めて設計業務の中では取り込んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6 番、石松議員。

○議員（6 番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。是非、令和7 年、令和8 年度に是非実現していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第75号令和7年度錦町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第76号令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第77号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第78号令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第79号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第80号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第81号

○議長（荒川 孝一君） 日程第17、議案第81号錦町議会議員及び錦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第81号錦町議会議員及び錦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、3年に一度見直される公職選挙法施行令の改正に伴い、公営単価の基準額を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第81号錦町議会議員及び錦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正に伴い、人権費、物価の変動等を考慮し、選挙公営の単価の改正を行うもので、選挙運動用ビラ、ポスターの作成単価の改正になります。

新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表 1 ページをお願いします。

第 8 条中のビラ 1 枚の作成単価について、改正前の 7 円 7 3 銭から改正後は 8 円 3 8 銭に改正するもので、また、1 1 条中のポスター 1 枚当たりの作成単価について、改正前の 5 4 1 円 3 1 銭から 5 8 6 円 8 8 銭に改正する内容になります。

議案つづり 9 0 ページにお戻りください。

附則として、第 1 項では施行期日を規定し、公布の日から施行することとしております。

第 2 項では、本条例の施行日前に告示された選挙については、なお従前の例によるなど、経過措置を定めております。

以上で、議案第 8 1 号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第 8 1 号錦町議会議員及び錦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 8. 議案第 8 2 号

○議長（荒川 孝一君） 日程第 1 8、議案第 8 2 号錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第 8 2 号錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、前納とする施設使用料について、天候に左右される屋外施設については、使用後に納付することも可能とするため改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りませんようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 議案つづり 9 1 ページ、お願いいたします。

議案第 8 2 号錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例について御説明します。

今回の改正は、使用料条例第 4 条の取扱いを改めることにより利用者の利便性向上と事務処理の簡素化及び経費の

節減を行うことができることから上程するものです。

改正前の使用料条例は、第4条第1項で、使用料金の納付時期を前納と定め、第2項において、状況によっては使用料金の還付ができることを定めております。

本課が管理します社会体育施設のうち、屋外運動場である町民グラウンド及び国体記念運動公園の使用に際し、雨天による使用の中止等が頻繁に発生し、納付済みの使用料の還付手続が必要となり、事務処理の煩雑化や還付請求書等の書類を郵送するなど、郵送料等の過剰な経費が発生していることから、第1項にただし書を追加し、町長の許可を得た場合に限り後納も可能として取扱いを行うため改正するものです。

このことにより、屋外運動場の2施設の使用については、町長の許可を得た上で使用の実績による後納付を行うことができることとなります。

新旧対照表4ページを御覧ください。

左側改正後では、条例第1条第1項後段に、ただし、町長が特に認めるときはこの限りでないを追記します。

議案つづり91ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第82号錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第83号

○議長（荒川 孝一君） 日程第19、議案第83号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工2期及び条件護岸工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第83号町道松里永野線（黒辺田野橋）でございますが、橋梁上部工2期基及び条件護岸工事請負契約についてでございます。

本案件につきましては、請負契約に関する案件でございます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約につきましては議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

して、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案つづりは92ページをお開きください。

議案第83号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工2期及び条件護岸工事請負契約について説明いたします。

- 1、契約の目的、町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工2期及び条件護岸工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、一金1億98万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額918万円）。
- 4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字一武2745番地2。

称号または名称、株式会社イトウ建設、代表者氏名、代表取締役田中聡。

町道松里永野線に架かる黒辺田野橋を含めた周辺の工事は、架け替えとなる橋梁の橋台設置工事など下部工工事が令和7年7月に完了し、また橋桁を架ける上部工工事については5月臨時議会での承認を経て本契約を締結しました。

上部工工事については、現在下部工事で設置しました橋の土台となる橋台に橋を架けるため橋桁を製作中で、製作が完了しましたら現地にて橋桁の架設を行います。

今回、提案させていただいております上部工2期工事は、架設が完了した後、橋梁部の床版工、地覆工、高欄の設置、護岸整備を行う工事です。

概要としましては、施工延長は33メートル、上部工としまして床版工こちら66立方メートル、地覆工12立方メートル、伸縮装置工、車道用としまして12.4メートル、歩道用としまして4メートル。防護柵工、車道用としまして32メートル、歩道用としまして32メートル。護岸工としましては、コンクリートブロック張りを411平方メートル予定しております。

今後の予定としましては、今回、議会での承認を得られましたら、上部工の2期工事の本契約を行い、出水期が終わる10月頃に護岸工事から着手し、橋桁の架設が完了しましてから床版工、地覆工のコンクリート打設、高欄の設置等を進めてまいります。

完了時期については、現在のところ令和8年6月頃を見込んでおります。その後、架け替えた橋梁に附帯する取付道路の改良工事を令和8年度に、既設橋梁の撤去工事を令和9年度に施行する予定としており、事業完了は令和9年度中を予定しております。

また、本工事の契約について、議会で承認が得られましたら、現在行っている上部工工事の進捗状況や上部工2期工事の概要及び今後の予定などについて、工事に対しての御理解や御協力をいただけるよう、主に地域の方々や道路を利用される方々を対象に住民説明会を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） ここで、皆さんに申し上げます。

昼食の時間となりましたが、このまま議事を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） それでは、提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 本件について、3点ほどお尋ねしますが、まず1点目ですが、今、るる詳しく説明されましたが、なかなか私どもには分かりにくいような説明で、理解し難い面があるわけですが、その中で、単純なことについてお尋ねします。

従来、この契約書の題名ですね、題名。従来、橋の場合、固有名称といいますか、名詞といいますか、を使って工事請負契約についてという議題が今まであっておりました。本件についても、もう既に下部工事については、もう私どもも議決しておりますので、それはもうそれでいいと思いますが、今後も、例えば従来は何とか橋工事請負契約についてというような表題でしたけれども、今回、町道松里永野線の黒辺田野橋に限っては、町道松里永野線（黒辺田野橋）という表現でしたよね。これは今後も、今度橋梁工事がある場合はこういった題名になるのか、簡単な質問ですけれどもお尋ねします。

それから、2点目が、私これは長年契約書を見ておりますけれども条件護岸工事という表現がありますが、条件護岸工事は先ほど説明があったと思いますけれども、もうちょっとかみ砕いて、何ていいますか、何で条件護岸工事に請負契約というのが出てきたのかということをもう一回お願いします。

そうすると、それに伴って、私の知識では、護岸工事というのは下部工事のときに護岸工事をするのではないかなというのがあったものですからお尋ねするわけです。

3点目、今回、上部工と護岸工事をされるわけですが、この契約金額1億98万円となっております。この1億98万円のうち上部工の2期工事が幾らで、その護岸工事が幾らなのかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

まず、1点目の町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工という形で、契約名に橋の名称ではなく町道の名称から入っているということはなぜかというところの質問だと思いますけれども、こちら、町道松里永野線については、道路改良事業の中で総合的に松里永野線として計画を立てておまして、その中の黒辺田野橋についての工事をしないといけないので、そちらのほうに、町道松里永野線という名称は残したまま、その何々工区とか、こちらについては黒辺田野橋についての工事になるのでこういう括弧書きで示させていただいております。

2点目ですけれども、条件護岸工事についてですが、条件護岸ですが、こちらについては河川に橋を架けるに当たって、大雨などで洪水などから橋脚付近の河岸及び堤防のり面の洗掘で、被害を防ぐためにコンクリートブロックなどで構造物で橋の前後を覆うものでございます。こちらは河川管理施設等構造令施行規則というのがございまして、その中に条件が定められておまして、その俗称となりますという意味で、条件護岸という名称を使わせていただいております。

次が、護岸工事について、このタイミングでといいますか、下部工事のタイミングで護岸を設置するべきではないかということだったと思うんですけれども、下部工事が既に行われておりますが、橋台が建ったところの真下に当たるところの護岸工事は既に併せて行っております。その前後についてが今回、橋の前後についての護岸工事、条件護岸と言いましたけれども、そちらのほうを今回させていただくということで、ちょっと護岸工事を分けてしております。というのが答弁です。

もう一点が、今回の工事、上部工の2期について、護岸工事が幾らか、橋梁にかかる工事が幾らかというところですが、今回の工事が、すみません、こちらについては、既に行った下部工事、上部工工事、取付道路とか、そちらのほうの大体の概算の金額は抑えていたんですけれども、今回のそれぞれの工種については、ちょっとこちらに持ち合わせをしておりませんので……。

○議長（荒川 孝一君） では、暫時休憩します。

午後0時11分休憩

午後0時14分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

すみません。こちら護岸工事と橋の橋梁のところですけども、橋梁部分については、設計ベースでございますが、約5,700万円ほど。と、護岸工事に当たる部分については4,400万円ほどというところとなっております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今の橋架け替えの確認と、関連なんですけれども、完成時期が令和8年6月というふうにお答えでよろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 今回の上部工工事2期及び護岸工事の完成予定が、こちらが令和8年の6月ごろを見込んでおります。スムーズにいった場合です。その後の取付道路の工事についてを令和8年度中に、撤去工事を9年度中に行う予定でございまして、全て今回の計画に挙がっている分の事業の完了は令和9年度を予定しております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今の旧黒辺田野橋の横に水道管が通っているんですもんね。町の水道の管が。新しく橋ができれば、橋はこの新しい橋はちょっと高く、当然強度も高いわけですけども、旧の橋を撤去してしまうと、むき出しというか、低い、あるんですけども、それに対しての水道管の移設は考えていないのかという確認です。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

水道施設についてですけども、現在の黒辺田野橋、今架かっている黒辺田野橋ですけども、こちらの下流側に水管橋を架けておりますが、こちら、今回の橋梁を新しく架けるタイミングではなくて、施設更新のタイミングがまた参りますので、そのときに新しい橋に共架する予定でございます。以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第83号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁上部工2期及び条件護岸工事請負契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 報告第6号

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、報告第6号令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

提案理由説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第6号令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっておりますので、今回報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづりは93ページになります。

報告第6号令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。

まず1、健全化判断比率についてですが、（1）実質赤字比率、（2）連結実質赤字比率につきましては、黒字のため比率は出ておりません。

（3）実質公債費比率は9.3%で、早期健全化基準の25%を下回り、前年度の数値との比較において0.4ポイント上昇はしておりますが、健全化は維持されているといえます。

（4）将来負担比率は4.7%で、早期健全化基準の350%を下回り、前年度の2.5%と比較して2.2ポイント上昇しておりますが、健全化は維持されております。

次に、2、資金不足比率についてですが、（1）水道事業会計、（2）下水道事業会計共に一般会計からの繰入れによって黒字となり、資金不足比率は出ておりません。

以上で、報告第6号についての説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告ですので、これで終わります。

日程第21. 休会の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第21、休会の件についてを議題とします。

明日10日から16日までを各常任委員会のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、明日10日から16日までを休会とすることに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第3回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。

午後0時20分散会

令和7年 第3回 錦町議会定例会議録 (第2号)

招集年月日	令和7年 9月 9日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和7年 9月17日 令和7年 9月17日	午前10時00分 午後 4時15分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	
出席議員 11名	1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸	
欠席議員 1名	2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳	
	3	欠 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一	
凡例	4	出 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	9	池 田 秀 晴	10	金 山 民 幸	
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	吉 田 誠 二	農林振興課長	東 貴 志
副町長	深 水 英 雄	保険政策課長	大 森 光 春	地域整備課長	高 山 拓 二
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課長	蓑 田 俊 哉	農業委員会事務局長	山 本 直 樹
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	岩 尾 和 文	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	上 野 陽 一	企画観光課長	中 村 裕 二		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第3回錦町議会定例会9日目の会議を開きます。

なお、3番、梶原誠二議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は、抽選により決定しております。8番、岡田武志議員、4番、早田和彦議員、2番、丸小野聖一議員、1番、谷口一也議員、11番、高田孝徳議員、7番、竹田農利人議員、5番、吉田眞二議員、6番、石松まゆ子議員の順となります。

本日は、8番、岡田武志議員、4番、早田和彦議員、2番、丸小野聖一議員、1番、谷口一也議員、11番、高田孝徳議員の予定です。

8番、岡田武志議員の一般質問を許可します。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） おはようございます。8番議員の岡田武志です。ただ今、議長より発言の許しが出ましたので、これより令和7年第3回錦町定例会の一般質問を行います。

まず初めに、御挨拶を申し上げます。近年は暑い日が多く、我々人間も動物も農作物も大変厳しい環境下に置かれています。最近では再びコロナやインフルエンザが流行をしています。町民の皆様には、健康管理に十分注意を払っていただきたいと思っております。

また、昨年から上昇した米の価格も、本年度のJAの買入れが30キロ当たり1万6,000円とのことで、米が高いと言われておりますが、我々生産者からしますと、全ての経費が上昇しておりますので、30年以上も米価が上がらなかったことが、そもそもの大きな要因ではないかと思っております。それでも、なかなか米の作付を増やそうとは私は思っておりません。農家の中には、増やしたくても増やせない農家もたくさんおるのが実情であります。

それでは、質問事項1、くま川鉄道と産交バスの利用状況と将来像について質問いたします。あとの質問は質問席より行います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 質問事項の1のくま川鉄道と産交バスの利用状況と将来像は、

質問の要旨①鉄道とバスの利用状況はについてお尋ねをします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） まず、くま川鉄道ですが、代替バス輸送分を含めた数値となりますが、令和6年度の年間乗降者数は全体で90万6,934人、1日平均2,487人となっており、錦町内の3つの駅に限りますと、年間

13万455人で、1日平均358人となっております。

次に、産交バスですが、人吉から木上経由、西村経由全体の年間乗降者数は7万8,821人、1日平均216人になりますが、1便当たりの平均は5.7人となっております。また、錦町内のバス停に限った乗降者数は年間8,415人で、1日平均23人となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 映像資料を出していただきたいと思います。この次の、次です。これでいいです。すみません。大丈夫です。これは球磨中央高校前のバス停のあれですけども、今の答弁の中で、錦町内の3つの駅に限りますが、年間13万455人で、1日平均358人という答弁ですけども、これは延べということですか。例えば朝1回乗って、夕方帰りも乗ると2回とカウント、そういうことなんですかね。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えします。

延べの人数になります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） これはちょっと資料だと分かりにくいんですけども、実際この産交バスの時刻表を見ますと、大体1日に10便前後なんですよ。11便かな。1時間に1便、8時台が2つと、後は5時台が2つだったかな、そんな形になっていて、1時間に1つのバスということなんですよ。そうすると、先ほど言われたように、バスのあれを見ますと1日に23人が利用ですので、1便当たりになると、錦町では2人程度が乗っていると。そうすると、実際は往復乗っている時間帯がありますので、錦町から乗っているお客さんがいないバスのほうがほとんどではないかなというふうに思うのが実情なんだろうと思っています。私は過去にくま川鉄道と産交バスは何回か質問しております。その中で、その質問した時期と情勢というか刻々と変わっております。これからバスの予定は、こんな感じで1時間に1便とってもらえればいいのかと思います。

くま川鉄道に関しては、復旧作業の真ただ中で部分運行ということで、いち早く湯前から肥後西村までは運行されて、今、球磨川第一橋梁が半分ぐらい架かったかなと。また、今年の球磨川の水が減った時期に工事に取りかかって、来年度、再来年度ぐらいまでに完成予定なのかなと思いますが、このくま川鉄道の人吉駅までの完全な復旧時期というのは、いつになる予定ですか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

令和9年度予定となっております。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） バス停を見ていただく写真を出せますか。これが今の球磨中央高校前のバス停であります。当然、ひさしもなく、ベンチ等ありませんけども、このときの写真撮影の時間帯は昼前でしたけども、36度ありました。ということは実際には40度を超えているような温度なんですよ。ここで1時間バスを待つとなると、とても人間が立って待っているような場所ではないわけです。ですから、例えば今の高校生にしても、中学生にしても、今からは帽子とか、高校でも日傘とかああいうのが必要な時代に入ったのかなと。昔だったらなにに学生のくせに日傘をさしてというような、かもしれませんが、今からはそういう時代ではないのかもしれない。ですか

ら、子どもたちが強い日光から身を守るためには、キャップなりそういったものの対策を講じる必要があるんじゃないかというふうに感じております。

そしてまた、ここに9月11日の新聞の記事があるんですけども、これが県立高校の再編の記事でした。これが熊本県立高校の将来像を協議する高等学校方針検討会という会議があって、この中では、熊本県下の公立高校の50校の中で62学級を削減するという答申がなされております。その中には、熊本市内の済々黷高校、熊本高校、熊本工業高校、第一高校ですかね、1クラス40人定員の10クラス、恐らく熊本県では一番大きな県立高校の部類に入んですけども、この高校も1学級ずつ5は減らすというふうになっております。ということですので、当然62学級となると球磨郡の高校全部を減らすことと同じぐらいくんじゃないかと思っているんですけども、これが実際に出てきましたので、今、球磨人吉の子どもさんの生まれの数も、錦町も、今年、去年ですか、70名前後だったと思いますが、ということは、そのままその子どもたちが大きくなって、例えば錦中学校に入学したときに学年が70人しかないということなんですよ。そういうことになりますよね。今年が100名ぐらいいいと思いますけども、これがこれから先、今生まれた子どもたちが12年たって中学校に入学するときには、錦町にほかのほうから色々な人が入ってこられて、子どもさんが増えている状態であればよいんですけども、今の状態でいくと70名程度かなというふうな予想が立っております。

その中で、次の質問要旨の②に、ちょっと①と②は重複しますので、質問の要旨②利用者増の対策についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今、質問議員のほうから現状というのを写真つきで詳しく説明をいただきました。見方も色々ありますけれども、そういう見方もあるのかなというところがございます。私どもが一番心配しますが、今、岡田議員が質問されます将来の人口がどうなっていくのか、非常に心配します。対策と言われても、有効な対策というのが打てない状況です。ただ質問議員が言われますように、子どもをできるだけ産んでいただくという対策というのは絶対必要でございますので、その対策というのは、教育も含めて色々なやり方をして、錦町は自負ではありませんけれども、よその町村よりも対策そのものは私ほうまい具合にしているのではないかと考えております。やはり高校生を増やして、くま川鉄道なり、バス停、産交バスなりを利用するためには、利用者の8割を占めているのが高校生です。ですので、高校生を増やすということが、会社の経営、或いはそっちのほうにつながっていくわけですけども、その先ほども言いますように、妙案ではありませんが、対策案というのは非常に厳しいとされているところがございます。今回、10月1日付で国勢調査が始まります。その国勢調査には人口とそれから世帯数、或いはちょっとした働く状況というのを記入して出すようになっております。この国勢調査で、これは5年に一度ですけども、前回5年前が1万288人でした。恐らく今回10月1日では1万人を切って、9,900人台に下がっていくのではないかなとっております。やはりここをやっぱり上げていくということが必要ですけども、先ほどから言いますように、なかなか妙案というのが厳しいなと聞いています。ただ、今日のある新聞ですけども、工場団地の基準単価が上がっておりますけれども、その中でもこの45市町村の一覧を見れば、球磨郡の中では錦町と山江村は減少率がプラスのほうにあるということでもありますので、これは今までの皆さん方の御努力がそういうふうになっているのかなとっております。今後そういうことにならないように、しっかりと皆さん方と相談しながら、色々な政策を打っていかねばならないとっております。そのためにはお金、これがもう一番でありますので、やはり過疎の問題も含めて、しっかりと考えていかねばならないとっております。これ過疎債ができるかできないかによって、非常に町も財源的には、過疎が指定になれば余裕ができるのではないかと考えておりますので、引き続き、過疎につ

いて指定される、過疎に指定されるというのは変な話ですけども、町が交付税をもらうためには、そういう制度の交換といえますか、制度の見直し、これを進めていかなければならないと思っております。

以上でございます。あと詳細については、担当課長のほうから説明いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 利用者増の対策についてお答えいたします。

人吉・球磨地域公共交通計画の中で、熊本県、管内10市町村及び交通事業者が、経営の改善や事業継続に向けて取り組み、さらに支援を行う事業として、主要駅から路線バス、乗り合いタクシー等の二次交通への乗り継ぎの利便性の向上、自動車運転免許返納者への割引等の利用促進推進策の実施、肥薩線復旧後の乗り継ぎ割引、イベント開催やイベント列車の運行など各種施策に取り組むこととしております。

錦町においては、錦町地域公共交通会議の中で、バス及び鉄道の利用者の利便性、利用者増へ寄与するものとして提案いただきました意見を、要望書として九州産交バス様へ提出させていただいたところです。

内容は、乗り継ぎ利便性の向上のため、球磨中央高校前バス停留所の肥後西村駅敷地内への移転、同じく買物客等利用者の利便性を図るためのイオン錦店敷地内へのバス停の設置になります。

会議の中で、九州産交バス様から肥後西村駅敷地内への停留所の移転につきましては、現在、鉄道代替バスが駅敷地内への乗り入れをしているため、スペース上の問題から、実施が可能となった場合も、くま川鉄道全線開通後になるだろうという話までは伺っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今の答弁の中で、球磨中央高校前のバス停の停留所を肥後西村駅敷地内への移転、また、イオンのほうにバス停を入れると。こういったのは、例えば今、医療センター、多良木公立病院にも乗り入れをしておりますので、やはり利便性は使い勝手のいい公共機関でなければ、なかなか利用していただけないということになります。ですので、私も提言したのは、先ほどの写真、これで結構です。これが今の、中央高校前の交差点から肥後西村のほうに真っすぐ行く道路ですね。右に見えるのが旧道のほうに曲がる場所ですね。新しくできた道ですよ。ですから、今このバスというのは、こちらのほうに左折してそこを右折するわけですから、実際、球磨中央高校の近くを通っているんですよ。ですから、前あったような、今ある旧那須モーターズ前の停留所というのは、球磨中央高校は直線でここ450メートル以上あるんですよ。500メートル近くあるということなんです。今この交差点から球磨中央高校は100メートルぐらいになっているかな、かなり近いんですよ。ですから、実際はこのバスが学校の近くを通るようになったんですよ。ですから新しく、例えば今の答弁を聞くと、くま川鉄道の代替バスが肥後西村に乗り入れているので、そのバスが邪魔って言ったら変な発言ですけども、あるのでそれで交錯するので、なかなか乗り入れができないので、全線が復旧をしてからというふうな答弁だったと思います。でも、先ほど言いました情勢を見ますと、これが急激に来年度からは私立高校の学費も無償化というふうな情報が流れております。そうすると私立高校がどんどん力が増すんじゃないかと、公立高校が弱っていくというような感じになってくるんですよ。私立高校は当然うちの学校に来てください。うちは野球が強いですよ、うちはこういう魅力がありますよって売り込むわけですよ、当然。でもなかなか県立高校はなかなか言えないのが今までの流れだったんです。でも今からは、特にこの人吉・球磨郡管内というのは、県立高校しかありませんので、その中で黙って手をこまねいたら、本当に高校生の激減につながるんじゃないかと、非常に危惧するところでもあるんですよ。そういった意味で、先ほどの答弁で、前向きな答弁ではあるのだけども、なんとか仮のバス停でもいいから設けて、とにかくバス、鉄道の利

用者を増やすということを、色々な方面から考えていかなければならないと、私は思っております。ですから、こういう会議がなされているということは承知しておりますが、もう時間的にくま川鉄道が復旧してよかったね、そういう話ではないのかなと思っております。その中でまずは、私が今59歳なんですけど、私の学年で3つ下に今ここに深水副町長がおられますね。深水副町長は確か2番議員と同級生であったと思います。私も2番議員も子育ては一応終わってはおりますが、深水副町長はまだ子育ての真っ最中ではなかったかなというふうに考えておりますが、その当事者であり、またこの町の執行部でもあります、自分の中の立場とか、自分の今感じていることがあれば、述べていただきたいと思っております。なかなかこう議場で副町長の発言の機会もありませんので、どうかと思っておりますが、質問いたしました。

○議長（荒川 孝一君） 深水副町長。

○副町長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

私、本当に言われるように子育て真っ最中でございます、一番下の子が小学校の5年生でございます。まだまだ将来どういうふうな道に進んでいくのかというのはまだはっきりはしておりませんが、そういった将来の道への何かしらヒントにならないかなということで、色々な経験を積ませたいと思っております。八代の学校でオープンキャンパスがございまして、そちらに連れて行ったこともございます。そのときは本当に非常に関心が高く、非常に興味を持っておりました。だから、ひょっとしたら郡外のほうに行く可能性もなきにしもあらずかなということで、議員のおっしゃる形とは真逆な感じになる恐れもないことはないんですけども、様々な経験を積みながら、本人が行きたい道を見つけてもらえればいいかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今こう現実の子育て世代ということでそういった意見もあるということで、確かに子どもたちに、特に高校を選ぶ権利とか、自分の将来像を描く上で、自分はこの学校に行きたい、ここに通いたいというのは当然あると思っておりますし、保護者の親もそれは当然子どもの願いというか要望はかなえてやりたいのが親心であります。

その中で今起きているのは、この人材不足というのは、要は今のお父さん世代の方々も少ないわけですよね。ですから、子どもが少ないというのは、子どもを産み育てる親の世代が少ない。というかも何十年も続いて、今こういった状態を招いているのかなというふうに思います。単純にすぐにどうすれば解決できるというような問題でもありませんし、ただ黙って手をこまねいているわけにもいかないという問題であります。ただ先ほど、次の要旨に移っていきますけれども、質問要旨の3番の進路について質問をしたと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 少子化の中、郡外への高校に行かれる子どもたちも多い、どのように捉えていくかというような御質問でございます。

先ほど質問の中で言われておりますように、私立高校の無償化が来年度から始まります。やはり人吉・球磨、この地域から域外への高校へ進学するという者は私は出てくると思っております。ここの家庭や人生の中の考え方であり、仕方がないと思っておりますけれども、くま川鉄道を利用する、或いはバスを利用するという利用の面から考えると、本当に先ほどから何回も申しますように厳しいなど、つくづく思っているのがストレスを感じているのが現状でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 郡外の高校に行かれる子どもたちが多くということで、どのように捉えているのかについてお答えいたします。

まず、直近の進路状況について御説明します。お手元には、令和元年からの推移をまとめた資料を御提供しておりますが、令和6年度、昨年度ですけれども、卒業生98人のうち、郡内公立高校及び支援学校84人で85.7%、残り14人、14.3%が、郡外の公立・私立高校や専修学校等へ進学しております。令和5年度は、卒業生108人のうち、郡内公立・高校及び支援学校87人、80.6%で、残り21人、19.4%が、郡外の公立・私立高校、専修学校等に進学しています。令和4年度は、卒業生111人のうち、郡内公立高校及び支援学校97人、87.4%で、残り14人、12.6%が、郡外の公立・私立高校、高等専門学校、専修学校等に進学しております。直近3年間で、314人中49人、15.6%が郡外に進学し、転出したこととなります。今後においても、1割から2割の生徒が郡外に進学することが予想されますので、今後、子どもの数自体が減少していく中では、大変厳しい状況になっていくものと思われま

す。また、先ほど来お話しありましたとおり、高校授業料の無償化が進められることになると、より多くの生徒が郡外の高校への進学を検討することも予想され、球磨郡、市を問わず、地方から都市部への進学を希望する子どもたちの増加と、地方の過疎化、少子化がより顕著になっていくことが危惧されます。併せて、県内の公立高校の定員割れも出ていることから、高校の再編も検討され、地方部における定員割れ高校の統廃合が進められることも予想され、地域の活性化、にぎわいの創出にも影響を及ぼし、高校生の交通手段であるくま川鉄道も利用者の増加にはつながらないと考えています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） さっきの新聞の切り抜きの中で、定員割れが続く学校については、学級減や統廃合の検討をするというふうな対応がなされておりますし、しかしながら、県立高校の在り方検討会の提言書のポイントの中で、地域と学校との協働体制構築ということで、やはり錦町も、錦町の中には球磨中央高校があるわけですが、これが色々やっていますよね、今、企画観光課等がやっております、その前に新聞やテレビ等で知っておりますし、ネットで検索しますとその概要が出てきて、こういうことをやっているんですとわかって、自分たちが思っていた昔の球磨商業高校とは、大分違うんだというのがよく分かるのですけれども、なかなか私たちも地元にある高校なので、錦町の方に愛される学校であるし、みんなで応援していかなければならないと考えておるわけです。そういった面もあって、私の提言でありますけれども、先ほど色々言われておりますが、非常に難しい問題です。子どもさんが減るといふか、今の情勢では仕方がないですよ。先ほど言いましたように、お父さんお母さんの世代が少ないわけですから、そのお父さんお母さんから生まれてくる子どもさんも少ないわけですよ。当たり前のことなので、これは大変だ大変だとみんな分かっているんだけど、簡単にはできないし、ただ、今、子どもたちが18年後、今18歳から選挙権がありますので、そういったときにどのような時代になっていくのかなという心配もするわけです。今の進路になるんですけど、今の学校は色々な情報がありまして、子どもたちは色々な情報をすぐ集められるわけですよ。でもその情報というのは意外と偏っていて、いい情報、悪い情報は入ってこないですよ。コマーシャルを回して、宣伝効果があるわけですから。そういった中で、本当に自分が進みたい学校が自分のためにちゃんとした学校であるかとか、それに行くための自分が資格、能力、努力、そういうものを持っているのかということも非常に大事

な要因であると思うんですね。そういった意味で、子どもはあくまでもまだ子どもさんですので、やはり保護者、学校がきちっとした情報提供であったり、今の自分をきっちり自分というものを自分で見ていくというか、そういう形が大事だと私は考えております。今のこういった中での、子どもさんの流出も含めてですけども、そういった進路指導に対して教育長はどのようにお考えをお持ちでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

子どもたちの進学先というのは、子どもたちにとっては未来への挑戦ですので、一律に郡外へ出ることにストップをかけるというようなことは当然ながらできないところです。ただ、先ほど来ありますように、高校の無償化等が進む、私立高校の無償化が進めば、その傾向はさらに拍車がかかるということも懸念されます。

令和6年に生まれた、先ほど町内のお話されましたけど、球磨郡内の子ども数が353人です。この数というのは非常に私としてはショッキングに受け止めているところですが、元来、球磨管内には普通高校はあるし、実業系の学校もそろっております。管内で高等教育がほとんど受けられる環境にあつて、1割から2割程度の子どもたちは郡外に出ますけれども、その8割以上は管内で学ぶというのがずっと続いてきているところです。そういう子どもたちの、高校というのは将来の職業選択にも直結する部分もあります。さらにこれが縮小していくと、地域産業の持続性、維持していくためにも非常に懸念材料となります。今後の高校の在り方検討委員会、それからスケジュールが示されましたが、私は正直なところ、県南地域の状況が県と同じスケジュールで進んでいっても、とてもじゃないけれども、比較したときにも、県と一緒に動いたときにはもう本当に小さな状況にしかないんじゃないかなと思います。ですので、今月の4日だったと思いますが、県の教育長さんが来庁されましたので、その際にもちょっと言いました。今後、統廃合ありきとかそういう話ではなくて、子どもたち、人吉・球磨管内で育った子どもたちの高等教育はどうやっていくのかという、それに関しての色々な意見等も私のほうにも入ってきておりますし、それを協議する場を一日でも早く設けてほしいということで、人吉・球磨の高等教育はこういう状況で今後進めていくというのを先に示して、そして県の動きに乗せていくという形でなければ、県の動きを待っていてもおぼつかないと。同じような思いを持っている方はたくさんおられます。そういう方々と協議しながら、今後の在り方について検討を進めていければと思っていますところ。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 大変皆さんの関心が高い問題でもありますし、この間の委員会の中でも教育委員会の中で、奨学金制度が将来的に錦町に住んでもらえれば全額免除になるというふうに変わったとありますが、中の内容をどんどん見直して、優秀な人材が逆に出ていっても帰ってきてもらえるような、そういった錦町をこれからも支えていく人材を一人でも多く育てていかなければならないので、それをただ錦町の中で育てるのではなくて、当然やはりよそに出て色々な勉強や視野を広めて帰ってくるのが、地域のためになるのではないかと思います。ですので、色々な面から進路指導というのはできるのではないかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、質問事項の2に移っていきます。

質問事項の2、本町職員の副業を認めてはどうか。質問の要旨1、職員の就業規程はということで質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

地方公務員につきましては、地方公務員法第38条において、全体の奉仕者としてその職務に専念する義務が定め

られており、原則として営利企業等への従事は制限されております。例外として、これまでおおむねどの自治体も、公務能力の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持の3つの基本的な原則を満たすことを基準として順守の許可がなされている状況にありましたが、今年6月に地方公務員法第38条の枠組みを維持しながら、職員が兼業を通じて地域を知り、人と交わり、そこで得た学びを職務遂行や行政サービスの向上に生かすことにより、地域住民の信頼を高め、効率的な公務運営の確保につながるのと考えの下、地域貢献活動等に関して一定の範囲で兼業を認めることが可能であるとの総務省通知が出されました。しかしながら、営利を目的とする一般的な副業につきましては、公務への影響など慎重な検討が必要であり、現時点で一律に認める考えは持っていないところで。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） そうですね、一律に何でもかんでも副業は認めていいというわけではないわけですけども、錦町の人口も9,000人台でありまして、約1%ぐらいが町職員ということなんですけど、人が足りないというのが今の現実にあって、じゃあ誰かを雇えばいいとか、誰かにやってもらえばいいとか、そのやってもらう人がいないというのが今の実情なので、とういうことは、今のいる人間の中で、色々な情報やスキルを身につけて、対応能力を増すというのが大事ではないかなと思って、それぐらいしか今できないんじゃないかなと思っているんですよね。当然、外国から優秀な人材を入れるとか、色々な方法はあるんですけども、色々な問題が生じているのも事実でありますので、今回副業というのは、日本の中でも色々な自治体の中で、色々今、試行錯誤というか、そういうふうになっている状態だと思うんですよね。でも、錦町市の中でも、色々な面で検討する価値はあると、意欲がある職員の方がおられれば、それに対するバックアップはしていくべきではないかというふうに考えております。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほどから質問されていらっしゃるんですけども、人手不足というのは農業者だけではなく、商業も人手不足が深刻になってきております。特に質問議員がおっしゃった、農業の労働力を補うための一つの策として、職員を副業として認めればどうだろうかという御提案であります。今までにない発想で質問を受けたときにびっくりをいたしましたけれど、質問に総務課長が答弁しましたように、今のところ考えを持っておりません。ただ農業の労働力を人じゃなくて補うために、いわゆる農業機械、その購入、労働力を軽減するための機械化の進行についての助成、補助、或いは支援は今後続けていきたいと思っております。

また、シルバー人材センターを町も持っておりますので、今、シルバー人材センターの会員が68名いらっしゃいます。これを増やしていくとか、そういうことによって農業のほうにも従事をしていただくというような、働く農業者といいますか、これを育てていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） それでは、質問の要旨の2として、人手不足が深刻化している。特に主幹産業である農業従事者の減と高齢化は深刻であり、人材確保が必要だということで質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 質問の要旨の2についてお答えをいたします。

全国的に農業は、従事者の減少と高齢化という課題に直面しています。昨年12月定例会にて、6番議員の一般質問に対し、当町の基幹的農業従事者数は817名、そのうち65歳以上が65.7%を占めており、過去5年間の新規就農者は、令和2年度から10人、6人、12人、4人、3人で、その平均年齢は30.3歳であったと、令和

2年実施の農林業センサスの結果等についてお答えをしております。

農業の現状は、多くの経験豊富な高齢者に支えられている状況であり、基幹的農業従事者の平均年齢は今後も上昇していくことが予想されますが、後継者がいないことが従事者の高齢化の一因となっております。

本町職員の副業を認めてはどうかという御提案について、職員が持つ知識やスキルを地域貢献に活かせる可能性があり、農家にとっては人手不足の解消につながって、職員にとっては農作業を通じ農業の実態や課題を感じることで、今後の施策に活かす貴重な体験になると思われませんが、先ほどの町長、総務課長の答弁も踏まえまして、副業が本業に与える影響も慎重に検討していく必要があります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 当然、町長が言われましたように、今回は農業に関して言ったんですけども、いきなり何でもかんでもやりましょうというのは非常に厳しいので、最初に農業のほうに振ったという経緯があります。ですから、何でもなんですけども、やる気のある職員がおられれば、公務員というのは収入は安定はしていますけども、色々世の中お金も必要ときたくさんありますよね、だからそういった意味でのやる気のある職員に対しての、例えばスキルですね、例えば農業機械を運転するにしても小型特殊免許がいるし、今はほとんどの農業機械が大きいので大型特殊がいるわけですよ。そうすると大型特殊が引っ張っていくけん引免許もいるわけですよ。刈払機では作業も本当はそれでお金もらうためには刈払機で講習を受けなければいけないわけですよ。そういった色々な面で、今先ほどの安全面とかそういうものも考慮するとやっぱり資格がいるわけですよ。そうすると何でもやろうと思っても資格がないとできないので、まずはそういった意欲がある職員に対しての資格を取れるような、私はこういう資格を取りたいですという職員がおられれば、そういうのを取らせるというか、そういうのも大事じゃないかなと思います。例えば定年退職して農業をなさっている職員の方もおられますしね。色々パターンはあると思いますので、職員の方の色々スキルアップにもつながるんじゃないかなというふうな形で、私は今回提言をしたわけです。やはり人材不足というのはなかなか難しいんですけども、機械を入れる、買うというのはできるが、その機械も高価でもありますし、その機械の使い方も大事なんですよね。農業機械というのは意外と建設機械とは違って軽量に作られています。その分壊れやすいというか、そういう面も持っているんですよ。ですから使い方によっては物すごく機械が長持ちするのもあれば、あっという間に壊れてしまうというそういったものですので、やはりそういったことを考えるとですね、色々な知識、安全面のほうがまず大事で、そういうことを積極的に、前も言いましたけども、鳥獣害の狩猟免許もそうですけども、小型車両系の免許とか、そういった小型特殊とか、そういうのはもし職員の方で取りたいという人がおれば、どんどん取らせていいんじゃないかな、そのほうが町民の利益につながるんじゃないかなと私は思うので、そういうのは検討をしていただきたいと思います。

今回、私色々言いましたけども、なかなかこれで解決するわけではないんですけども、非常に色々な危機感がありますので、やはりいつからしますとか、できたら始めますとかそういうのじゃなくて、できる限り取りかかっていかなければ、取り返しのつかないことにならないように、そういうことに危機感を覚えて質問をいたしました。私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田武志議員の一般質問が終わりました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は11時から開議します。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、こんにちは。4番議員、早田和彦でございます。ただ今、議長より質問の許可をいただきましたので、令和7年9月錦町議会定例会一般質問を行います。

今回の質問では、事項1に、児童生徒の登下校時の暑さ対策について、事項2に、犯罪被害者等支援条例の制定について、事項3に、木上、一武各小学校の150周年記念行事への補助金は、についての3つの事項で質問を行います。

それでは、これより質問席にて順次質問を行います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 質問事項1、児童生徒の登下校時の暑さ対策について質問を行います。

先ほど、8番議員もおっしゃいましたが、今季の暑さは災害級だというところで報道もされておまして、連日、猛暑日が続くというときがございまして、そのときに、子どもたちが登下校をするわけですが、一番暑い時間帯、大体午後2時から午後3時ぐらいの間に小学校低学年の子どもたちが帰っているところであります。

その姿を見るたびに、本当に暑そうだなと。キャップはかぶっておるわけですが、キャップが斜めになって、それを直すことすらできないぐらい暑いさなかを、1時間近くかけて下校をしている姿をずっと見かけております。

それではまず、そのような登下校時の姿は要旨の2で入っていきますけど、まず、そのような暑い中で、学校内の暑さ対策について質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 学校内での暑さ対策についてという御質問でございます。

現在、各小学校、中学校の教室には、エアコンの設置は完了しております。残るは体育館のみというところでございます。

今回の議案の第75号において、小中学校屋内運動場の空調設備整備事業として1,470万3,000円を可決いただきました。それを使って、本年度に空調設備実施計画書を作成し、そして令和8年度に3小学校、そして9年度に中学校の屋内の体育館を整備する計画でございます。

財源が防災減災国土強靱化事業債というのがございます。充当率100%で、交付税措置が50%ございますので、これを使いながらやろうと思っているところでございます。

また、詳細については、担当課長がそれぞれ説明を申し上げます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 学校内での暑さ対策についてお答えいたします。

学校内の暑さ対策としましては、教室ではエアコンが設置してありますので、エアコンの利用による室温調節を行い、効きにくい教室には扇風機による空気循環を行うなどの対応を行っております。

また、WBGT計、暑さ指数計を活用して環境観察を行いながら、児童生徒の健康観察を入念に行っている状況です。

また、体育館ではエアコンが設置されていませんので、窓開けと換気を行うと共に、大型扇風機を活用して空気循

環を行いながら利用しており、あわせて水筒を必ず持参し、小まめな水分補給を行いながら活動を行うようにしております。

体育館の利用時間を朝の気温の低い時間に限定したり、場合によっては、集会の際には各教室でZ o o mを利用するなど、状況に応じた対応を行っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。先ほど、町長も答弁をされておられましたけども、今回補正で体育館の空調設備の整備に向けての委託料が無事に可決されたということで、私も個人的に非常にうれしく思っております。

そしてまた、先ほどは具体的な整備年度までおっしゃっていただきました。これは、非常に保護者の方々も含めて喜んでおられるんじゃないかなと、そのように思います。

実は、以前といいますか、一月ほどぐらい前、私も錦中学校の体育館に案内されて行きましたところ、午後でしたので、とてもじゃないけれども入れないくらい、もわっとした空気といいますか、ここでは何もできないなと思っていたところです。

そのように感じた上での今度の補正で、非常に、心からお礼を申し上げたいと、そのように思います。

さて、ここで先ほど登下校についてちょっとお話ししましたが、資料の写真を1つ、お願いします。あと1枚ですね。

これは、自前の温度計ですけど、これは中学校の体育館のところで撮りましたけど、時間は午後2時頃で39度ありまして、報道されている気温よりもかなり高い。先ほど8番議員もおっしゃっていましたが、40度ぐらいあるのではないかとということでしたけど、実際、39度を超えるぐらい、時間帯的にこの数字が出ました。

あと1枚、お願いします。これは同じ場所ですけど、日陰の部分です。ちょうど体育館のところが日陰とひなたと同じところで測ることができましたので、測ってみましたところ34度。だから、5度ぐらい日陰では差があると。もうちょっと時間をかけると、もう少し差が出たのかなと思いましたが、私も暑くて立っておられませんでしたので10分ほどで切り上げましたけど、この5度の温度差というのが非常に大きいなと思いました。

この数字を見ていただいた上で、質問要旨の2に入ります。

徒歩での登下校時において日傘を推進してはどうかということでお尋ねをしていますが、ここで、小学校2年生の息子さんがおられる40代のお母さんの話でちょっと紹介しますと、自宅は小学校から遠く、子どもの足だと三、四十分ほどかかると。17分館辺りもそのぐらい、もう少しかかりますかね。子どもたちは、登下校の際は帽子をかぶってはいるが、特に下校時は最も暑い午後3時頃、2年生は午後3時頃、40分も炎天下を歩いて帰ってくるので熱中症が心配だということで話されております。子どもさんは、顔を真っ赤にしてぐったりと帰宅する日もあり、水風呂に浸かってクールダウンをしているということです。

そこで、学校に下校時だけでも日傘を使わせてくださいと頼んだところ、学校側は両手がふさがるから転んだりするので危険だというふうにして断られたということでした。でも雨の日は雨傘を差しますので、日傘がNGで雨傘がオーケーなのかという疑問を持たれた上でこのような話をされておられるわけです。

日傘の効果というのは先ほど見ていただくと日陰になりますので5度ぐらいは最低でも違うんじゃないかと私も思っているところです。日傘がNGというのは私もどうもおかしい。傘を差すことで車や見ている人にも目立つので、非常に視認しやすいんじゃないかと逆に思っているところです。

それでお尋ねしますが、是非このような具体的な数字にも出ていますので、日傘使用の推進についてお尋ねをいた

します。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 日傘使用の推進についてお答えいたします。

これまで、特に日傘の使用に関して勧めていることではありませんので、暑さ対策、熱中症予防の一環としてよい方法ではないかと考えます。

現在、小学児童には登下校時、帽子の着用を義務づけてはおりますが、下校の暑さは大変厳しい状況にありますので、日傘を利用したい児童生徒には利用することも差し支えないものと思われまますので、各学校長と協議してまいりたいと考えます。

既に、木上小学校では数名の保護者の方から申出がありましたので、児童への登下校時の日傘の使用方法を説明し、使用時のマナーを徹底した上で使用できるようにしております。

また、一武小学校では、今年7月から遠距離通学、原則30分以上の児童には、凍らすタイプのネッククーラーを持参し、保健室で冷やしたものを携行して下校するというような取組、それから30分以内の登下校の児童には、濡らすタイプのタオルを持参し、携行して下校するというような、それぞれ対応を行っております。

学校ごと、それぞれで対策を進めているところです。

傘の使用に関しては、雨、特に小雨のときには、傘を差したがらない子どもたちも多くいます。あくまでも、子どもたちの自由意思として、差す・差さないの判断を任せてもよいのではと考えているところです。

教育委員会としましては、児童生徒がこのようにしたいという判断力を養うためにも、学校統一の指示決定で行うのではなく、様々な場面でどのようにしたらよいかを判断する主体性を育むためにも、児童生徒及び保護者の意思決定を尊重する方法を取っていければよいかと考えているところです。

いずれにしても、登下校時の暑さ対策、熱中症予防対策としてどのような対応ができるか、今後、各学校長と協議していければと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今の答弁の中でも、各学校、色々な工夫をされて熱中症対策等を行っているということで、具体的に答弁をしていただきました。

非常に分かりやすく説明をいただきましたが、今朝、中学校の女子生徒が普段、制服は半袖ですけれど、手のカバーをしながら通学しているのを見て、やはり女性は特にそういうのに敏感だなと思いました。

ここで、アンケートの調査がありまして、では実際、どのぐらいの方が日傘を使いたいかという数字を御紹介しますと、小学生、中学生、高校生に聞いたところ、小学生の7割、中学生の6割、高校生の5割は日傘を使いたいと具体的に答えておられます。ということであれば、是非、今答弁をいただいた内容に加えて、日傘の使用の推進を是非図っていただきたいなど、そのように思いますので、各学校長ともお話をさせていただきまして推進を図っていただきたい。そのように思います。

続きまして、質問要旨の3です。

暑い時期での登校にポロシャツ等を認めることはできないのかということです。

今、夏用の制服の話をちょっとしましたけど、ワイシャツ系は夏汗をかきますとペタペタと体にくっつきまして、非常に不快な感じを覚えるという話も聞いておるところであります。

私も、子どもが中学生のときは、毎日、夏は交代で着ますけど、ほとんどアイロンがけをしながら着させていたと

いう記憶があります。しかし、ポロシャツになりますと、簡単に言うと洗いつ放しでもいいのかなという気はしますが、制服の選択式の中にポロシャツの着用も含めていただきたいと、そのように思いますけれども、その件について、教育振興課のお話をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問、ポロシャツ等を認めることについてお答えいたします。

中学生のポロシャツ着用については、制服の見直しに関する協議と併せて検討されてきたところであり、保護者へのアンケートの中でも意見が出されているところです。

昨年から、制服の見直しについてアンケート調査を行い、検討がなされ、今年から一部変更になっております。

内容としては、男女の制服の別をなくし、男子がスカート、女子がズボンを履いても構わないようにしております。さらには、夏服と冬服の移行期間をなくし、各自生徒の判断で、体調や気温に合わせて選択することができるようにしております。

ただ、ポロシャツの導入も検討されているところですが、実施には至っておりません。制服の変更には保護者の負担が伴うため、中学校としても、一気にブレザーやポロシャツ等の導入の変更を決めかねているというようなところのようです。

今後については、教育委員会が主体となって検討する必要があると考えております。

ポロシャツについては、夏場限定にするなど、例えば、夏場の暑い時期にはポロシャツの着用も可とし、行事等のある日にはシャツの着用、平時にはポロシャツとシャツどちらでも可など、柔軟に対応できると思いますし、あわせてポロシャツを着用する場合には、海軍航空基地で作成するロゴ入りポロシャツを指定するなど、その売上げの一部が海軍航空基地に入るようであれば双方にメリットがあると思われしますので、そのようなことを含めて検討していけたらどうかというふうに考えているところです。

これらの変更に伴って、当然ながら保護者の負担が出てまいりますので、保護者の理解が得られるようであれば取り組んでいくことになると思われます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今はもう、制服も多様化されておりますので、個人が選択してこっちを着よう、こっちを着ようというようなことも自由に幅を利かせれば、子どもたちもそれから家庭の方も非常にいい方向に行くのではないかと思います。

海軍航空基地のポロシャツも、若干値段もありますので、その件については是非検討いただければと思いますが、私の意見とすると、あのポロシャツで議会を開いてもいいのかなと、そういうふうに制服化をしてもいいかなと思います。なぜならば、沖縄のほうでは全てかりゆしという、地元の方たちが着る服で議会を進めていますので、やはり夏は夏場での服装、そのようなことを取り決めして、地域を根強く思う気持ちを議場でも出してもいいんじゃないかなと個人的には思います。

それを踏まえても、海軍航空基地のポロシャツも推進してもいいのかなと、或いは地元にある衣料品店と提携して、そこからポロシャツを購入していただくというようなことも可能ではないかなと、そのように思います。

今後も、制服の着用の多様化を是非、教育振興課を中心として進めていただきたいなと思います。

ただ一つ、私はブレザーの制服は、あまりよろしくないなと思います。ブレザーはもう使えない、3年間でしか使えない、高校で持っていけないという非常にデメリットしかないなと個人的に思っていますので、冬場の制服につい

では詰め襟をそのまま推奨していただきたいなどそのように思います。

是非、制服の多様化、それから日傘使用の推進をお願いしたいとそのように思いながら、次に質問事項の2にまいります。

質問事項の2については、犯罪被害者等支援条例の制定についてを質問いたします。

これについては、色々と後に続く、また防犯カメラかと思われるかもしれませんが、防犯カメラに続くわけですが、犯罪被害者等支援については、近年の様々な犯罪や交通事故が後を絶ちません。被害に遭われた方やその御家族、御遺族は、これまで深刻な状況に置かれておられました。

このような現状を踏まえまして、国では、平成17年に犯罪被害者等基本法が施行され、それに基づき、犯罪被害者等基本計画が策定されました。自治体にも犯罪被害者等から相談がどんどん増えてきておるのが現状であります。それに対して自治体も必要な支援につなぐ役割等を担わないといけませんので、住民に最も近い基礎自治体として支援の充実が求められていると、私は思っておりますのでございます。

犯罪被害者に遭われた方や御遺族、御家族の方は、命を奪われ、家族を失う、体を傷つけられるといった目に見える被害に加えて、精神的な被害も負われることになり、そしてまた精神的負担、周囲の人々の誤解による中傷やうわさ、過剰な報道などといった二次被害にも遭われることが多い。そしてまた、苦しんでおられるということでもあります。

そういった被害者の方々の家族を守るためにも、こういった条例を制定しているところもありますので、本町においては、犯罪被害者等支援条例の制定の予定があるのかどうか、その件について質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 条例制定の考えは、についてお答えいたします。

犯罪被害者等支援条例の県内の状況を見ますと、令和7年4月現在で、7市町村のみとなっており、まだまだ少ない状況にあります。特に、人吉・球磨管内では、多良木町が本年3月議会で可決し、4月から施行されております。

犯罪被害者等基本法の第5条には、犯罪被害者等に対する支援に関して、地域の状況に応じた政策を策定、実施することが地方公共団体である市町村の責務であると規定されており、福祉面での支援や、失業を余儀なくされた場合の就労支援、被害に遭った住居から転居する場合の公営住宅等への優先入居など、市町村が行う支援に大きな期待が寄せられているところでもあり、制定しない理由は見当たらないと思われませんが、県内の状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。状況を見ながらということですが、現在はまだ制定されておられません。

仮に、そのような状況になった、相談等があられた場合は、どの担当課が窓口となられる予定なのかをお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

住民福祉課の窓口になります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。住民福祉課でまた相談ということになると思いますが、今まではまだほとんどない。しかしながら、人吉・球磨、近隣の方で犯罪に巻き込まれた方もいらっしゃる、非常に私はよく知る人ですが、御家族の方がやはり巻き込まれたという経験もしておりますし、見てもおります。

そういうような方々が、いつ、どこで出てこられるか分からないということで、早急に、早めに外部委員会を設置して、犯罪被害者等支援条例を是非、支援も含めた安心・安全のまちづくりの方向性について検討を進めていただきたいなと思います。ですので、状況を見ながらということで答弁いただきましたが、早めに立ち上げて、そして、いつ起こるか分からない、このような状況にならないように、支援条例の制定を強く望むものであります。

続いて、それに犯罪等についてもですけど、先ほど申しましたが、近年は色々な犯罪に含まれて多様化しております。交通事故も犯罪もです。そして前回、防犯カメラの件について私も質問しましたが、以前はリフォーム補助金の件で、リフォーム補助金の中に防犯カメラの設置を含んでいただけないかということで質問をいたしました。

地域整備課にお尋ねをします。もう一度、その件について答弁をお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

３月の定例会で一般質問において、質問事項の２、通学路への防犯カメラ導入についての質問の要旨２、一般家庭での防犯カメラ導入のニーズが高くなっている。錦町リフォーム補助金制度の対象にしてはどうかと質問され、設置の有無により防犯対策に格差が生じること、また、行政区の要望によって設置している防犯灯と同様に公共性が高いものと思われるので、今後検討してまいりたいと答弁しております。

錦町リフォーム補助金は、町民が住宅のリフォームを町内業者により実施した場合において、その経費の一部を助成することにより、町民の消費を促進し、地域経済の活性化を図り、あわせて居住環境の向上を図ることを目的としております。

防犯カメラ設置については、工事が不要であり、町内業者を介さず、地域経済の活性化につながらないこと、当補助金が増築・改築・修繕・模様替え及び設備改善等のリフォーム工事に対するものであること、これらのことから補助対象としないことといたしました。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。簡単な工事ということで、リフォーム工事に対する補助対象から外してありますということでしたが、聞きますと、各家庭・個人でもつけられる方が増えているというふう聞いております。要は、個人でつけたいという人が増えているということは、やはり防犯カメラの需要は高まっていると、そのように私は理解しているところです。

総務課長に伺いますが、防犯カメラ設置の補助金制度の新設についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

各家庭における防犯カメラの設置につきましては、防犯意識の向上や犯罪抑止に一定の効果があるものと認識しております。

一方で、補助金制度を新設する場合には、財政的負担に加え、撮影範囲の制限や撮影範囲内の住民の同意など、プライバシー保護の観点からの整理も必要になるなど、幾つかの課題がございます。

現時点では、制度新設の予定はありませんが、他自治体の取組事例や効果等を参考にしながら、費用対効果や公平性を十分に検討した上で判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。私も色々考えました。補助金対象ということでお金はかかるんですけども、やはり近年の犯罪の多様化、交通事故の多様化等も含めると、やはり防犯カメラの効果は非常に高いのではないかと考えております。

そこで、仮にですけども、年間40万円、50万円ぐらいの予算を組んでいただいて、1件当たりの上限を決めていただく。そして、その予算が年間で収まる保証ができたなら、それで補助といいますか、それを打ち切って次年度に回す。そのような方法で2年、3年というようなことで普及を図ってもいいのではないかと私は思います。

なぜならば、これはやはり、先ほどの条例の件も含めましてですけど、錦町に関しては防犯カメラが少なめになっているのではないかと、そんな声もあります。また、そして以前の質問では、交差点には設置してありますということですが、やはり設置台数を計画的に増やしていったら、そういった事前の防止、それから交通事故の証拠映像として残していくのもいいのではないかとと思いますが、今後の設置台数を増やす予定、その点について御質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 各家庭における防犯カメラにつきましては、先ほど答弁したとおりですけども、道路に関しましては、今後、通学路であったり、教育委員会、警察、総務課、地域整備課等で一緒に通学路等を点検する場合に必要な箇所等が認められましたら、設置には取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。是非、設置台数も、色々予算等もあるかもしれませんが、関係団体と協議しながら設置場所の選定、それから台数を計画的に増やしていただきたいなど、そのように思います。

それでは続きまして、質問事項の3に移ります。

木上それから一武各小学校の150周年記念行事への補助金については、にお尋ねいたします。

来年の2月に木上小学校、一武小学校の150周年の記念行事が計画をされております。

私も、一武小学校の出身ですので、100周年のときにはちょうど小学校6年生でありまして、この150周年を迎えることができるとなれば、人生で節目のときを2回、体験することとなります。

100周年のときには、たしかタイムカプセルを保健センターの入り口のところに、選ばれた生徒だけが入れることができました。私は選ばれていませんので、私のは入っておりません。いつ、開けるのかというのはまだ分かりませんが、めでたく、錦町の2校が150周年を迎えるということで、地域住民の方々も非常に喜んでおられるし、また協力をしていこうというような流れができておるわけです。

しかしながら、色々記念事業も何か計画されておりますけれども、事業を行うにはやはり予算が必要ということで、一武地区においては、寄附のお願いを、どうかお願いしたいということで各家庭に回覧で回っております。

私は寄附できませんので、心からの応援という形にしかできませんけど、やはり資金が足りないというような声を聞いております。

一武小学校に当たっては、予算立ての金額のうち、まだ30%までも行っていないと、木上小学校においては

10%も行っていないというところで、非常に資金集めに実行委員の方々が苦勞をされているところです。

また、西小学校ももうすぐ150周年になるかと思います。

そこで質問をいたします。この創立150周年記念行事に関しまして、町として少しでも補助金を出していただければと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。補助をするのかどうか、お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問、資金的な補助についてお答えいたします。

質問議員から御紹介がありましたとおり、一武小学校、木上小学校においては令和7年度に創立150周年を迎えることとなり、それぞれの保護者会や学校とで記念行事の計画が進められています。

既に、一武小学校では、庁舎前国道沿いに横断幕が掲げられると共に、それぞれの学校では、卒業生や地域、地元の事業所等を対象に寄附金の募集も行われており、着々と準備が進められています。

去る8月1日金曜日に、一武小学校、木上小学校保護者会長と教育委員会担当とで、町長への支援依頼を行っております。寄附金募集の状況や資金不足等があるようであれば、補助金等の支援も検討するとの回答を得ていますので、今後の状況を注視していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。町長、この件に関しまして、今の答弁には補助金等の支援を検討するということが書いてありましたが、これは、この答弁のとおりよろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

いろんな事業は、やはり最後は資金と言うことになります。

卒業生の皆さんが努力をされていらっしゃるようでございます。せんだって、町職員にも保護者の方といいますか、うちの職員互助会といいますか、そこで資金集めをしているようでございます。

今後は、皆さん方、できるだけ卒業生が、自分が学んだ学校でございますので、集めていただいて、どうしてもできない場合についても、また、議員の皆さん方をお願いしながら支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。事業をするには、やはりお金が必ず、資金的なものが必要になりますので、是非、今、地域の皆さんも一生懸命になって応援されておりますので、不足等があるようであれば、是非我々としても協力してやらないかなと、私は個人的に思っております。

特に、小学校に関しては、地域住民の方々とのつながりも非常に高いので、やはり一生懸命になってやろうという声もちらほらと、常に聞いておりますので、是非応援したいと思っております。

今回、9月定例会の一般質問では、私が通告しておりましたことに関しては、これで全て終わることになりますが、先ほど8番議員からも米価のことが出ましたが、ある方に聞きましたら、ちょっと上がり過ぎだろうというような声も聞いております。

やはり、米価は上がったたり下がったりします。でも、経費は下がりはないということで、いずれ何年か後に下がったりしたら、また生産者にしわ寄せが来るんじゃないかと、そういうようなことを私は個人的には危惧しておるところです。

しかしながら、目の前、今年は米価が高いということで、喜んでおられる方がおられると思います。去年は30キロ1万円ぐらいでしたので、数えやすかったというふうに言われましたが、今年は1万6,000円ということで、非常に数えにくい金額になってしまいましたことをお知らせしながら、9月定例会の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。
午前11時39分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 皆様、こんにちは。2番議員の丸小野聖一でございます。ただ今、議長より発言の許可がありましたので、令和7年第3回錦町議会定例会一般質問を行います。

まず、いつも言っていることではございますが、私が目指すところを申し上げたいと思います。

1つ目、希望。将来が明るく生きがいを感じる社会。

2番目が創生。今ある価値そして新しい価値を創造する社会。

3番目が伝統。過去を重んじ未来につなげる社会。

これを目指していきたいと考えております。それを踏まえて今回も質問させていただきます。

今回の質問につきましては、質問事項1、学校教育について質問させていただきます。

質問の要旨。

1つ目が学校教育の現状。

2つ目が学校教育の課題・問題点。

3番目が学校教育のこれから、未来について。

以上3つを要旨として質問させていただきたいと思います。それでは、これから質問席に移って順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。まず、今回の質問に至ったというか、いつも考えていることではございますが、なぜ教育についてお考えを聞きたいかと考えましたのは、これは私が言う話でもございませんが、世界情勢、戦争が起こったりとか、あと物価の高騰、異常気象、世界のテックマーケットやAI、日進月歩を進んでおります。

日本では、少子高齢化、経済の停滞、様々な災害や色々な変な事件も起こっています。それぞれの時代にそれぞれの問題が、課題があると思います。その礎となるのは午前中も話が出ていましたが、これから少子高齢化の時代になります。

日本の人口も1億2,000万人から7,000万人になるのではないかとということでございます。やっぱり次世代を担う子どもたち、その教育について、現時点の錦町の現状、それから教育長のお考え、これを聞きたいなというふうに考えたのが契機でございます。

それでは、質問に戻りたいと思います。

まず、学校教育の現状ということで、小中学校の児童生徒数・職員数の直近の推移、答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問をお答えいたします。

小中学校の児童生徒数・教職員の職員数の推移ということで、小中学校の児童生徒数は、令和7年度児童数583人、生徒数325人、合計908人に対し、5年前の令和2年度、児童数649人、生徒数303人、合計952人、10年前の平成27年度が児童数693人、生徒数390人、合計1,083人であり、10年前と比較すると175人が減少しています。

学校別の比較では、10年前より西小学校が21人、一武小学校が20人、木上小学校が69人それぞれ減少し、錦中学校でも65人の減となり、木上小学校の減少が顕著に見られます。

また、特別支援学級の児童生徒数が10年前の26人から、今年度110人と大幅に増加し、個別最適な学びの環境が整備されてきていると感じています。

職員数については、10年前平成27年度が90人に対して、今年度は96人となっており、僅かに増えている状況です。特別支援学級の増加に伴って、先生の配置が必要となることから増えているという現状です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございます。10年間の比較でございますので、もっと長くすれば大きな変化が見られたかと思うんですけど、おおよその10年間の状況、今、御答弁からありましたように、10年前と比べますと175名の児童生徒数が減っていますという話でございます。逆に先生の数は96人に増えているという答弁でございました。

それでは、次の学校教育の現状の学力・体力・健康の順番で聞いていきたいと思うのですが、まず学力の現状比較、これは比較に他意はなくて、別に学力が高いからとか低いからこれを言いたいのではなくて、今現状の位置、どういう位置にあるのかというのを知りたいだけでございますので、まずはその学力の現状の比較、これを答弁よろしくお願います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず学力についてでございます。お手元に資料をお配りしていると思います。資料に沿って御説明させていただきます。

学力については、全国学力学習状況調査が毎年実施されているものの、あくまで正答率という表現で県全体、町全体という大きくくりでの評価で公表されております。資料のほうでいきますと、県単位でのランク付けがございますが、熊本県の中学校の国語においては、平均正答率57%であり、全国平均正答率58.4%を1.4%下回っています。また錦町の学力調査の正答率は、この熊本県の平均正答率を僅かに下回る状況でありましたので、おのずとこの程度ということが分かるかと思えます。

数学については、熊本県の平均正答率が50%で、全国平均正答率52.5%から2.5%低い状況でしたが、錦町の学力調査の正答率は熊本県より数ポイント高い結果でしたので、全国平均正答率と同程度ということが判断できると思えます。

錦町の中学生の状況としては、全国平均、または県平均と同程度で推移している状況かと思えます。小学校につきましても同じように、全国平均の67.8%に対して67%、算数のほうが63.6%に対して62%ということですので、全国より僅かに低い程度という状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。

次に、体力面についての比較を答弁よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

体力については、毎年新体力テストとして同じ種目を調査されています。各学校学年ごとに集計が行われています。資料で御説明いたします。

10年前と5年前と今年度ということで比較してみると、中学校1年から3年まで大きな差異は見られません。強いて上げるとすれば、令和7年度の数値が若干低くなっていることが伺えますので、依然とすれば体力は低下してきているというふうと考えられます。数値に色塗りをしている部分につきましては、全国平均を上回っている箇所になり、2年、3年になるにつれ体力が向上し全国平均より高くなっていく状況が伺えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。次に3番目でございますが、健康状態について答弁よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

健康状態については3つの項目を比較しております。この3つの項目については、本町の数値は非常に悪い状況にあります。

まず1つ目の肥満傾向についてですが、10年前と比較すると高くなっており、歯科については虫歯の保有率が高い上に、未処理の方も多いということが伺えます。

それから視力についても1.0未満が4割程度いるということになり、健康管理について注意が必要になってくると思われま。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 答弁ありがとうございます。この他意はないと申し上げましたが、この健康面については、今答弁にありましたように非常に悪い状態であるというふうなお話がありました。これは関係各小が御家庭でもそういう状態にあるということは御認識いただいて、今後、対策していただければなど、注意していただければなど考えるところでございます。

それでは、学校教育の現状の3つ目になりますが、地方と都市この比較について答弁よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

地方と都市との比較ということで、最初にありました学力調査の資料によって御説明いたします。

比較を47都道府県別で見ると、熊本県の学力については、国語では小学校及び中学校とも全国の平均を僅かに下回り、真ん中程度20番台であり、算数数学においては、小学校及び中学校とも全国を下回り、下位のほう30番台にあります。

大幅に増加しておりまして、人吉球磨地域は特に多い状況という答弁がございました。

それからコロナ以降、不登校の問題があるという御答弁がございました。これについてさらに今回は突っ込むことはございませんが、今課題・問題点がそこにあるという話でございます。教職員の課題として問題点、その御答弁をよろしく願います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

教職員の課題について、課題・問題点等ですけれども、上げるとすればきりはありませんけれども、大きく2点あるかと思えます。

まず1点目が、教職員不足と定員確保の問題かと思えます。これは錦町に限らず熊本県や人吉球磨地域においては、教職員不足が顕著であり、成り手不足と併せて重大な問題だと思えます。いかに優秀な人材を確保するかという点については、どの市町村においても重要な問題ではないかと考えています。

2点目は、働き方改革の取組をどのように進めていくかではないかと思えます。教職員は学校の中で授業や体験活動を通して日々成長する子どもたちと共に、社会で必要となる学力や技能を高め社会に羽ばたかせる一躍を担っていると思いますが、近年、本来教師が担うべき必要のない学校外の業務に多くの時間を要しており、それが超過勤務の原因となったり、働き方改革の中で支障となっていると思われま。

情報化によるSNS等利用による様々な問題や、ゲーム依存による昼夜逆転生活など、本来、家庭が担うべきしつけの部分や生活指導など、大きな負担となってきている状況ですので、働き方改革への取組をどのようにしていくかというのが課題になってくると思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございます。上げれば切りがないというようなお話もございましたが、あえて上げていただいた問題は、まさにそのとおりだと思います。

これからの次の質問につながるので、私個人のことを少しだけお話しさせていただきますと。

私は県外の普通高校に進学いたしまして、そこで昨日、思い出に残る先生って誰かなって考えたときに、3年のときの先生、担任の先生なんですけど、あえて名前はフルネームで覚えているんですが言いませんが、世界史の先生で男性だったんですけど、もう大嫌いで、私は陸上競技部活動をやっているんですけど、あまりにも先生が嫌いで、その教科も嫌いになってしまいまして、居残りが多くて、本当によく居残り勉強させられました、世界史の。

それから宿題、めちゃくちゃ多いんですね、ものすごいたくさん宿題を出します。それから詰めですね、点数悪いと詰めがあった、個別指導があったということで、本当に人間的にも大嫌いだったんです。ところが3年も終わりになりますと、私が無事大学受験に成功しまして、しばらくリラックスしていると家に電話がありまして、この先生から。泣いているんですね、先生が電話口で、「よかったな」と僕びっくりしまして、先生がそこまで僕のことを世界史が嫌いなちょっとひねくれ者みたいな感じで思われていたんですけど、先生が本当におえつするぐらい喜んでくれて泣いたんですね。親の心子しらずじゃないんですけど、本当に厳しく接してくれて世界史は点数悪かったんですけど教えていただいたと、非常に3年の担任の先生は嫌いだったんですけど、今考えると本当に私に影響を反面教師なのかどうか分からない、与えていただいて本当に今先生の人材のお話を答弁いただきましたけど、やっぱり私の人生にはその先生の喜んでくれたその電話の時間、1分そこそこだったんですけど、本当びっくりと共に感謝に変わったと一瞬で、いう話で、やっぱりその先生の人材の確保、先生がいかに児童生徒と関わるかっていうのは、その後

のその児童生徒に大きな影響を与えるというのが、私の今の言いたいところだったんです。

教職員の確保等の問題点について、教育長にもちょっとお考えを御答弁いただければなというふうに考えます。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

教職員の成り手不足の問題についてということですが、これは全国的な問題として報道されております。熊本県も同様で、採用試験を前倒したりというのを、昨年度当たりから取り組んでおりますけれども、その成り手不足の傾向はまだまだ強く、熊本県の今年度の採用試験の志願倍率は、小学校で1.2倍、実質ほぼ1倍です。それから中学校で2.2倍、昨年度をさらに下回っている状況にあります。中学校も教科によっては1倍に満たない教科もありました。数学が0.8だったと思います。

かつては、かつてといってもほんの10年ちょっと前ぐらいまでは、2桁の倍率で大学を卒業しても数年間は臨時的任用教員で勤めないと正式には採用されないというような状況で、もう十何回受けたという先生も実際おられた状況から比較すると、格段に現状はなりやすくなっています。

そういう状況の中で、先ほど答弁にもありました不足する教員数を補うために、どういう手だてを県が行っているかという、臨採の先生を本採用にする、或いは退職された先生をまた再任用、それから臨採で続けてもらう、そういうようなことを行って補充してきているところですが、先ほどありましたように臨採の先生が正式採用になったので、今は臨採の先生の人材が枯渇している状況にあります。

例えば産休や育休になられて途中で休むことになったとしても、もう充足されないままいきます。球磨管内においては10人まではいかないと思いますが、1桁ちょっと後補充がないような状況になっております。

また、人吉球磨管内は特に人事異動の際に、他管内から転入を希望する先生がほとんどおられません。今そういうような状況があるため、人吉球磨管内はどういう人たちを配置するかというと、初任の先生、先ほど言いましたように教壇に立った経験がほとんどない先生或いは再配置で3年立った後に再配置でこちらに、球磨管内に来られる先生、これはルールで動かすことが可能ですので、そういう先生に多く来ていただいている状況にあります。

錦町におきましても、初任の先生や再配置の先生方が23人現在おられますけれども、そのうちの16人は人吉球磨以外から来られているような現状であります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 教育長ありがとうございます。今初任及び再配属の先生が23人、そのうち16名は人吉球磨以外からという本当に現場の状況、本当に大変な状況で色々御苦勞をされていると思います。私たちができることとすれば、球磨郡以外からいらっしゃった先生、もし接する機会があったら本当に町民の皆様はじめ、暖かくというかそういう接し方をさせていただき、今後も、人吉球磨のために気持ちよく働いていただけるようにしていただき、また教育長、町長もだと思んですけど、その人材の確保、生徒数が減ると共に、先生これもなかなか難しいというお話の中で、先ほど言った私が申し上げた先生の教育、これも重要になってくるかと思えます。

今の課題・問題点この時間で語られることはごく一部だったかと思うんですが、認識をさせていただきました。

それでは、質問の要旨の3つ目、学校教育のこれから、未来について、1番目で現状とそれから2番目で問題点、できるだけそこを御答弁いただいたんですが、これからどういうふうにやっていかねばいけないかというお話ですが、冒頭に申し上げましたように、教育というのは短期間、5年とか10年で変わるものでもございませんし、私

は57歳なんですが、学校の義務教育を受けたのも30年前でございます。そのときの経験、先ほど高校時代のエピソードを話したんですが、やはり小学校・中学校の経験というのは、私の人生というか、今に至るまでかなり大きな影響を与えているんだなという部分をよく考えることがあります。

その中で基本立ち返りということで、今回は福沢諭吉の学問のすすめの一文を、これ何ヶ月か前に読んで、ああそのとおりだなと思ったんで引用させていただいて、それから教育長のお話も、それについて聞かせていただければと思うんですが、「学問のすすめ」、福沢諭吉。これ1872年、150年前に出された書物でございます。その当時300万部売れたそうで、そのときの日本の人口が3,000万人ですので、約10人の1人が買ったという話でございます。「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」人は平等であるよっていうところから始まります。これは有名なお言葉で皆さん聞かれたことがあると思います。私がギョッとしたというか、ハッとしたのは、その次の文章なんです。『されども今、広くこの人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、貴人もあり、下人もあり、その有様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや』というふうに書いてあるんです。簡単に申し上げますと、「人は上下の別はありませんと、ただ学問を勤めてやることで物事をよく知るもの、知らないもの、富めるもの、貧しくなるもの、この差が出てくるよ」というふうに書いてございます。これが明治維新以降の教育の基本となった教育基本法につながるわけです。

そこで質問、そもそも学問とは、この「学問のすすめ」について、私お話を今簡単にさせていただいたんですけど、ここについて学問その大きな大テーマになるかと思うんですが、それについて教育長、答弁いただければと考えます。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

現代の社会は知識基盤社会といわれる社会で、国際化や情報化が急激に進展し、そこで活躍するためには常に新しい知識や情報をアップデートしていく必要がある社会です。

また現代はAIの登場で、今ある多くの職業が今後大きな変革を求められており、今の子どもたちが生き抜いていくこれからの社会というのは、常に学び直しが必要、学び直しの機会が来るということになります。

その学び直しを可能にするためには、義務教育で身につける知識や理解力、考察力というのはその基本になるというふうに考えております。学び直しをする際に戻る場所というのは、義務教育で学習する各教科の基礎基本であり、それを習得しているということは新しいことを学ぶ上でとても重要であると考えています。

子どもたちが学ぶことをいとわず進んで学ぶ子どもにするためには、是非、知的な成功体験が必要と言われていることです。子どもたちが勉強していてよかったとか、学んでいてよかったという経験をすることが、とても大事だというふうに言われています。

どうしてもゲームばかりしないで勉強しなさいというような叱り方をすることもありますが、そういうことではなくて、知的な成功体験をさせるというのは、子どもの興味や関心に寄り添って、「すごいね」とか「よくそういうことを知っていたね」というような言葉かけがあって、一緒に喜んでいただくというのが、子どもたちが勉強を好きになる。これは年齢が低ければ低いほど効果があると言われております。

そういうことで、私たちは先ほど「学問のすすめ」の冒頭からその次に続く部分にあると思いますが、子どもたちの将来を見据えて、子どもたちがしっかりと生き抜いていく力をつけなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。御答弁をいただきましたけど、この部分が非常に先生にとっても教育を与える側にとっても、受け取る側にとっても、これからの人生、長い人生ものすごい影響というか、特に学び直しという話がありましたけど、私も今でも、これって何だろうとかですわ興味あること、さっき世界史、高校時代大嫌いだったんですけど、今一番好きなんですわ。そのときに本屋に行って本を買うとか、この時代のここってこういうことがあったんだとか、学び直して今の人生に役立てること、今回もこの福沢諭吉のところから色々な教育情報とか教育基本法とか読みましたけど、なるほどいいこと書いてあるなと。

ただその教育現場、先ほどの支援学級とか不登校の問題、その場にある問題については、その時々解決しなくてはいけないのですが、5年、10年これからの人生って考えたときに、先ほど教育長がおっしゃられた成功体験、ここをいかに見つけてあげる。そしてこれからのAI学習というのも増えてくると思うんですけど、問題解決型の学習が非常に重要になってくる。ここらは機械でできない教育ということだと思います。

先ほどの問題点と併せて、これからも非常に御苦労されることだと思うんですけど、やはり先生不足、先生になりたいなっていう人が減っているってということだと思います、基本的には。

最後のこの学校教育のこれから未来についてのところで、教育長のお部屋に紙が貼ってあったんです。その紙が「令和7年度錦町小中学校教育努力目標」と書いておまして、非常に中身たくさん書いてあるんですが、冒頭に目につくのは「郷土愛」というところでございます。

私も中学校を出て県外に出まして50歳にして戻ってきまして、これ何回も話していますが、郷土愛、地元を愛する気持ち。これは地元に住んでいる人もそれ以外の人もやはり幼少期・小中学校、高校まで過ごしたところの思いっていうのは、非常に強いと思うんですね。そこに冒頭に郷土愛という言葉がございまして、是非この錦町の小中学校教育努力目標について教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

郷土愛ということについてですけども、子どもたちが先ほど申しましたように、これからの社会を生き抜いていく上で様々な問題に直面し、そして、それを問題解決学習という言葉があるとおり物事を進めていく上で、そのバックボーンといいますか、よりどころになるその一つが自分が生まれ育った場所だと思います。これは自分が生まれ育った家庭も含めてですけども、そういう生まれ育った場所・地域があるというふうに考えております。

幼少期・少年期における地域での体験が、物事を考えていく上で大きな影響を持つことは自明のことだと思いますが、郷土愛というのは単にふるさとへの愛着だけでなく、その地域を支えている人、そこで働く人々への敬意や自分に関わる人への感謝の気持ちも含まれていると考えます。

その郷土への思いや体験が豊かであればあるほど、地域に対しての誇りを感じることができ、また将来的に地域に残って将来の錦町を支える人材につながっていくと考えているところです。

そのために、実際具体的な取組としては、社会科それから生活科の本来の授業教育課程の授業のほかにも、郷土錦町を知る活動として各小学校でふるさと学習を行っております。これは企画観光課と合同で行っている事業。

それから小学校の5年生6年生を一堂に会して「Nishiki Waku Waku English Fes」という英語でふるさとの状況をその校区の様子を紹介する、そういう取組、それから中学生には中学生を中心とした町内の各行事イベント等での協力する地域ボランティア活動というのを充実させているところです。そういう活動を通して、子どもたちがふるさと錦町に愛着を持って、そして将来、錦町に住みたいと思うような子どもが育ってくれたらと思います。

子どもたちがそのような活動をして、地域から感謝されることで、子どもたちがそういう地域の愛情を受けて、将来、錦町にという思いも芽生えてくるのではないかなと思いますので、是非よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。御答弁ありがとうございました。

今、この小一時間で課題とか現状とか、これからの未来ということ語るのは非常に難しいと思います。やはり現場の一日一日、そのときそのときの生徒の指導だったり、先生の言動だったり、そういうものが非常に大事になってくると思いますし、私たちも議員として、午前中、日傘のお話もありましたけど、細やかな生徒児童への配慮だったり、そういうところを発見しながら御提言を差し上げていくと、ここが重要ではないかなと思います。

今回は、支援学級とか、その不登校のところはあえて時間的にも触れておりませんが、様々な問題を抱えていらっしゃるって、そこに日々解決するために動いていらっしゃるところは非常に見て取れたかというふうに考えております。

最後に町長に、いろんな施策、教育についてしていただいています、これまでもですね。非常に私たちも午前中もお話出ていましたけど、教育、子どもに対しての施策について、考えを本当にお持ちになっているところを分かっております。あえて一言だけでもいいので、この教育について、ちょっと御答弁をいただければ、町長にお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今、教育長に答弁をさせました。その中でやっぱりこの人口減少というのが、先生の成り手不足、これは第2次ベビーブームの子どもさんたちが今どんどん少なくなってきているというのが現状でありますので、今後、これも減っていくということでございます。これを高めるためにはやはり教育をしっかりとしていくということが重要だなと思っております。

冒頭、学力の面ばかりではございませんけれども、全国のこの今、熊本県のランクづけというのを下位のほうであるということでもありますので、こういうのもしっかりと学力を高めていくということも大事だと思いますので、今後においてもしっかりと教育の支援をしていきたいと思っております。そして、将来、質問議員もそうでありますように、地域、田舎に帰ってくるというような働く場所があったり、そういうのをしっかりと固めていくということが、この地方が生き残る道かなと思っております。そのためには国に対しまして、今後も今まで以上にしっかりと要望をしていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 町長、どうもありがとうございました。教育長もありがとうございました。

それでは、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野聖一議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時30分から開議します。

午後2時19分休憩

午後2時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

1番、谷口一也議員の一般質問を許可します。1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 皆様、こんにちは。ただ今、議長より許可をいただきましたので、令和7年第3回錦町議会定例会一般質問を行わせていただきます。

本日は大変お忙しい中、傍聴においでいただきましてありがとうございます。

気温は下がってきましたけれども、なかなか涼しくなりません、このまま気象災害などなく、実りの秋を迎えればいいなというふうに考えております。

それでは、質問席より質問を順次行わせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。9月1日は防災の日ということで、9月は防災月間となっております。もし大規模な災害が当町で起きたとしても、迅速な対応が取られるように、それに関連した質問をしたいと思います。

9月防災月間、それぞれの自治体で防災に関する行事が行われております。

まず、令和6年第1回定例会の3番議員の質問と重なる部分が多々あると思いますけれども、再度確認のために質問をさせていただきます。

そのときの過去の答弁では、IP無線機というふうに回答がありましたけれども、私がこの質問をするに当たって色々勉強する中で、IP無線機のほかにも、260メガヘルツ帯の周波数を使ったデジタル防災行政無線システムもあることを知りました。

確認のために、現在の庁舎・公用車・消防団の機器整備状況についてお尋ねします。よろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 現在の通信情報伝達機器の整備状況についてお答えいたします。

まず、庁舎につきましては、あいねっとをはじめとしまして、県の各施設、各市町村を結ぶ情報伝達、収集の手段として、熊本県防災行政無線、避難指示等の災害情報をスマートフォンや報道機関に一斉に配信する災害情報共有システムアラート、国が発信する国民保護情報や命に関わる自然災害情報を瞬時に伝達する全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートと、その情報を文字情報として伝達するEメールがございます。

次に、公用車については通信機器の整備はございません。

次に、消防団につきましてはIP無線機を分団長以上の幹部及び各部の積載車に整備しております。IP無線機につきましては、人吉下球磨消防組合及び管轄の市町村を整備しておりますので、総合通信が可能となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。回答ありがとうございました。

IP無線機ということで理解いたしました。このIP無線機ですけれども、このIP、何の略かという、インターネットプロトコル、携帯電話の通信網を使う無線機となります。ですので、災害時の防災無線システムでありながら、携帯電話が通じる範囲でしか使えない。非常に私としては心もとないと感じております。

携帯電話は、私たち便利に使っておりますけれども、携帯電話が通じるところ、範囲、国土の40%しかない。

それぞれ皆さん、携帯電話契約されておられると思いますけれども、携帯電話の自分が契約している会社のホームページを見ると通信可能範囲の地図が提供されております。

私は山に登りますので、山に登ったときにどこが携帯電話が通じるかということで確認をするために最初確認して

おりましたけれど、結局、山に行ったら携帯は通じない。山間部ではほとんど通じず、I P無線機を使って行方不明者捜索を行ったとしても使えない、役に立たない、そういうのが現状ではないでしょうか。

以前、錦町でも行方不明者の捜索が行われたときに、消防署の無線機も通じない、消防団の無線機もシステムも使えない。ですが、ちょうどそのときにアマチュア無線を本部と捜索の両方に持って行っていたおかげで、その消防団のほうでは情報伝達ができただけでも、消防署は情報伝達ができなかったという過去があったと伺っております。

それから、数年前でしたけれども、山に行かれた方が遭難されて、それを探しに行った消防団員が山で遭難してしまっただけという事例もあります。

私としては、I P無線機は本当に通常、大災害が起きる前は携帯電話が通じる場所では活用できても、もしも大災害が起きて携帯電話も止まってしまうような状態のときには、本当に使えないのではないかなと考えております。

そのほかに260メガヘルツの周波数を使うデジタル防災行政無線システムは、山間部であっても中継機を途中に入れることで通信が可能と伺っております。

令和6年第1回定例会で3番議員よりアマチュア無線の役場クラブ局の再開局などを要望されておられます。そのときの質問に対して、検討できればと回答をいただきましたけれども、その後どうなったか質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

アマチュア無線クラブ局の再開局につきましては、現在も実施しておりませんが、民間のクラブ局の方の御厚意により、役場の無線機を使用機器として登録いただいて、通信手段を確保している状況です。ただ、現在もアマチュア無線の操作に習熟した職員がほとんどおらず、運用体制の確保は難しい状況にあるのが実情となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございます。

I P無線機が整備されておりますけれども、ほかの通信手段として、アマチュア無線を是非開局していただきたいと3番議員より要望があったわけですが、現在の職員の方にアマチュア無線の免許資格者の方が4名ほどおられるというのを認識しております。ちなみに議員のほうでは私と2番議員と3番議員が資格を持っておられますけれども。

先ほどI P無線機との比較で言いましたけれども、このアマチュア無線の重要性が非常に認識されたのは、平成23年に起きた東日本大震災の発生ではなかったかと思えます。

全くライフラインが遮断されて、情報も遮断されて、その状態の中から非常に情報が入ってこないということで、震災発生2日後、総務省は日本のアマチュア無線連盟というアマチュア無線の一番大きいところですが、社団法人日本アマチュア無線連盟に支援の要請を行いました。

孤立した地域からのSOSの非常通信の受信の依頼とか、アマチュア無線機器の提供とか、それに合わせて無線機のメーカーからは、その被災地に対して非常に多数の無線機の提供が行われました。

例えば、東北の孤立集落から救助の要請をアマチュア無線で通信された方が関西の神戸の無線局に受信されて、近くの消防署に連絡されて救助に向かわれたというような事例もあります。

この東日本大震災の発生を受けて、非常時のアマチュア無線の需要が増したわけですが、この地震を受けて、平成29年に人吉球磨管内のアマチュア無線の有志の方がそれに対応するように、人吉球磨アマチュア無線防災ネットワークを設立されました。現在50名ほどの会員がおられるようですが、錦町では6名の方がこの人吉球磨

アマチュア無線防災ネットワークに加入されておられます。その後、皆さんも御存じのように、令和2年の水害が発生いたしました。

本日、傍聴に来ておられる方が人吉球磨アマチュア無線連盟の会長さんですけれども、その球磨村で大変な災害でいろんな孤立状態になったときに、当然、自治体が用意したIP無線機は使い物にならない。衛星通信もなかなか不安定で通信が難しかったというふうに伺っております。その中で、各地域の孤立状態や安否情報をやり取りできたのはアマチュア無線でした。

実は、今回の一般質問で取り上げたのは、人吉球磨アマチュア無線防災ネットワークから、自治体無線クラブの設立への強い要望があったわけであります。

現在、球磨村と五木村は自治体で無線クラブを設置されております。それから、人吉医療センターも設置されております。

人吉医療センターはDMATとか色々な災害援助とか行われておられますけれども、人吉市と山江村が設立に向けて動いておられるそうです。

是非、錦町も自治体のほうで再開局をお願いしたいと思います。これについていかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

御提案のアマチュア無線クラブ局の再開局につきましては、災害時の通信手段の多様化という観点から意義があるものと認識しております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、現状におきましては無線の操作に習熟した職員がほとんどおらず、まずは運用可能な人材を育成することが先決であると考えますので、技能を取得できるよう資格取得の講習会の受講を推進しながら、その上で再開局、他自治体との連携につきましても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございます。

是非、できれば総務課の消防担当の職員の方に免許を取っていただいて、操作ができる職員の方を増やしていただきたいと考えております。

午前中の8番議員の質問にもありましたように、町民のために、町民の利益となるような資格の取得を是非お願いしたいと考えております。

この災害のときの動きを計画する錦町地域防災計画書の14ページにも、きちんとアマチュア無線の項目を述べて記載してあります。

断線等により電話、告知端末等が使用不能な場合でも、使用可能となるアマチュア無線等の外部との通信手段を確保すると共に、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図ると、錦町地域防災計画書に記載されておりますので、是非お願いしたいと思います。

この地域防災計画書には、自主防災組織とか、きちんと明確化されておまして、一たび災害が起きたときにはどのようにして動くかというようなことが非常に明瞭に書かれて分かりやすい内容でございました。この中にも、是非、各地域から自主防災組織の構成を挙げていただくときに、アマチュア無線をされている方のリストアップといえますか、把握をしていただければというふうに感じます。

現在62名の方が錦町ではアマチュア無線を開局しておられます。

組織化というふうには難しいとは思いますが、是非、この地域防災計画書への取組というのはいかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

災害対策本部の無線班の人員も不足している状況ですので、是非、御協力いただきたいところですが、アマチュア無線は法令上業務通信に使用できないとも伺っております。したがって、地域防災計画上の行政の公式な通信手段として位置づけることは困難であるかと思いますが、計画上の協力団体として、避難所間や地域間における情報伝達の補完的役割を担っていただく方向で検討していけたらと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。情報伝達の補完的役割、本当にそのとおりだと思います。IP無線でできるところは完了していただいて、補完をすることは補完をすること。

人吉市では、住民の方が設立されている人吉アマチュア無線クラブと災害時応援協定というふうに結ばれているのであります。それから、日本赤十字には無線赤十字奉仕団という団体がありまして、来月の10月18日には、人吉市と球磨村を中心に想定される避難所との無線電波の伝わり方の状態の調査が行われると伺っております。

なかなか今、無線は免許を取れないんですけれども、実際問題は山に行ったりの携帯電話に上の携帯電話のシステムの上に乗ったIP無線ではなくて、アマチュア無線の電波を使うと非常に有効ですので、現在、ドローンや無人ヘリを免許取得に補助は最高15万円ほど錦町では出していただいて、本当に有り難いことであります。それと、狩猟免許の取得では1万円ほどの補助をいただいております。それと同じように、できれば消防団員がアマチュア無線の免許を取得するときには何らかの補助がいただければなと希望するものです。

これはお答えは不要でありますけれども、当町で大きな災害がないように願うと同時に、地域防災計画書にあるように取組が進んで、訓練などが行われるように期待したいと思います。

これで1番目の質問を終わらせていただきます。

次に、質問事項2番目に移らせていただきます。

国民保護法に基づく町の整備状況についてを伺いますが、この国民保護法であります、先ほどは災害、地震についてだったのですが、この国民保護法は一口に言ってしまうと、戦争状態、外部からの侵略が行われたときに対応する条例と認識しております。

熊本の自衛隊の基地に地对艦ミサイルが配備されます。これは実はえびのの駐屯地にも配備されます。

今、地对艦ミサイル配備されますけれども、射程距離1,000キロですかね。

今、オーストラリアでアメリカ軍を中心に同盟軍との訓練が行われて、その地对艦ミサイルの訓練と日本ではできない船舶に対する妨害電波、ジャミングの訓練も行われているようであります。

近くにVLFがあります。このVLFは潜水艦等との通信のための施設ですが、日本で1ヶ所、そこだけにあるんです。設備が古くなるということで、2025年に次の建設地の策定が行われるそうですけれども、戦争は本当に起きてはいけないものでありまして、戦争、平和を守るためにも、武器の補給じゃなくて、人間と人間のけんかでも一緒ですけれども、対峙したときにどっちが強いかというふうに観察したりしますけれども、世界のいろんな情勢の中でどうしてもやっつけていかなければならない部分だと思います。

錦町はこのVLFから14キロほど距離があり、その避難に巻き込まれないとも限りません。

国民保護法に基づく条例が錦町では2つほど制定されております。この国民保護対策本部等の訓練は行われているのかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

国民保護法に係る対策本部等の訓練につきましては、国主導で全国で一斉で毎年複数回、またJアラートによる情報伝達試験及び安否情報システムを使った国民保護事案及び自然災害、事故、災害における安否情報の収集提供事務の訓練を行っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございます。

何でも訓練をしていることは重要でありまして、そのときには危ないので、先に訓練をしていただいて、もしものときの対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、質問事項3番目の球磨川河川敷のイノシシ等の駆除についてを質問させていただきます。

東北地方の熊がたくさん出るということで、今、非常にメディアでも出ておりますけれども、その影響で鳥獣保護管理法が一部改正されまして、緊急銃猟制度というのが設立されております。

これは対象となる獣害はまず熊で、続いてイノシシも対応ということで出ておりましたので、今、ツクシイバラの公園の両サイドが非常にイノシシの被害に遭っております。ミミズを食べるたびにあぜを壊したりとか、どうにかできないかと色々質問、要望が出ておりますけれども。

それともう一つ、河川敷内には遊歩道が設置されておまして、もしもその遊歩道を歩いている方がイノシシにやられたりすれば大変ですので、この緊急銃猟制度を利用した計画的な駆除ができないかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

昨年度の捕獲実績につきましては、主なもので、イノシシ257頭、鹿528頭でした。これらの捕獲実績はほとんどがくりわなによる捕獲になります。

熊やイノシシといった一部の鳥獣が急増し、生態系や農林水産物、生活環境に深刻な影響を与えていることから、鳥獣保護管理法の一部改正が本年2月に閣議決定され、本年9月1日から施行されております。その中で、緊急銃猟制度が制定され、市街地など、人の生活圏に熊やイノシシが出没し、人身被害のおそれが高いと判断された場合、市町村長の判断と指示に基づいて、委託されたハンターが緊急に銃で駆除を行うことが可能となりました。

九州以外の地域では、市街地での熊の目撃情報が相次ぎ、人身事故が増加している現状に対応するために導入されました。

改正前までは、住宅が集合する地域の銃猟は厳しく制限されておりましたが、速やかな駆除対応が可能となる制度です。この制度は地域に精通している市町村長が主体となり、現場指揮・安全確保・広報・捕獲個体の処分などの業務を担うこととされており、ガイドラインによると、実施するためには次の4つの条件を全て満たす必要があります。

1つ目、人の日常生活圏内に侵入した場合、2つ目、人への危害を防止する措置が緊急に必要な場合、3つ目、銃猟以外の方法では駆除が困難な場合、4つ目、銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない場合となっております。なお、発砲による建物や車などへの物損は市町村が補償することと定められております。

単に市街地で撃てるようになったというわけではなく、市町村とハンターが連携し、住民の安全を最優先に最大限

の注意を持って、初めて実施できる最終的な手段と解しているところです。

町内において、住宅地でイノシシを見たという情報はこれまでにいただいておりませんが、河川敷に潜んでいた場合において、いずれ人の日常生活圏に侵入するおそれがあると解釈して、緊急銃猟制度によって捕獲することはできないこととなっておりますので、制度を活用しての河川敷等に特化した計画的駆除は現状では難しいと推察いたしますが、備えておくことは大変重要だと思っております。

他県のお話になりますが、事故が発生した場合のハンターの責任や負傷した場合の補償等の内容が曖昧であるため、猟友会がハンターの判断で出動拒否できる旨の通知が出されるとの報道がございました。そうなってはせっかくの制度も機能しなくなることが懸念されます。

これまで同様に、生ゴミの管理の徹底や農作物残渣の適切な処理など、鳥獣が人里に近づかない、近づかせなくする予防も徹底しながら、地域住民及び狩猟者の安全確保や万が一の事故に対する責任・補償等を関係者及び関係機関と協議、連携を行いながら、マニュアルの作成及び訓練、管内市町村の動向も注視し、慎重に対応していかなければならないと思っております。

併せて、捕獲実施隊の方々と連携し、山間部以外でも積極的なくくりわなの設置を進めてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。

是非、山間部以外の河川敷内での捕獲ということにも、積極的に取り組んでいただければと考えております。

この間、敬老祝賀会に参加させていただきまされたけれども、そのときにまず言われたのが猿をどうにかしてくれと、いつも私、顔を見合わせれば、猿、猿というふうにおっしゃっていました。

これまでも色々対応していただきましたけれども、何かいい対応策等ありましたら、何か教えていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

現状といたしましては、ロケット花火での追い払いを行っておりますが、色々とお調べしていくうちにいろんなアイデアというのが散見されましたが、実証しているわけではありませんので、あくまでも参考までということで御紹介いたします。

まず目立つところにワサビなどの香辛料入りの餌を用意して食べさせるというものです。

猿は学習できる動物なので、人間の食べるもので痛い目に遭ったら危険を感じて食べなくなり、結果、寄りつかなくなる可能性が高いというものでした。

もう一つは、シンナーを使った追い払いも有効とのことですが、自身が中毒にならないよう取扱いに注意と必要がありましたので、詳しくはお答えできませんが、野生動物は嗅覚が発達しているので、距離が離れていても噴霧すれば必ず逃げていくとのこと。玄関や窓枠などに常備しておき、出現したらすぐに噴霧するとのことですが、いずれも実証はしておりませんので確証はございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。

猿が納屋に入り込んでいたずらをする、当然、家の中にも入りますけれども、そういった情報も広報紙を通じて、

町民の方にお知らせいただければと考えております。

いつもながら時間が余ってしまいましたけれども、これをもちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口一也議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後3時15分から開議します。

午後3時02分休憩

午後3時15分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

11番、高田孝徳議員の一般質問を許可します。11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 皆さん、こんにちは。11番議員の高田です。議長の許可を得ましたので、令和7年第3回錦町議会一般質問を行います。

日本の人口推計によりますと29.4%が65歳以上で、総人口に占める割合は過去最高、就業者の7人に1人が高齢者であるそうです。私も今年から、その仲間に仲間入りを果たしております。先日の人吉新聞によりますと、球磨郡市の高齢化率は何と40.8%、錦町の高齢化率は35.1%に上るそうです。町内を見回しても、子どもより高齢者が目につくはずで。

乳児から高齢者までいつまでも元気で日々暮らしていく上では、身近な医療機関はなくてはならない存在です。自身の健康上の困り事などを聞いてくれる医師が身近にいれば、地域住民はどんなに心強いでしょか。人が集まれば、そこには新たなコミュニティの場が形成されていきます。話が弾めば、聞いてもらえるだけで一歩前に踏み出していきます。私は、住民が元気に前向きに暮らしていける錦町を願っています。

それでは、質問事項1、当町の地域医療の現状は。

2、人吉海軍航空基地資料館の現状は。

3、錦町の誘致企業の現状は。

この3点の質問を、質問席にて一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） まず、長年、木上地区にあった医院が突然閉院されましたが、それに伴い地域医療の影響はどのように考えているか。まず、町長に大まかをよろしく願います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 当町の地域医療の現状はということで、質問議員がおっしゃいました、木上地区で閉院されていらっしゃいました医院が閉院ということになりました。聞くところによりますと、今質問議員言われましたように、先生の御高齢化などもあって、本年3月に閉院をなされたようでございます。この場をお借りしてでございますけれども、長年地域医療のため頑張っていただきました先生に、感謝とお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

本町には、内科3医院、整形外科1医院、歯科3医院、皮膚科1医院の8医院がございます。その中で皆さん方から、町民の健康管理や治療に当たっているところでございます。

今回、木上地区の内科1医院が閉院されましたので、現在の影響がどういふのかと心配をしておりますけれども、現在においては、それはないうでございまして。

その対応として、令和5年度より、乗合タクシーの停留所の見直しというのをやってきました。これは、今年の6月議会にも10番の金山議員から質問があつてございますけれども、来月の10日から停留所、乗合タクシーの停留所を変更する。これまで9ヶ所ございましたけれども、そのうちの7ヶ所は残して、全部で24ヶ所停留所をつくり直すということでございますので、それによって、この先ほど言いました木上地区の住民の皆さんも、乗合タクシーを利用することによって、心配事もより解消されるんじゃないかなと思っております。

詳しくは担当より説明申し上げます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 今、乗合タクシーのことを言われましたが、停留所が増えた理由としては、恐らく色々あると思うんですけど、どういう理由が表立って増えたのか、総務課長にお伺いします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

乗合タクシーの見直しにつきましては、実際、町民の方からアンケートを取りまして、実際どのように使われているかということの中で、一番多かった事項というのが、病院であったり買物であったりしたことによりまして、また地域公共交通会議の中で、委員の皆様からも同様の意見をいただきましたので、それによって見直したという形でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） やはりそのとおり、これを見ても分かるのとおり、病院は全部網羅するような新しいバス停というか駐車場になっています。あとは、ほとんど新しいところだったから、商店というか買物の箇所ばかりになっているみたいです。あと木上郵便局1ヶ所以外は、恐らくこういう場合も、西、一武地区の方から考えれば、日常、変な話ですけど歩いても行けるし、自転車で行ける人も多くおられると思うんですけど、川北になる木上地区の方々が、多分このことで大変行動がしやすくなったと私も評価するんですけど、まだまだ何かできる。変な話ですけど病院が1個なくなったという、1個閉院したということが、今のところ影響はないと町長は言われましたが、木上地区の人たちにとっては、「おい、木上、病院なくなったぞ」と。「どうするのか」と言われる方も数人おられるんです、現に。だから、それを補うために、これよりよくすることはできないかもしれない。

停留所は9ヶ所から24ヶ所に増えましたが、運行時間1便増えますということになってはいますが、何かほかの方法はないものかと思って、やはりどうしても買物の場合にはあっても、病院ではあっても利便性がなければ、住民が本当に確実に口に出して言われるんですよ。何ぞや、病院のことは、もう相当何人かに言われました。その中で、ここ数日の中で、もう乗合タクシーができましたからと。まだ今結局、まだやっていない状態ですから、はっきり言うて10月1日からなので、まだ周知徹底というか分かっていないので、こう説明してもですね。

今後、これに代わるものとか、これを何かもつとうまくやれる方法を、例えば1便増やすとか、木上地区も、変な話ですよ、木上地区を1便増やすとか、そういう何か方法があればお聞きしたいんですけど、どうですか、町長。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど、病院を木上地区にあります内科医院が、今回閉院されるということでございますので、一武、西地区に内科医院があつて3ヶ所、或いは内科医院、外科的なものも、内科的な外科もありますので、そういうのは、それは考えてみれば、木上地区の分は、私は解消できるかなと、不安は。そういうことを思つて、先ほど

のような答弁をしたところでございます。

今回、先ほど何回も言いましたように、9ヶ所あったところを7ヶ所をその場に使う、新しく17ヶ所停留所をつくるということでございますので、そういうのをちゃんと利用していただいて、そして今質問議員おっしゃるように、それでも何かあったならば、今後しっかり対応していくということを考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） そうですね。3月いっぱい閉まったけど、もう4ヶ月経っているという表現するか、きゅうきゅうでまだ知らない人も、錦町にはあそこの閉院のことを知らない人もたくさんおられるものですから、次から次に広がってきなくなった。「お前、知ってたのか」ということから始まったものですから、これはもう誰も、開院するときは大々的に宣伝しようと思はずけど、閉院するときこそと閉院するのかなと思って、今つくづくそう思って、近所の方も知らない状態です。ということは、もう今のところ乗合タクシーでやっていくということで、これを有意義に使う方法をしていくしかないと思うんですけど。

また、これに伴い、木上小学校の校医と、木上ひかり保育園の園医というのはどういうふうになったか、健康増進課長にお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） ただ今の質問にお答えいたします。

木上小学校の校医については、西地区にありますほづみ皮膚科医院の先生になっております。木上ひかり保育園については、大変申し訳ございませんけども把握しておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 私も聞くところによると、何か私もはっきり木上ひかり保育園のことは、何か色々あって、多良木に、あさぎりには断られたかなんか知らなくて、今医師も人手不足で色々あって多良木に決まったような話は聞いているんですけど、本当に変な話ですけど、準備期間をおいて閉院してもらえば、こういうことはなかったと思うんですけど、このことに本当に、木上ひかり保育園のほうも苦労したと思うんですよ。この園医を見つけることだけにしても、何で校医は引き受けられたのに園医は引き受けられなかったのか、詳しいことは分かりませんが、できれば本当は町のお医者さんの、錦町のお医者さん、医者の方が、園医の方がよかったと私は思いますが。

それと、今マスコミあたりでも取り上げられたりして、球磨村の診療所のことが、議会も条例を提出して話が決まっています。来年の4月1日に向けて開業するというので、NHKで球磨村の特集があって、今の村院さんのことがあって、あの人も去年辞めたかったけど1年間延ばして、来年の3月までやるということでやって、今度は全く村営の、今までとは違って、今度は完全な村営の病院にするということですが、こういうふうになっていく。

錦町はまだ多くの病院があるからということですけど、自分が調べた限りでは、なかなか一武地区と西地区の病院の後継者問題というのはなかなかないから、田中さんでも、木上の医院でも一緒だったように、起こる可能性が出てくると思うんですよ。一遍に、さっき言った4つの内科医院がなくなることはないかもしれませんが、球磨村がそこまでして今度は村営でやっていくというような条例をつくってやっていくんですけど、私の考えですけど、球磨村、球磨郡には、古屋敷、槻木、球磨村、五木村が俗に言うへき地医療というか感じでやっていますが、どの場所も人間のコミュニティの大きさだけでいえば、木上地区よりもはるかにコミュニティが小さいんですよ。

だから、今すぐとか言うわけではないですけど、将来的には、そのへき地医療、村営、町営の診療所は必要だと思いますが、町長が、今答える人、町長はその考えにはどう思うか、お聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 質問議員の質問、非常に難しい質問でございまして、将来的に先ほどから話が、教育のほうの学校の話も人口が減っていく中で子どもたちをどういうふうに教育していくかということであるように、非常に難しい問題でございます。経営的に成り立つ病院として、最低どのくらいの病院規模が必要なのか。或いは内科医院的なものか。歯科医院は3つ、3医院ほどありますから残ると思いますけれども、そういうふうな全体的な人口規模によって相当変わっていくということでございます。

なかなか答弁にはなりませんけれども、質問議員がおっしゃいますように、いつも言われますように、住民のどうすべきかというのを今後皆さん方と相談しながら進めていく必要があると思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 本当に大変難しい問題なんですよ。

だから、そこで、また健康増進課長に伺いますが、このことが球磨村から決まって、今それだったけど、球磨村からそういう進捗状況とか話を聞かれたことはありますか。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） ただ今の質問にお答えいたします。

今回の一般質問について球磨村にお尋ねをいたしましたところ、6月の議会で設置条例を決めまして、その後、病院の先生を探しているところで、大変苦慮しているということを聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 本当に設置条例をつくってやろうと思っても、なかなか決まったところで難しい問題で、結局、メリットは誰が考えてもメリットはあるんですよ。その医院を病院を診療所をつくるメリットはあると思うんですよ。だけど、いざ運営ということになって、多分、多分ですよ、先生がいないんだと思うんですよ。今までは、五木村は人吉医療センターの管轄で、球磨村は医療法人蘇春堂の管轄でやっていたでしょ。それを、それじゃなくて村営でやれということだから、物すごく医者がいないんだと思うんですよ、医師がですね。

でも、そのために、何で球磨村がそういうふうにしたかという、色々理由があるんですけど、まず、予防接種、その医院で。それと、自分たちが大きな病院から退院後の往診です。それと、高齢者の交通手段が、なかなか色々こういうことはおかしな話なんですけど、子どもに頼みにくい。自分は免許をもう返しているとか。学校、幼児とか小学生、中学生持っている親は、急な発熱なんかのときにあったほうがいい。でも一番の多かったのが、身近に診療所があれば、安心して暮らし続けるということが一番多かったみたいなんです。私は、きゅうきゅうに今町長に頼んでいるわけではないんですよ。でも、様子を見ながら少し考えていこうというだけのことであって、私も絶対近くに病院がない生活をしたことないものですから、なくなったときはどうなるのかと思ったら、先ほど言ったとおり、もう65歳になって、時々考えることもあります。

こういうことを考えながら、今後、長い目でも色々調べて、あそこの医院は後継ぎさんがいないからなくなるとか、そういうのを含めた考え方で、長期で見るとあと10年ぐらいですから、私より先輩方ばかりだから大体、その計画を今からやってもらえれば、私も何も言うことはないんです。それは、もうそうしてもらわないと、結局、心の安心が

皆さんなくなったら、でもやはり木上地区の人は、診療所つくれと言う人もいらっしゃるんですけど、その辺はこっちのほうで、最初様子見させてください、考えさせてください、頑張ってみますからということしか言えないものですから、だって幾らかかるかも分からない、何も分からない、何も分からないので、これで、でもこのことは、将来錦町のためには必要な診療所に将来なると私は考えていますので、十分考えながら検討してもらいたいと思います。

やはり医者不足ということで、私は球磨村も相当苦労すると思っています。でも本当に五木村にしる、資料の中にももらったんですけど、国はへき地医療に対して物すごく力を入れるようなことを、今どんどん発信しています。国が言って何でできないかという、一つは、事業主で今までが、医療センターとかその蘇春堂とかそういうところが、もう医師が足りないもんですから、結局へ理屈ですよ。三、四十分以内で病院があれば、診療所やへき地診療所は要らないということを出しているところもあるんですけど、国の政策の中に全くそういう文言は一つもないんですよ。だから今後は錦町も、病院が木上地区に診療所ができることを私は願って、次の質問に行きたいと思っています。

人吉海軍航空基地資料館の現状はということで、指定管理委託料の今後はということで、2,600万円を上限に1年目2,600万円、2年目去年が2,500万円、今年も多分2,500万円で落ち着くだろうと思うんですけど、その（ ）のほうは、企画課長、どのようになるか、大体の予想でいいですからよろしく願います。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

指定管理料につきましては、議員おっしゃるとおり、5年間2,600万円を上限として支払うことになっております。1年目は2,600万円、2年目が2,500万円ということで、今年の予算としても2,500万円となっているところです。

現段階では、本年度の指定管理料が予算額と同額となるのか、また予算額より減額となるか判断できませんが、本年度以降の委託料を少しでも削減していけるよう、錦まち観光協会と連携しながら、来館者の増加、カフェ等の増収に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） もう完全に何を言っても5年間は、錦まち観光協会との約束もあるし、これを減らせとか私も言いたくもないし、ただ、なるだけ減らすようにして努力されるのは本当当たり前なことだと思うんですよ。

結局、委託料の内訳というか、役場のほうでもある程度把握しているんですか。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

指定管理料の内訳ということですが、指定管理料の積算としましては、人吉海軍航空基地資料館の管理及び運営に関する経費ということで計算しております。

内容的には、人件費、光熱水費、修繕料、あと車両のリース等に係るものでございますが、幾らその分にかかっているということは、こちらのほうでは把握しておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 単純なことなんですけど、人件費、光熱費、修繕費、車両リース料などと言われたんですけど、では、あそこで物品が売れたり入場料を取ったりしたお金は、観光協会のほうでは何に使っているのか。

単純なんですけど、今回2,000万円の予算をつけて空調設備を、使ったのは八百何十万円できたんですけど、あと、その先より光熱費とか修繕料も払っていくと言って、車両リース代も払っている。2,500万円の中から払っている。では、あそこの物品の売上げ、入場料は一切町には入ってこないんですけど、そういうのは主に何に使っているのか、協会の回答で聞いてよろしいですか。観光協会の会長としても聞いてもいいですか。分からないですか。いいですよ。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今回、開園して7年になりましたけれども、来館者が10万人を突破いたしました。1年間の波及効果ということで、今どのくらいあるのかなと調査させておりますけれども、1億円程度の来館することによって、この球磨郡或いは錦町に効果というのが1億円ちょっとだったと思いますけれども、そのくらいの波及効果はあるという話を聞いているところでございます。

今回3連休がありまして、また来週も連休がありますけれども、昨日、日曜日には176名の来館者が見えられて、ある程度落ち着いてきているかなと思っております。

今後においては、今年は2,500万円委託料を払っておりますけれども、観光協会としては、その委託料をできるだけ下げる。いわゆる自費で賄えるような考えを持っておりますので、その目標に向かって観光協会を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 本当に観光協会には厳しいようなことなんですけど、これは人件費、光熱費、修繕料、車両、町から出しているのだから、本当に上げ膳据え膳みたいな感じですよ、昔の言葉では。だから、それをもらっているから、やはり来年は目標2,000万円程度でもらうようなとか、そういう目標を観光協会も立ててもらって、そうしないと、一番怖いのは5年後終わったときなんですよ。2,500万円、2,600万円上限で5年、終わったときにどうなるかということが、やはり一番私は心配するんですよ。結局必要なものだから、できてしまったという言い方は悪いけど、できた建物をもうなくすわけにはいかないし、もちろんローリングしなくちゃいけないかもしれないですけど、それでずっとやっていくということがなくなるように、自分たちに、先ほど町長が言われたとおり、自分たちで自主でやれるように、町長にも会長として叱咤してもらいたいという気持ちがあるんですよ。

今ここに書いてあるのは、人員も町派遣が1人、職員が6人、アルバイトが12人となっています。これははっきり言って来場者が倍になれば1.5倍要るようになるんですよ、この人間が。だから本当に私が、今入っている人間の数の、人間の入場者に、これだけの人間が要るのか要らないか。私その場にいるから分かる。でも、あそこには何人いるのかという話は、多分何人の方も聞いておられると思うんですよ。

やはりいかなる事業も、一番大事な、かかる経費というのは人件費なんですよ。何の仕事にするにも、人件費というのが一番かかるもんですから、今の現在が19人と書いてあります。本当に。町派遣が1人、この町派遣も2,500万円に入っていないから、職員が6人、アルバイトが12人、そんだけ数が要るのかなということを思っている人は、多分私も含めて何人かいる、多いと思うんですよ。

結局、その分まで払って、光熱費もいって修繕費もということで、車のリース代もと。そうしたらどれだけ儲かるのかなと。自分たちですよ、民間の人間の考えですよ。そこまでもらえばどれだけ儲かるかなと計算するんですよ、私たちは。儲かるという言い方は悪いけど、儲ける必要はないですから、社団法人だから。だけど、そんだけいるというのは事実ですよ。

○議長（荒川 孝一君） 企画課長。（発言する者あり）

森本町長。（発言する者あり）森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほどちょっと説明が不足しておりましたけれども、今、人数の職員も含めて話をされましたけれども、職員は別として、そのほかに10名ほど、十七、八、12名か、アルバイトが。結局、先ほど言いますように2,500万円を出しますけれども、そのうちの人件費が、町から分、2,500万円の委託料に入っておりますので、やっぱり人を雇うという一つの働く場所の確保、働く場所ができたという面では、波及効果が私は先ほど言いますように、1億円幾らの話をしましたけれども、相当な波及効果が、考え方ですけれども、あるんじゃないかなと思っております。

それとあと一つ、できるだけ赤字にならないようにということで、今、観光協会に話をしておりますのは、観光協会として、あそこのみを、ひみつ基地ミュージアムだけを管理する、運営するじゃ駄目よ。錦町全体の観光をつくり上げてほしいという話をしております。

その一つとして、例えば、今、夏目友人帳というのを非常にその関係で、東京から或いは大阪から来られる方がいらっしゃいます。その人たちの話を聞きますと、一武地区の一武神社、八幡さん、ここが、作者が錦町出身で、その方の関係で夏目友人帳が、一武八幡さんが出てくるわけですけれども、そこに東京から、これは40名、東京からばかりじゃありませんけれども、熊本市に集めて、熊本市からバス1台に乗せて、日曜日にあそこに連れてこられるわけです。そういうのを含めて、錦町全体の観光を今見直せというふうにしております。

2,500万円をできるだけ少なくするように頑張っ、そして全体が、錦町だけじゃなくて、この錦町に来て、隣接する町村、或いは球磨郡の人吉球磨郡の町村に足を伸ばしていただくということが、私は、この人吉球磨全体で今度の国勢調査で7万人ほどに落ちていくと思いますので、球磨郡全体の観光というのは非常に大事と思いますので、そういうふうな考えの方で進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 町長、今の答弁の中で、あそこで人を雇っているから、波及効果があると言われましたが、公のお金を使って、職業安定所じゃないんですから、それはちょっと私の考え方としては、一企業が、もちろんこのお金を使っているということを真摯に受け止めて、何とかやろうということではないと、観光協会がですねそれをそこで働いている人の給料も払っているから波及効果がある、それは税の使い方として、そういう使い方を聞いたのは私は初めてなもので、そのことは絶対、絶対とは私の考えだけど、6人とアルバイト12人のために2,500万円もらっています、本当にありがとうございますまでならいいけれど、それをもらっているから波及効果、それはその人たちの働いている人たちにとっては、職業安定所みたいな感じの考え方ではないかと思うんですけど、町長、それはどういうふうに考えるか、もう一度お聞きしたいです。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 質問議員の考え方と私の考え方ずれておりますけれども、私は今までになかった観光協会として、観光協会そのものはありましたけれども、人を雇い入れて、そして、球磨郡全体を案内し合うというような方向性を持ってある観光協会ですので、そういう面では、私は波及効果というのはあると思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 考え方、そういう意見、ちょっと違うところありますけど、もうこれは話しても

ですけど、ただ、簡単なこと言えば、もらって感謝してもらいたいというだけのことなんです、私が言いたいのは、2,500万円を町から、観光協会がそれだけの人間を雇ってということができると。それから普及しますなら分かるけど、その波及効果のほうばかり先に言われた、ちょっと私は今意味が分からなかったんですけど、そのことは考えて、観光協会は社団法人ですよ。一応利益があってもいけないけど、今社団法人としてのプールしている金額は大体幾らぐらいですか。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

観光協会の令和6年度末の決算において、正味財産、預金等ですが1,886万6,284円となっております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） この金額が高いとか低いとかじゃなくて、まだまだあれだけの施設と、あれを社団法人引き受けていくのに、これも含めて、町からもらっているお金とを使いながら、私はプールするお金が5,000万円ぐらいはいつもなくてはいけないぐらいと思って、それ以上は、今の金額が何かあったときの1,800万円ということと、うがった言い方すれば2,500万円もらって1,800万円持っているという人もおられるかもしれませんが、いざ何かあったときのためには、あと少し2,000万円ぐらいはプールすることを私は観光協会に、いつも2,000万円ぐらいはプールしているほうが、何かあったときに必要なお金だと思いますので、今後努力して、借りる分も少なく、2,600万円も少なくして、プールも少しずつ増やして、何かあったときのためにしていくような方針でやってもらえれば、もう私も何も言うことはないんですけど。

やはり、こういうのは目に見えて、やはり結局入場者数、入場料は平年並み、今年は8月11日大雨も、あの時期があつて大変なことがあつて、ちょうど終戦の日があれがあつたもんだから、多分少なかつたんだと思います、8月は。でも、1年間では105%、104%少し伸びているんですけど、こういうことがあつても乗り切れる体制をつくっていつてもらって、なぜもうあの施設が、もうどうせもうできてしまった、簡単にできてしまったことに私も言うことはないんですけど。

先ほどからやはり町長は、話は変えますけど、町長は、観光観光と言われますが、今度赤とんぼの、この戦後80年特別企画展、赤とんぼ、Willowっていうと。横文字で書いてある。中間報告書もらったんですけど、議員も全員もらいましたけど、この中にですね、10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代の意見が書いてありますけど、ここのどれを見ても、どれを見ても、観光地というイメージの感想は、原文のまま書いてありますから、抜粋してあるのに1ヶ所も出てこないんですよ。

それと、私の親戚のところの孫が、いとこの孫が、人吉新聞に8月12日から8月28日まで半面使って、埋もれた戦争を探してというのが、5部、5回連載で載りました。今、大学院の1年生をやっている、1年生で、この夏も、夏休みいっぱい、31日まで、ここで残ってアルバイトして。

私も今まで町長に対して、観光施設だということで、利益がなければいけないと思っていました。

ところが、俺が「なん、もう何も何も出てこんとな」で言ったとき、このいとこの子が、「おじさんあの施設はね、今からの子どもたちにはもう」、自分たちもまだ23で、その子どもたちもですね。「平和教育には大切だ、大変な施設だ」で。私も教えられました。そのとき私も気づきました。これにも、第1回目のエピローグというところに、人吉城跡に行ったときに砲台があつたのではないかなと思ったそうですよ、その興味がある子だから。そしたら、おじちゃんが木上地区のほうをさして、木上地区には飛行場があつたよというのを子どもの頃教えてもらってから戦争に

興味を持ったとここに書いてあります。

ところで、私は本当に、町長にお願いがあるんです。私も、観光施設として言うのもう苦しいもんですから。今まで、ここの条例を見ても、「平和教育」って一言も入ってないんですよ。それに関わるものはあったとしても。それで、観光施設の中にも一つ、「観光施設」というのは3回か4回、二、三回出てくるんですよ。「平和教育」というのは、資料には書いてありますが、戦争の平和教育というの一言も入ってないので、私は、何か、どこかに入れられるところがあれば、もう全部この資料を、戦争のことだけでもんね、この「赤とんぼ」の感想も。だから「平和教育」って入れたほうが、今後ともですよ、観光協会でも、「観光施設だから、もうけがなければわからん」とかそういうことじゃなくてですね、平和教育という視点からもですね、条例にどこかに「平和教育」を入れてもらえないかなって。その自分のいとこの子に、いとこの孫に教えられたもんで。その辺のことは町長、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 条例の目的ですけれども、その中にはですね、私、皆さん方からこれは議決をいただいた部分でございますけれども、資料等を「保存紹介することにより歴史への理解を深め、学びの場」、この「学びの場」、そして「住民交流の場とすると共に、観光の振興に寄与する」ということを「目的」ということをはっきり書いておりますので、その分で理解をしていただければなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） だから、「学びの場」ということは、皆さん、平和教育と理解するというのなら、もう「平和教育」って書いたらいいんですよ。そのほうが、確かに。

私が言いたいのは、私も書いてもらったら、もう、結局は、例を挙げるとですね、くま川鉄道に各町村が補助しますよね。普通の民間のところでは手出せませんよね、私たちでも。何でかという、あれは「学生の足」という大義名分があるんです。それで、くま川鉄道は残すんですよ。それと一緒に、やはりここにも、観光で、施設として「年間2,500万円ももらわなければならない観光施設」でいくよりも、はっきりと、「平和教育の施設でもある」て。施設「でもある」でもいいんですよ、書いてもらったほうがいいのではないかなと私は思うんですけど、町長はもうこれで皆さんが理解できると言われるから、まあ、それ以上言っても、うん……。第5条に「観光拠点施設として観光振興に資する事業」って書いてあるのに、その前には「収集」とか「調査」とか、その第5条には全く書いてないんです、観光のことしか。やはり、私はもう、私の考えも、観光施設で何でお金使って何だかんだと言ってきけど、やはり「平和教育」という大義名分があったら私は「なん、そういう問題じゃなくて、歴史を残していく平和教育のためにも寄与する」って堂々と言えるところがあるもので、これを一般質問にしてみました。

最後に、これはもう後、今うだか言っても恐らく時間が過ぎていくだけで、最後の質問は誘致企業に関してですけど、簡単に言えば、誘致企業を持ってこられて、まあ、過程はどうであろうと、原因はどうであろうと、———というところの、あの工場でもちょっと、錦町のイメージを悪くして。そして、取れる税、取れる分を、払ったものは返してもらったぐらいで、残りを返してもらうというだけで、与えた分は、タダでやったという形になっている。

それで、そういうふうになるような誘致企業はですよ、だから誘致企業の設定の、何ていうかな、あるんですけど条例としてもないし。誘致企業の条例で。そして誘致企業を連れてきて、誘致企業を審議する審議会もない。ということは、どこで誘致企業を決めるのかということがですね、つくづく思うんですよ。

だから、誘致企業というのは、その地域の雇用と、もちろんその地域のために、固定資産税も免除したり何々を免除してでも、税で、将来もうかる、ああ「将来もうかる」、将来入ってくるというようなのが誘致企業と私は認識していますが、この誘致企業のですね、何で、審議会がないときにはどこで決めるんですか。それをお聞きしたい。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

誘致企業等を認定する規定、条例、要項等はおっしゃるとおりございませんが、町の誘致企業として位置づけする場合は、町と企業との間で進出・立地協定を締結することとなっております。

協定を締結する企業の対象としましては、錦町工場等設置条例または錦町企業立地促進補助金交付要項等の交付条件に該当する企業を選定しているところです。例えば工場新設等の場合、基準は、投下固定資産評価額の3,000万円以上かつ新規雇用者5人以上となっているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君）（ ）、もう形は違ってしても——のときは、突然ああいうことがあって。一応誘致企業で。これでやっぱり、町のイメージも、幾ばくか、悪くなったし。これが、どこの誘致企業が何のかんのというわけではないんですけど、誘致企業というのはもう、変な話、免除するものがあるとか猶予するものがあるんだから確実に、その終わった後は確実に、利益にならないと、誘致企業の意味がないと思うんです。

だから、私が言いたいのは、——も1年猶予したと。一丁目一番地借地代を。まあ、長くおれば元は取って。1年ここで取れなくても。3年、4年後に取れる。そういう考え方はいけないと思うんです。だから、一丁目一番地につまずいたところは、行政としても、「何があるか分からん」ぐらいの厳しい目ですね。一企業ですから営業内容までは何だかんだ言えないと思いますが、それはやっていくべきだと思うんですよ。

私も、8月、全然、煙も上がらん、全然、何も稼働せん。何でか。そうすると、もう——は搬入じゃなくて搬出する。——はどんどん増えていく。どういうことかと思っていたら、8月は点検のために8月から1ヶ月程度、休みます。今、——は、全国どこでもですよ、ほとんどのところがうまくいっているところがないのに、1ヶ月、休んで。

私はもう、つくづく思いました。できれば、もしもということはあつてはならないけど、もし、そういうことが起きないように、ちゃんと、一応誘致企業にしたなら、やっていかないと、「あいた」「しもうた」では、遅いし。ただ唯一救いなのが、町の土地だということです。町の土地だから、原状を復帰しなくちゃいけないですね、出ていくときは、でも全国に、それをやらずにそのまま残った建物が何十ヶ所、何百ありますよ。そういう結果にならんように、もう本当にそのぐらいの、今世の中はそれぐらいの、——関係はそのぐらいの今状態なんですよ、だから本当に、将来のこと考えたら、——のこともあったことだし、少しは真剣に考えてもらいたいと思います。そうしとかないと1年目から、だったからですね。

何も、あの工場は何かのこのわけではないですよ。何で払わなかったのか、いうだけのことで。270万円程度をですね、借地代として。1年猶予したが、その意味が分からないものですから、そのときは——が足りない。

ではここで、最後になりますが、誘致企業のことを言いますと、本町に、本町における誘致企業の代表格といえば、もう皆さんも知っている昭和51年に操業した九州武蔵、昭和55年に操業した熊本日本電気が大体、あると思います。ピーク時には2社で、はるかに1,000人を超える従業員がいて。その誘致当時、他町村からは大変羨ましがられて、当時、本当、球磨郡錦町の片田舎にこれほどの企業が、大企業が進出したか、不思議さと羨望の目で見られ、

そのことを熊本県中で「奇跡の企業誘致」と言われました。

あれから50年、経とうとしています。この2社の企業誘致の恩恵に、おかげで今の錦町があると言っても過言ではないと思います。また、この当時この偉業を成し遂げた先人の方々に心から感謝を申し上げ、これで私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田孝徳議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第3回錦町議会定例会9日目の会議を散会します。

午後4時15分散会

令和7年 第3回 錦町議会定例会議録 (第3号)

招集年月日	令和7年 9月 9日	招集の場所	錦町議会議場
開閉会日時及び宣告	開議 閉会	令和7年 9月18日 令和7年 9月18日	午前10時00分 午後 3時28分
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号
出席議員 11名	1	出 谷 口 一 也	10
欠席議員 1名	2	〃 丸小野 聖 一	11
	3	欠 梶 原 誠 二	12
凡例	4	出 早 田 和 彦	
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二	
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子	
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人	
	8	〃 岡 田 武 志	
	9	〃 池 田 秀 晴	
会議録署名議員	9	池 田 秀 晴	10
職務のため議場に出席した者の職、氏名	議会事務局長 蓑 田 和 也		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名			
職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	吉 田 誠 二
副町長	深 水 英 雄	保険政策課長	大 森 光 春
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課長	蓑 田 俊 哉
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	岩 尾 和 文
会計管理者	上 野 陽 一	企画観光課長	中 村 裕 二
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会 議 の 経 過	別紙のとおり		

議事日程

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第69号 令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第3 議案第70号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第4 議案第71号 令和6年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第5 議案第72号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第6 議案第73号 令和6年度錦町水道事業会計決算認定について
 - 日程第7 議案第74号 令和6年度錦町下水道事業会計決算認定について
 - 日程第8 議員派遣の件について
 - 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第69号 令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第3 議案第70号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第4 議案第71号 令和6年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第5 議案第72号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第6 議案第73号 令和6年度錦町水道事業会計決算認定について
 - 日程第7 議案第74号 令和6年度錦町下水道事業会計決算認定について
 - 日程第8 議員派遣の件について
 - 日程第9 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第3回錦町議会定例会10日目の会議を開きます。

なお、3番、梶原誠二議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

ここで、9月17日の一般質問における発言について、高田議員より発言の訂正の申出がっております。これを許可します。11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） おはようございます。先日の質問の中で—————のような発言をいたしましたので、当該部分の削除をお願いいたします。

今後、議場での発言は気をつけて行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。ただ今の申出のとおり、会議規則第62条の規定により、発言を訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。したがって、発言訂正の申出を許可することに決定いたしました。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、7番、竹田農利人議員、5番、吉田眞二議員、6番、石松まゆ子議員の予定です。

7番、竹田農利人議員の一般質問を許可します。7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 皆さん、おはようございます。7番議員の竹田農利人でございます。議長の許可をいただきましたので、令和7年9月第3回錦町議会定例会にて一般質問をさせていただきます。

また、本日は大変忙しい中に傍聴席にお出でいただきましてありがとうございます。また、お忙しい中にあいねっと放送をお聞きの皆様方に心より御礼を申し上げます。

さて、8月10日、11日にかけて、八代市、玉名市、宇城市、天草市等において、線状降水帯により大雨となり、多くの被害がありました。亡くなられた方、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、錦町においても、8月の猛暑により体調を崩された方も多々と思われそうですが、今後も暑さは続くようでございますので、体調には十分気をつけていただきたいものだと思います。早く秋らしい季節になればと思っていますのでございます。

また、8月23日の土曜日に錦町商工会青年部主催により、にしき夏まつりがありましたが、多くの町民の方々においでいただきましてありがとうございました。事故もなく無事に終えることができました。また、来年に向けて青年部も頑張ってくれるものだと思います。本当にありがとうございました。

今回の一般質問は、事項1、事業承継支援について、事項2、町道松里線について、事項3、健康管理「自分の健康は自分から」についてであります。

これより、質問席にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 事業承継支援についてであります。中小企業庁のホームページに地方公共団体向け事業承継支援情報によりますと、事業承継支援においては自治体に、錦町にすれば錦町になりますけれども、期待される役割は実際に事業承継支援を自治体内で完結させることではなく、町内外の関係を束ねるハブ機能と事業承継の機運醸成に向けた意識啓発機能ですとあります。自治体、つまり錦町においては事業者の皆様及び接点の多い地域内支援機関と事業承継に関わる専門的な知見を持つ機関とのハブとなり中心となって、支援ニーズの高い事業者の専門知識を有する機関へ橋渡しできるように連携体制を構築することが重要であるとあります。

当錦町に置かれる、期待される役割ということで、現経営者の元気なとき、早い段階で気軽に事業承継に関わる相談を行うためにも、事業承継の機運を高めていくためにも啓発を行う必要があるため、錦町が持つ公的な信頼感、安心感が強い武器となり、チラシの制作、セミナー開催等の広報施策等を含めた意識啓発を実施することが重要であると思っております。

このような中、今年3月に人吉球磨の持続可能な経営確立へ向けて事業承継の支援に取り組もうと広域的提携によりまして県、球磨事務所が主導となりまして行政機関、商工団体、金融機関その他22団体と協定締結されましたが、現在の事業承継支援に取組まれた経緯についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、本町で行っている事業承継関連の支援につきましては、令和3年3月に町内における商工業者の後継者の定着を後押しすることを目的に錦町商工業後継者支援給付金交付要綱を制定しております。

そのほか、先ほど7番議員もおっしゃいましたが、熊本県県南広域本部、球磨地域振興局の主導により、人吉球磨地域における事業承継等に関する取組を推進するため、広域的な連携協定を今年3月に締結しております。

また、熊本県商工会連合会では、県内における自治体単位での連携協定を進められており、本町との連携についても申出があつているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。広域連携に22団体、行政機関、商工団体、金融団体、農林畜産団体、民間企業、それに報道関係など、全国的に見てもこの協定については最大規模だと伺っております。

県内でも事業承継連携支援に関する協定締結がなされておりますけれども、令和5年に2自治体、令和6年に10自治体、令和7年に5自治体ですが、郡内でも6月に湯前町、7月に球磨村が締結しておりますが、錦町の取組状況はどのように進行しているのかお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

熊本県商工会連合会主導による自治体単位の連携協定につきましては、その内容を精査し、商工会連合会と協議を重ねた上で、連携協定締結に向け事務を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

錦町商工会においても、熊本県商工会連合会主導によりまして自治体単位での連携協定について内容を精査し、商工会連合会と協議を重ねた上で協定に向け、事務を進めておりますので、是非お願ひしたいと思います。

郡内でも水上村、山江村が年内に締結されると伺っております。錦町においても締結ができますようにお願ひいたします。

この連携の目的は、経営者の高齢化、後継者不足の問題に加えまして、原材料高の長期化、人口減少など、事業者を取り巻く社会環境の変化により廃業数の増加があると思っております。

錦町町内の中小企業者へのアンケート調査を令和4年9月に行いましたが、65歳以上で後継者不在と回答したのは30社でありました。アンケート回収は100%ではありませんでしたので、まだまだ多いと思つているところでございます。

今後もまだまだ多く事業者がなくなることも予想されますし、これらのことを考えますと、錦町に将来どれだけの事業所、事業者が残られるのか考えると寂しいものと思つているところでございます。毎年、数件の事業者が廃業されて少なくなりつつあります。職種によっては錦町から姿を消してしまい、ちょっとした仕事を頼むにしても町外の事業所または大型店舗などに頼まないといけません。また、町外に買物に行くしかないこともあります。事業所がなくならないためにも、事業承継に対する支援が必要ではないかと思つているところです。

事業承継は地方の雇用喪失、地域経済の衰退を引き起こしかねない喫緊の課題など、全体に向け錦町の支援メニューの創設、セミナー、個別相談会などを町内広報紙やあいねっと放送を通じて町民の方々に周知をお願ひできないか、そのところについてもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

支援メニューの創設については、どのような支援が必要であるか、町内の事業所、商工会などの関係団体、近隣の自治体の状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

また、周知につきましては、町のホームページ、広報にしき、あいねっと放送など可能な範囲で行えればと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。町内においても情報によっては承継を考える方もおられると思いますので、是非そういう人のためにも情報提供をよろしくお願ひしたいと思います。

商工会でも熊本県商工会連合会に特任支援課というのがあります。その球磨地区担当の特任指導員と錦町商工会指導員にて事業所への周知と個別支援、セミナー、個別相談会などを開催しながら連合会より商工会のバックアップ、専門家派遣制度の活用、金融機関の金融支援には日本政策金融公庫、熊本中央信用金庫の支援、マッチング支援、取引先からの相談など、各組織の強みを生かして連携を図り、情報の共有や支援などを協議することにより、強力に事業承継を支援していただきたいと思っていますところでございます。

この事業承継を支援するためには町が先頭に立ち、事務局会議、連帯支援会議など、随時、年に一、二回はこういった会議を重ねながら意見の聴取、情報交換等を行っていただきたいと思っています。

我が家の近くではありますが、8月に自動車板金工場を閉める計画をされておられたところがあります。そんな折、情報によりまして、修理板金工場を探しておられた人吉在住の20代の方ではありますが、お互いが知られまして、お互いに色々お話をされまして、お互いの好条件となり板金工場を譲られたとのことでございます。錦町から1件の事案ではありますが、事業承継をされた、今後も親子承継、親族承継、また第三者への承継など、今後少しでも事業承継ができることを願ひ、質問事項2に移らせていただきます。

質問事項2、錦町道松里線についてであります。

国道221号線信号機一武下原田川から下井手ノロまでの町道松里線でございますが、国道221号線球磨中央高校の道路改修がなされました。町道松里線への進入路が北側になりました。当初は車の通行量も少しは減りましたが、現在、朝・夕通勤時間帯に車の交通量が増えた要因として、国道219号線にて渋滞することにより、町道松里線への車が通るようになりました。時間帯によっては通行量が増えています。小中学生の通学にも影響しておりますし、今は、町道松里線は時速30キロ制限となっておりますが、両方通行でございますので、なかなかスピードを緩めることができないのかなと思うぐらいスピードが出ている車もあります。

このような事態が続いておりますが、交通量や安全確認などできているのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 質問の要旨1、交通量、安全確認はできているかについてお答えいたします。

町道松里線の交通量についてですが、先ほど質問議員がおっしゃったとおり、朝・夕の通勤時間帯に、西小学校、錦中学校、球磨中央高校など各学校への送迎車両が通行するため、また通勤車両等により国道が渋滞することから、町道松里線に車が流れ込むため、町内において交通量が最も多い町道であると認識しております。

また、安全確認についてですが、当路線が通学路となっていることから、教育委員会、総務課、地域整備課、交通指導員、各小中学校の校長及びPTA代表、人吉警察署、熊本県の球磨地域振興局土木部等で組織される錦町通学路安全推進会議の中で行う合同点検を行っておりまして、危険箇所として特定し、安全対策として交差点のカラー舗装や、白線の外側に緑色のカラーラインを設置するなど、通学路を強調し、歩行者や自転車への注意喚起を行っていま

す。

また、保護者や教員による定期的な登校指導や交通教育などソフト対策により安全対策を実施しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。小中学生の通学路には十分注意するように指導方もよろしくお願ひしたいと思います。

また、町道松里線には速度制限の標識が片方に9ヶ所ずつ立っております。運転手はどれくらいの方が分かっているのか疑問ではありますけれども、どうかこの道路標識に速度注意の看板設置ができないものか、これについてもお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 質問の要旨2、速度注意の看板設置についてお答えいたします。

町道松里線はスピードを出して走行する車が多いことから、通学路安全推進会議の中で要望しましたゾーン30について、人吉警察署のほうで関連のある分館と協議の上、最高速度を30キロメートルとする速度規制区間を設けていただきました。30キロメートルの速度標識は、起点と終点の2ヶ所を含めて9ヶ所程度設置されている状況です。

しかし、質問にある速度注意看板については、町で設置しておりませんので、今後、人吉警察署と協議を行いながら、速度注意の看板等の設置について、担当課のほうで実施に向けて進めていきます。

また、当該路線については、町民の中には規制速度が変更されたことを御存じでない方もいらっしゃいますので、40キロ規制が30キロ規制に変更されたことを併せて周知してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。是非速度注意看板も設置をよろしくお願ひしたいと思います。

町道松里線と町道錦中央線の交差点についてお伺ひしたいと思います。大変、交通事故が多発しております。先月26日と9月3日ですが、事故が起きております。車の横転事故もあつております。時間帯によっては、小学生たちの通学集合場所となっております。十分危険なところではないかと思っております。この交差点は、町道錦中央線側が一旦停止、町道松里線は徐行ですが、あまり徐行される車はありません。非常に危険と思っております。ここを双方の一旦停止などができないか、これについてお伺ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 双方一時停止にできないかについてお答えいたします。

御存じのとおり、御質問の交差点において、先月26日火曜日と9月3日水曜日に、2週連続で交通事故が発生しております。うち1件については、車が横転するほどの事故でありました。

事故が多い原因は、交差点の見通しが悪いこと、また、国道から球磨川方向に向かう道路幅が広い道路、町道錦中央線ですが、一旦停止となっており、初めて通る車にとっては停止位置が分かりにくいことなどが考えられます。

御質問にありました双方向の一時停止について、9月2日に人吉警察署と協議をしております。

警察署によると、現在では、一般的に双方向が一時停止となっている交差点は廃止し、主道路より交通量が少ない従道路のほうを一時停止にする交差点に変更しているとのことでございます。

今後の安全対策としましては、交差点の見通しをよくするためカーブミラーの追加設置や見えにくい停止線の引き直しと、止まれ文字を路面に表示する対策について、人吉警察署との協議が終わりましたので、近日中に実施いた

します。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。是非早い設置を願うところでございます。

現在では、一般的に双方向が一時停止となっている交差点は廃止しとのことでございますので、これは仕方がないのかなとは思っております。是非、停止線、止まれの文字を路面に表示していただくよう、今後も警察署との協議、検討をお願いしたいと思います。

また、かみきり屋さん前の町道錦中央線の未整備のところが数メートルあります。これも非常に危険だと思っておりますので、ほかの地主さんとの交渉をしていただきながら、土地の交換でもできながら、道を広めて安全に通れるように希望するところでございます。是非お願いしたいと思います。

次に、錦中学校旧正門前のところでございますが、ここの駐車場について伺います。

旧正門周辺の方々から、朝、通勤時に大変困っておられるとのことを聞いております。特に、朝は生徒さんの送迎に多くの車が停まっています。きちんと駐車される方、通行方向で駐車される方、車によっては自分の都合の良いうように駐車されておりますし、また旧母子センター内ですか、こちらへの駐車はいいのですけれども、反対側のバス停留所前に車を停めて生徒さんが降りたりしております。非常に危険だと思っておりますが、学校や保護者会にて検討をお願いしたいのですが、これについて教育委員会のほうにお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

錦中学校旧正門横の空き地は、町道松里線沿いにあり、出入りが容易であることから、これまでも中学生の保護者が送迎の際に利用している状況にありますが、土地の所有者が個人の方であり、錦中学校としては駐車場としての利用を促してはおりません。中学校では、送迎の際の駐車場は旧母子センター跡地のさら地を利用するように指示しております。近年は、町道松里線の交通量も多く、通勤車両や送迎車両が行き交う状況にあるため、危険は増加している状況もありますので、交通ルールを守って利用いただくよう、学校を通じて保護者に周知していきたいと考えております。

また、現在は、個人所有の方の暗黙の了解の下、利用ができていただけであり、今後においては空き地に住宅の建設が予定され宅地化される計画があることから、今後は保護者への周知を徹底し、旧母子センター側を利用するように努めたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。ただ、あそこの旧母子センターの入り口なんですけども、やはりお母さん方の送迎が多いわけなんですけど、今朝もちょっと見ておりましたけど、あそこにすんなり入って来られる車、違うところへ停められる車、それぞれではありますけれども、入り口がどうしてもフェンスで少し狭いんじゃないかなという気がしております。出入りしやすいようにこれも是非検討の中に入れておいていただきたいと思います。

特にあそこは学校周辺の方々の通勤時間帯でもありますので、十分注意をしていただくように私たちのほうも言っていきたいと考えております。よろしくをお願いしたいと思います。

次に、質問事項3にいきたいと思っております。

質問事項3、健康管理「自分の健康は自分から」。私も今年で71歳になります。友達と話すときに体調はどうか、血圧は高くないか、糖尿はどうかなど、そんな話が挨拶代わりとなっておりますが、今後、健康管理は「自分の健康は自分から」を意識し、生活を送りたいと思うことが多くなりました。食事制限や運動などと仲良くし、毎日少しずつでも健康改善に努力できればと思っているところでございます。散歩は1日1万歩を目標に急ぎ足で歩くことにしておりますが、健康に過ごすためには、まずは錦町特定健診や人間ドックなどの健診をしていただき、自分の健康状態を知ることではないかと思っております。

会社勤めの方は会社の保険や共済保険の方で受けられますが、錦町での特定健診の対象者はどれぐらいか。また、健診率はどれぐらいか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

特定健診の対象者は、40歳から74歳までの国保加入者となっております、令和3年度から1,707人、1,633人、1,537人、令和6年度は1,547人と減少しながら推移しております。

受診率は、令和3年度から64.6%、65%、63.5%、令和6年度が速報値で62.6%となっております。65%前後で推移しておりますが、35%の方が特定健診を受診していない状況であり、ある日突然倒れて救急搬送されたら重症化が進んでいたという状況を避けるために、未受診者に対しては年2回、健康増進員と保健師等で訪問しての受診勧奨を行うなどの対策もしっかりと継続していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。健診にて高血圧の改善、脂質異常症の減少、糖尿病の減少など、改善・減少をすることで健康寿命が伸びていきたいものだと思っております。受診率も65%前後で推移しておりますが、あとの35%の方々が問題ではないかと思っております。これらの受診をされない方にも事情があるとは思いますが、自分の健康は自分から健康寿命を伸ばしていただきたいと願うところでございます。あとで病気が分かり手遅れにならないためにも健診を受けていただきたいと思っております。是非受けていない方は受けていただくようお願いしたいと思います。

次に、予防接種の状況を伺います。

予防接種には、A類乳幼児から学童等にありますが、B類の高齢者の予防接種状況、これについてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田健康増進課長。

○健康増進課長（箕田 俊哉君） ただ今の質問にお答えいたします。

当町にて補助対象で昨年度実施しました予防接種は、高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナの3種類を行いました。

自己負担額については、高齢者の肺炎球菌2,700円、インフルエンザ1,500円、新型コロナワクチン2,500円でした。

次に、接種率になりますが、高齢者の肺炎球菌ワクチンは105人の対象で35人の方が接種され、接種率が33.33%、次に、インフルエンザは3,605人の対象で1,610人が接種され44.66%、新型コロナワクチンについては3,605人の対象で629人が接種し、17.45%の接種率となっております。

なお、補助対象の予防接種については条件がございます。65歳以上もしくは60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級を所持している方が対象となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 今、お尋ねしましたが、やはり接種率が低いということでございます。また、今、早い時期からインフルエンザもはやっておりますし、コロナについても今多いというような話も聞いたりしておりますので、これについても町民の方々に周知徹底をお願いしたいと思っております。

次に、今後の接種についてお伺いしましたが、予防接種の中で带状疱疹は本年、令和7年度から補助対象となりましたが、補助年齢は65歳以上で、年度末年齢5歳刻みとして65歳、70歳、75歳、80歳と、5年間で対象者の全てがワクチン接種が終えるような計画で、5年後は65歳の方だけになるということでございますけれども、このことについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 簗田健康増進課長。

○健康増進課長（簗田 俊哉君） ただ今の質問についてお答えいたします。

国の方針により、令和7年4月1日から、带状疱疹ワクチンが予防接種法に基づき定期接種に位置づけられることが決定いたしました。対象者については、今申されましたように、令和7年度到達年齢が65、70、75、80、85、90、95、100歳に到達される方、もしくは100歳以上の方、全ての方が対象となります。5年かけて今年度の年齢到達同様に全ての方が対象になるように進めております。

接種する機会は、該当する年齢になったとき1回のみですので注意が必要です。

带状疱疹の予防ワクチンは2種類あります。1つは、生ワクチンで1回の接種で完了します。個人負担額は2,600円になりますが、接種後1年時点では6割程度の予防効果が見込まれ、接種後5年時点では4割程度の効果が見込まれています。もう一つが組み換えワクチンで2回接種をしなければいけません。1回当たり6,600円の個人負担額は、合計1万3,200円になります。こちらについては、接種後1年、5年後についても9割程度の効果があります。なお、町では今年度対象になられる方については、4月に既に接種券を送付しております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。1回しか打てないというようなことでございますので、この5年間にほとんどの方が1回は65歳の方は打たれるわけですが、金額も金額ではございますけれども、是非、これにも十分町民の方々にご理解をいただくような形で周知徹底をお願いしたいと思っております。

今後、带状疱疹予防についても、是非分かりやすく説明していただかないといけないと、中には入院を1ヶ月以上されるという方も結構おられます。途中で、これ何かかなと思ったら、検査に行ったら带状疱疹だったという話も、若い人でもそういうのがあるというようなことがありますので、十分そのところも説明をしながら接種をしていただくようお願いしたいと思います。

最後ですけれども、国保の医療保険費は、令和6年に8億8,000万円、1人当たり40万5,000円でありましたが、令和2年から令和6年度までに、上位が糖尿病、高血圧、慢性腎不全、これは透析も入っておりますけれども、町民の方々に生活習慣病の改善をお願いしたいものだと思います。

先ほど言っておりますように、自分の健康は自分から直し、健康寿命を延ばして、健康で明るい町ができるよう、皆さんと一緒に努力していきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田農利人議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は10時50分から開議します。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 皆さん、こんにちは。5番議員の吉田眞二です。ただ今、議長の許可をいただきましたので、令和7年第3回錦町議会定例会一般質問を行わせていただきます。

また、今日は傍聴をいただきありがとうございます。9月に入りましたが、依然として猛暑日が続いております。体調管理に十分御注意をいただき、色々な作業を頑張ってくださいと思います。また、これから稲作農家の方々的一大イベントともいえる、稲刈りシーズンを迎えます。事故等がないように最大限の注意を払い、収穫作業に励んでいただきたいと思います。そして、けが、病気等で入院されておられる方々の一日も早い回復と、元気に復帰されることを切に願っております。

さて、今回も町への思いと住民の皆様からの要望をお聞きしての一般質問です。執行部の皆様におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

まず、初めに、質問事項1といたしまして、防災と災害発生時に選ばれる町について、質問事項2、農業の振興と湯水対策について、質問事項3、町民の安心・安全について、以上3項目について、通告書に沿って質問席より質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 質問事項1といたしまして、防災と災害発生時に選ばれる町について。要旨1といたしまして、国道219号歩道に覆いかぶさる樹木伐採について。これは16分館内の原地区から、ちょっと名前があれなんですけどイスマ錦店、チクキョウミートの付近までとなるとこなんですけども、そこについての質問をいたします。

まず、答弁前に写真をお願いしてよろしいでしょうか。

これが原地区のところから道の駅方面を見たときの写真でございます。あと4枚ございますので、答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 質問の要旨1、国道219号歩道に覆いかぶさる樹木伐採についてにお答えします。

質問がありました区間の支障木については、現地を確認しましたところ、民地から歩道に覆いかぶさる樹木やつる草等が支障となっておりました。中には歩道のみならず、車道へ大きくせり出している樹木もあり、台風等、強風により倒木の恐れがある箇所もございました。支障木については、国道の管理者が熊本県であることから、位置が分かる地図と現地の状況写真を添付し、県球磨地域振興局土木部の担当部署に対し対応の依頼を行っております。

今後においては、県担当者から所有者に連絡を取って、伐採の依頼を行ってまいります。また、支障木のある箇所の一部は町有地でしたので、先日、該当の支障木について撤去しております。

支障木については、国道、県道に限らず町道にも関係しますので、あいねっと放送や広報紙を活用し、支障木伐採

のお願いに関する呼びかけを今後も行っていきます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） これ、1つ前に戻っていただいてよろしいでしょうか。

これはチクキョウミートさんのところから役場方面を見たとき、今、答弁にもありましたけども歩道上よりも車道、これは対向車線のほうにも覆いかぶさっているんじゃないかと思っております。

支障木については、広報にしきに掲載されたということは確認しておりますし、これが県管理道路ということも確認をいただいております。先ほどの答弁の中に民地もあるということですけども、言いますと、先ほどの原地区のところからなんですけども歩道、これを使うのは町民の方々がほとんどではないかと思っております。そのようなところで、町民、町外関係なく、事故、けががないように、県への強く要望をお願いしたいと思っております。本当に写真を見ていただくと、この写真では本当かと思われた方もおられますし、普段通っているとなかなか気づかない点というところもあります。これ、数年前にも私もお尋ねしたこともあるんですけども、地域の方がたまに小さな小枝等が落ちてきて、上を見上げたら大きな木があるということで恐怖を感じるんですということもありましたのでお尋ねでございます。

それと先月だったと思いますけれども、テレビを見ているときにニュース番組で、隣の宮崎県だったんですけども、車の車載カメラで撮っているときに、そこも県道だったんですけども、木の枝、10センチ以上のものが車の前に落ちてきたという映像もあったわけでございます。これも一步間違えば大きな被害になるということも予想されますので、是非とも先ほど申しましたように、県のほうにお願いをよろしくお願いしたいと思います。

それと民地ということでございますので、地主の方に寄り添いながら、対策のほうもよろしくお願いしたいというふうに思っております。この件について本当によろしくお願いいたします。

次に、災害時の対応についてということで、大きな1つとしまして、体育館の冷暖房施設の考えはについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

体育館への冷暖房施設の設置につきましては、利用者の快適性や熱中症等の健康被害の防止の観点からも重要な課題だと認識しております。

これまで体育館の構造上、多額の設置費用、維持管理経費といった課題があり、導入には至っておりませんでした。今回、国において避難所となる学校体育館への空調設備を加速化するための新たな臨時交付金が創設されたところ。今定例会で、教育費の補正予算で設計経費を計上したとおり、今年度からは、まずは学校体育館についての整備を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。今定例会で設計業務委託料が上程されております。昨日の一般質問で、令和8年度に3小学校、9年度中に中学校の設置の予定があるというふうな答弁があったかと思えます。本当に教育施設、冷暖房、本当に必要だと思っております。

私事ではありますが、先週、孫の運動会ということで、八代市のほうだったんですけども、中学校の体育館をお借りして開催されるということで、見に応援にも行ったわけですけども、行く前は暑いだろうと、早く帰って

こようというような思いで行ったんですけれども、体育館の入り口に近づいたところ、冷気が来たというか、あら、冷房があるんじゃないと。本当に今回質問するのは、興味を持って子どもたちの遊戯も、そちらのほうも見せていただいたというようなことがあって、本当に、ほかの応援に来ておられる保護者の方々、また小さい方々で赤ちゃん等を抱えている方もすやすやといますか快適に過ごされているのを見て、やはり必要だなというのを改めて感じたわけです。

学校体育館は、本当に今申しましたようにもちろんです。その後でお願いしたいんですけども、本日の質問の災害時の対応について、学校施設は子どもたちの教育場として利用の設置をいただき、その後、町の総合体育館、ここにも冷暖房の設備を導入していただきたい。

これは災害時の避難場所、もちろん学校教育施設も入っているのでしょうけれども、学校施設は私はもう教育の場とっておりますので、できるならば総合体育館のほうにも学校の体育館に導入後に導入していただきたいなど、先ほども言いましたように災害時の避難所としてもありますし、何としても。人吉球磨で色々な大会があるかと思えます。今、夏場の大会で、行かれるところはそういう冷暖房があるところに行かれるとっておりますので、先ほども何回も言いますが、学校施設の設置が終われば、そういう体育館のほうに設置をよろしくお願いしたいと思って、次に入らせていただきます。

その次に、大王原住宅の入居状況と災害時の受入れ施設として確保の考えについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

初めに、大王原住宅の入居状況についてお答えいたします。

入居可能60戸のうち、9月4日現在で入居予約含め43戸になっております。約72%になります。

災害時の受入れにつきましては、大王原住宅の設置及び管理に関する条例第4条で、災害やその他特別の事情がある場合において、住宅に入居させることが適当と認める者については、公募を行わずに入居させることができる旨、規定しておりますので、そういった事態のときに空きがあれば可能となります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。大王原住宅の設置及び管理に関する条例第4条で、災害やその他の特別の事情がある場合、適当と認めるときは公募を行わずに入居できる、答弁でそのときに空き家があればということだったと思います。

皆さんも新聞報道、テレビ等で見られると思うんですけども、本年を見ると昨日は晴れていたが、突然雨が降ると、雨の降り方も異常と言えるような降り方でございます。線状降水帯が発生ということが報道であります。

熊本県でも、幸いにしてという言葉が適当かどうかは分からないのですが、人吉球磨は本年、甚大な大雨というのがないわけですが、その人吉球磨を除く地域、水俣、芦北、八代、県央、県北、先ほど7番議員も言われました、死者が出るような大雨が降って甚大な被害も出ております。

そして、県外のほうでは竜巻も発生して、これは本当に日本だろうかというような思いでテレビを見ているようなことでございます。

そのような中でお年寄り、御年配の方々、そして子どもさん、被害に遭われた方がどうか災害を復旧するときに御年配の方々、或いは子どもさんが安心して避難できればなというお考えになることがあるかと思っております。もちろん、町有住宅でございますので100%埋まるということがいいというのは、私どもも重々分かっていることで

すけれども、災害があったときは助け合い、災害に強い町として、2戸でも3戸でも確保して災害、そのようなときによその地区、先ほど言いましたように水俣、芦北、県央、県北のほうからどうにかそういう避難できるようなところ、お年寄りの方とかそういう小さいお子さんを持った方々が少しでも避難ができて、気を使わなくてもいいような部屋といますか、そういう普段暮らせるようなところがあればというところで、災害が発生したときのことを考えて、先ほど言いましたように、2戸でも3戸でも確保して、災害に遭われた方に優しい町、錦町、選ばれる、冒頭の中に入れておりますように、そういうときには錦町なんだと、選ばれる町として可能なら住宅の確保を要望したいと思っておりますので、どうか、先ほども言いましたように、町有住宅は100%入居いただくのがいいというのは本当に分かっておりますけれども、何回も言いますけれども、災害に遭われた方が本当に錦町なら常に二、三戸はあるというようなところで来ていただいて、そこから錦町は本当に災害に優しいというようなことが広がっていければ、それも一つの町のいい意味でのPRにもなるのかなと思っております。是非、何回も言いますけれども、100%入居があればいいんですけども、空きがあればということでしたので、空きがあればではなく、二、三戸ぐらいいは確保して、そういう災害に優しい町、選ばれる町としての住宅というのを考えていただければというような思いでの要望でもございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事項2といたしまして、農業の振興と渇水対策についてに入りたいと思います。

ここで、要旨1といたしまして、圃場の大区画化推進の計画についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

大区画化は、高齢化や労働力不足が深刻化する中、大型農業機械やスマート農業技術の導入により、農作業の効率化や省力化を図り、生産コストの大幅な削減を見込むことができ、意欲ある農業者の経営発展にも寄与すると思われま

す。
質問議員御承知のとおり、当町は中山間地域で圃場の高低差のあるところが多く、面的整備を行うとなると相当な経費を伴うことが想定されます。したがって、場所にもよりますが、面的な大区画より換地を主とした大区画、集約化が費用対効果を考慮した際に最適ではないかと思っております。

本年策定いたしました地域計画を軸に、誰に農地を集約していくのか、どの品目に絞るかなど、農家、地権者、農業委員会、JA等、関係者間の話し合いを促進し、合意形成を図りながら進めていく必要がございますが、現在、具体的な計画はございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。今のところ具体的な計画はないということですが、もう分かります。中山間地で高低差があるということは重々に理解しているわけですが、これは新聞記事なんですけれども、「10年後の耕作者不足」ということで載っております。御紹介いたします。「10年後の耕作者が定まらない農地が全国で3割に上ることが農水省の調査で明らかになった。このままでは世代交代を機に耕作放棄地が各地で激増する。食料安全保障の確保には、耕作者の確保が欠かせない。政府は、地域農業を担う集落営農へのテコ入れを強めるべきだ」と論説で書いてあって、そこで再評価すべきは、中山間地域を中心に農地の維持に取り組む集落営農の存在。政府も農業の担い手に続けており、約1万4,000組織が地域農業を支えている。だが、構成員の高齢化で解散する組織が相次ぎ、次代継承は大きな課題となっている。

私もこの集落営農、組織が解散するということとはよく聞かれます。そこで農地の集約化と情報通信技

術、ICTやスマート農機の導入で作業効率を高め、少人数でも安定的な農地管理を行える体制を整備する必要がある。農地中間管理機構、農地バンクが自ら農地を大区画化し、集落営農を受けやすくすることを求めることも強くあるというふうにあります。これはこの人の解説でありますけども、本当にそうじゃないかなと思っております。大区画化、やはり農業の盛んなところというのは、三角田であったりとか、10アール未満のところ、そういうところはなかなか発展がないのかなと、先ほど言われました集約化をして、Aさんがこの団地、Bさんがこの団地というのは本当分かります。分かるんですけども、やはりそうした場合、自分たちがやらない場合、あとから農業に取り組んでくださいと、頑張ってくださいという場合、こういう状態なんですけどというよりも大区画で1ヘクタール或いは2ヘクタールの大区画のほうが新規参入も今の農業者のほうもやりやすいんじゃないかなと。

それと畦畔、あぜですけども、あぜも今はもう農地の横に農道が通るか、農機具トラクターでスライドモアという機械であぜ草を刈っていくと、そういうような農地が今後必要じゃないかなと。10アール、20アールで10町、20町、つくっておりますと言われても、そのあぜの数が本当は3分の1ぐらいはあぜで草刈りがほとんどですというような話も聞きますので、それと同時にコンクリートであぜを造ると、コンクリートであぜを造って高くして、今言われている災害に強い田んぼダムのようにも寄与できるんじゃないかなと思っておりますので、そういう点も考慮いただきまして大区画のほうを進めていただければかなと思っております。

先ほど言われますように、特に今現在10アールとか三角田とか、そういうところがあるところは地域が偏って中山間地域というのは重々理解しているんですけども、そこで、そうなんだからというふうに終わるのではなく、どういうふうにすれば大区画ができるかなというようなことも取り組んで検討していただきたいなと思っているわけがございます。

次に、大区画化もお願いいたしまして、質問要旨の2といたしまして南部地域農地の水不足対策についてということでお尋ねいたします。

ため池の新設の考えはないかについて、これは中球磨土地改良区近隣ということでお願いしたいと思います。写真もお願いしてよろしいでしょうか。

これが中球磨土地改良区の管理する幸野溝の中球磨土地改良区の入る前のところの溝でございます。こういう感じになっております。ちょっと写真は見にくいんですけど、次をお願いしてよろしいでしょうか。

これが私が今度言う、そのガードパイプのところこれが隧道になっておりまして、水無川をくぐりまして、高台の本別府あたりのほうに行くわけなんです。右のほうの小屋の横に溝があるんですけども、これが上流のほうの排水になっております。次を。

それが、この排水が、これが最終的には水無川まで行きます。あさぎり町の上清水のところから下りてきて、これがその町道中原線、通称ナミギ線というところにぶち当たって、大型排水から水無川のほうに流れる溝になっております。

もう一枚よろしいでしょうか。

これがあさぎり町方面から見た、左手の方が錦町、奥が錦町ということ。右のほうに、ここからあさぎり町ですということ。これが先ほど言いました、2枚目に出てきた写真の、ここら辺にどうでしょうかということの写真でございます。このため池の新設の考えはについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

中球磨土地改良区の管理下となる新幸野溝につきましては、市房ダムを水源として幸野溝を経て、旧岡原村で分岐

し、そこから新幸野溝になり、永野地区まで続きます。

最大取水量は毎秒1.4トンとのことですが、今年の渇水対策としては、上流と下流で2日おきの計画排水が9月9日まで実施されていきました。堤尻ため池に流入する山水と、雨水の越水分及び汁谷からの山水を新幸野溝に取り込み配水が行われておりますが、限定的なものではあるものの、この汁谷からの山水は第13分館界限では非常にためになると地域の方はおっしゃっておられました。

ため池の効能としては、大雨後の一過性的なもので、永続的な対策には不向きであると考えられます。新設となりますと、用地の取得や施設の整備には相当な費用を要するものと推察いたします。また、大雨時の新たな土砂流出危険箇所の懸念もあり、実行にはハードルが高いと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。このため池や中球磨土地改良区が水が少ないというのは、私も土地改良区の役員をさせていただいております。よその改良区のことをどうのこうのと言うことは避けたいわけですが、中球磨土地改良区の局長さん、そして理事長さんにお話をしたら、是非中球磨土地改良区管内の下流域の農家のために水の供給を是非お願いしたいということでしたので、質問をさせていただくわけでございます。

この写真ですけれども、右手のあさぎり町と右のほうにトーテムポールのような感じで見えますけれども、そこからずっと奥のほう、それが先ほど一番最初に見たところまでの農地の間になります。お願いしたいのはこの区間でございます。

先ほど新たな土砂流出の危険性があるということだったんですけれども、この錦町の看板のところ、排水が通っております。ここ、数年前の大災害のときにはここに砂利が堆積しまして、ちょうど道路の下を塞いだような感じになり、横山地区を床下浸水に見舞われたというところでもあります。なぜここがいかかという、そういう水の用水が来るところでもありますし、仮にそういう土砂が堆積した場合は撤去、撤収できるようなどころではないかなというような思いで要望をしているわけでございます。

関係地域の方々、先ほども言いましたように永野まで水が行くということですので、以前から水が足りないというのは認識されております。私もこの中球磨土地改良区のところ、4ヘクタールほど耕作をしておるわけでございます。

先ほど答弁の中に本年も2日おきの排水とありました。実は、昨年においては6月からもう2日おきという排水にもなっておりました。そして、最終的には3日間水が来ない、4日目に来るような状態になったわけです。なかなか水が来ないというのは、もう半分諦めておられるようなところもあるものですから、役場などにそういうお願い等はなかったのかなと思っておりますけれども、私ども、ここでも役員をさせていただいてどうにかしてもらえないかというようなことを直で聞くわけでございます。部分的には、錦町の私ども管理しております上井新田というのがあって、そこはお互い耕作者が同じですので、どうにか水を融通しようということで、本当に自分たちのことを言うのはあれなんですけれども、頑張っとうにかこう分け合って耕作をしているということでございます。本当に水のありがたさ、農家の皆さんなら水のありがたさというのを十二分に分かっておられると思います。ここを押したのは、先ほども言いましたように災害のときに、私ども俗に言う山つきに暮らしているわけでございます。なんでここで床下浸水ってあるのというのがそのときの思いだったんですけれども、やはりこう塞がってしまうと水が来るといようなことですので、是非、その後、あさぎり町のほうから土砂撤去も行っていただいているわけなんですけれども、できるならばそういうところも含めて、災害時にはもしため池ができて、大雨が降って、水はというときは先ほども言いましたように、排水を使い、ナミギ線と言いますか、大型排水を使い水無川に、できれば田んぼダムと併せて、私

どものところは田んぼダムに理解がございまして、協力せないかんというふうにやっただいておりますので、そういうところも考慮して、どうか水が本当に永野のほうまで本当に潤沢にあるよというような言葉が出るように、もしよければため池のほうをお願いしたいと思っているわけでございます。

次の質問ですけれども、ため池が難しいなら、次は水無川上流に農業利水ダムの考えはないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

利水ダムとしての機能を有し、自然流下方式で配水を行うためには、もちろん水利が確保された上で、ある程度の高さが必要だと思われ、その設置する場所の選定が重要かと思われま。

先ほどの答弁と同様に、ハードルは高いものになると思われまますが、安定した用水の供給というのは営農にとって大変大切なことだと思っております。計画から完了まで、一般的には10年から20年の長い月日が必要となります。それ相応の経費も発生することから、早々とできる、できないの判断は非常に難しい案件だと認識しております。農業者が減少していく現状も考慮しつつ、今後、県などの関係機関と費用対効果等の検証を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当にハードルは高いというのも重々分かっております。これ、なぜかといいますと、先ほどのため池と被るところがあるんですけども、今の答弁の中に農業には水が大事だということは本当に理解をいただいていると思いますけども、やはり農業の作物が多種多様に栽培でき、収益が上がるというところは、やはり見て考えますと水だと思います。水があれば、夏場、もしも病気等が出た場合は消毒ができますし、色々な作物も作付できるというふうなことではないかなと思っております。

先ほどのため池新設の要望で述べさせていただきましたように、営農にとっては水は本当に大事、答弁にもあったと思います。

本年、米の収穫確保の点で国が米を確保、増やしなさいということで、色々可能なところ、早場米のところなんですけど、再生二期作というのが行われて盛んに報道されております。

再生二期作というのは、1回稲刈りをした後に、私どもは早い米を作っておりますと、1ヶ月もしないうちに短い稲が出てきまして、すぐ穂が出てきます。以前は私どももコシカリを作っているときに、収穫に思いついたことがありましたけども、短くて機械に上がってこない。そういうところで対策を今度はどうするかということにしますと、スピードを上げて、俗にいう矢のように走っていけば、勢いで上がってくる、まとまってということがあるんですけども、その10年、20年以上前ですけれども、非常に短くて、本当、見た目はできているなというような思いなんですけれども、そういう状態で機械では刈れないと。汎用型なら刈れるかもしれませんがけれども、その当時は汎用型があるかないかは分からないんですけれども、その対策として、早場米産地では40センチくらいの高さで刈って、プラスアルファで普通の稲の高さまでもっていくというようなことをやっておられます。増産ということでの取組でしょうけれども、そういう取組もあるということでございます。

よそでは、ひこばえというようです。私どもは二六と、その言葉がこちらで言われるのか分からないですけれども、そういう呼び名をしているんですけども、私もそれならということで、7月20日に早場米を収穫しまして、7月26日に田植えを行ったわけでございます。再生二期作じゃなくて、二期作というのに聞こえは取り組んでおります

というようなことなんですけれども、本当に穂が出ております。若干短いかなというぐらいです。これに本当に取り組みたいならば、私は早い米を作っているんですけども、その同じ品種じゃなく、コシヒカリとかそういう品種を作られれば、今月末ぐらいから11月の頭ぐらいに収穫が迎えられるんじゃないかなというような取組で成功するかしないかというのは分からないんですけども、何かやってみたいなということでの取組です。

それをやっての課題、これも水なんです。水が少ないときに、地域で用水が少ないときにそういう取組をやるというのは本当に気が引けるというか、何てことをするんだというようなことも言われはしませんが、そういう声も出るんじゃないかなと。ただ、もしもそういう水がダム等で確保していただけたら、そういうのも農家のプラスアルファの収入にもなるんじゃないかなというふうに思っております。

それと今年の報道等にもありますけれども、果物、錦町もフルーツの里ですけども、この果物も糖度はある、単価もある程度だと、ただ、ちょっと雨が少なかった関係で、小玉というようなお話も聞くわけですが。裏を返せば、今年のような天気のとときには糖度も乗り、そういう水が使えるようであれば水を散水して、いずれも水の散水のどうかができないかということはお願ひしたんですけども、そういう水をやったら糖度が高くて大きい。錦町の果物はそういう状態というのが今後できるんじゃないかなというふうに思って、自然に左右されない、そういう大きな、糖度がある。糖度というのは天候もあるんでしょうけれども、そういう果物が生産できる、収入が増えると、錦町はいいよな、そういう水を供給するところがあるからというようなものにつながっていけば、新たな農業者も増えると思いますし、今現在、後継者がいないところもUターンでもして、水があるからできるというようなことにもなって、農業の後継者不足にも貢献できるんじゃないかなと思っております。

それと、これはもう無理かもしれませんが、町内でも水が足りないというのは、私は重々聞いているわけなんですけれども、そこで、もしそういう供給ができるかできないか分からないんですけども、西地区の一丸あたりの高台、そこにも水を運べるようなパイプというか、そういうのを持っていて。そしてまた木上地区の木上溝、これはやっぱり今年の場合、ちょっと水が少ないというような御意見もありましたので、応援するような水、全部それからやるんじゃなくて、水が足りないときにそこから応援してやれるというようなこともできれば、本当に農業をやる場所、水の心配というのが要らないんじゃないかと個人的には思っております。

先ほどのお話の中に、今後、県などの関係機関と費用対効果等の検証を進めてまいりたいということでしたので、是非今申し上げましたように、今後の錦町の農業に水が絶対必要なんだという御意見がありますので、お願ひしたいと。本当に水無川だから私たちの地区だけじゃなくて、西地区の先ほども永野までということがありましたけれども、西地区の南部川、全てに水が行って果樹も栽培に水が十分にあるというような感じで持っていただければと思いますし、この質問の最初のほうに大区画化というのもお願ひしましたけれども、これと併せて将来の錦町の農業のために御検討のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

本当に先ほどもありましたように県の関係機関と本当に検証を進めていただいて、できれば現実のものになるようにお願ひいたしまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

質問事項3、町民の安心・安全についてに入らせていただきます。

町民の安心・安全についてということで質問事項1といたしまして、公務員のなり手不足と聞く町の状況についてお伺ひしたいということでお尋ねをいたします。

その中で1つといたしまして、職員の年休取得状況はについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

基本的に毎年20日間の年休が付与されますが、令和6年の取得実績としましては平均で12日となっております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。20日間の年休付与で令和6年度が12日、これが多いのか少ないのかというのは個人の年休の取得状況でありますけれども、年休取得についてはもう言うまでもなく推進はしてあると、休みをとってリフレッシュをなさいということで推進はしてあると思うんですけども、本当に年休がスムーズに取得できるように、今後も職員の皆さんに推進のほうをお願いをしたいというふうに思っております。

次に、残業は多くはないのかということでお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

時間外勤務につきましては、災害対応や選挙事務、年度末の予算編成等、業務の性質上、一定の繁忙時期においては増加する傾向にありますが、災害復旧事務等の進捗によりまして、おおむね平常時に戻っている状態に見受けられます。

今後も事務の手続の見直しを進め、職員の負担軽減を図り、健康保持にも配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。なぜ、残業が多くはないかということでお尋ねしたかと言いますと、これ町民の皆さんからなんですけども、役場が明かりが夜遅くまでついているということで、御相談といたしますか、お話がありました。

その中で、遅くまで残業しているのは、職員が足りないからではないのと。そしてまた、日中も仕事をして、夜遅くまで仕事をして、職員の体調は大丈夫なのかというお尋ねがありました。これが、そういう体調面に支障が来ると、町の町民の方の安心・安全にも支障が出るんじゃないかなと思っておりますので、残業が多くないかというのは町民の意見として、町民が見ておられますので、そこのところも気をかけていただきたいというふうな思いでの質問です。

その次になんですけども、職員の給与、球磨郡、県内の額は、本町は何番目ぐらいなのかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

給与水準を他自治体と比較する指標としまして、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すラスパイレズ指数でお答えしますと、令和6年度で錦町は94.3となっており、年齢構成などにおいて大きく影響を受けるために、単純に比較することはできませんが、郡内で9町村中4番目、県内では45市町村中29番目となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。ラスパイレズ指数でのお答えだったと思います。球磨郡内で9町村中4番目、県内の45町村中29番目、これが高いのかどうかというのは、はっきり言って私も分かりません。

何が言いたいかということでございます。今よく言われております公務員の成り手不足。昨日もありました、教職

員の先生方も成り手が少ないということです。また、農業も後継者不足、建設業、民間企業も人手不足というようなことが報道されて、本当に心配もしているわけでございます。

その中で、本当に町村の中で役場職員の成り手不足にならないようにする、一つ、これやっぱり給料もあるんじゃないかなと思っております。都会に出ていく。聞くところによると給料が高いと。もちろん物価も高いんですけども、給料が高いと。なら、こちらに止めるのは給料かなというのがありますし、やはり今度は都会におられた方が帰ってこられる場合、田舎は安かですもんとか、そういうのがあります。

そういうのをカバーするためといいますか、役場に、一つの給料と、今数字では何番目と先ほどありましたけども、役場、みんなが憧れる、就職したい錦町役場と言っていたような役場になっていただきたいなど。

これが町民の安心・安全にもつながっていくのではなからうかと思っておりますので、是非職員の待遇といいますか、自分たちからはいいですよとは言わないと思っておりますので、本当に頑張りますというようなことができるような、もちろん今、役場も一生懸命、町長をはじめ一生懸命頑張っておられると思うんですけども、給与についてお願いしたいというふうに思っております。

私たちも議員も成り手不足ということで、———いただいております。本当に申し訳ないなというふうな思いです。そこですけども、私たちも———いただいて、成り手不足を補うために、そういう———ということですので、そのところも職員の皆さんは、そういうふうには思われませんと思っておりますけども、自分たちは———というのが、私個人は思います。申し訳ないなと思っておりますので、できれば職員の皆様も、人吉・球磨でトップとまではいきませんが、上位に行くぐらいの給料をお願いしたいと思っております。

色々財政面とかもあるかと思っておりますけども、是非そういうことを考えていただいて、先ほども言いましたように憧れる、なりたい職場で、錦町役場と出てくるようにお願いして、要望いたしまして、次の要旨に入らせていただきたいと思います。

要旨2といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、本町の活用状況にということでお尋ねいたします。その中で高齢者、子育て世代に重点的に活用できないかということでお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和5年11月にエネルギー・食料品価格の物価高騰を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るために創設されたものです。

本町では、令和5年度から住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付事業や全世帯商品券配布事業、学校給食費補助事業など8事業へ総額3億876万6,332円の交付金を活用してきました。

また、令和7年度は、住民税非課税世帯への給付事業や、LPガス価格高騰対応生活者支援補助金、修学旅行費補助事業へ3事業、総額1,325万6,000円の交付金を活用する計画となっています。

事業の流れとしましては、まず、国の予算措置後に市町村に対して交付金の内示があり、事業担当課及び総務課財政係と協議の上、実施計画を作成、交付申請後に交付決定を受け、事業の実施という流れとなります。

高齢者支援、子育て世帯への重点的な活用につきましては、国からの交付金に上限があるため、その範囲内で重点的に活用できるかは、その事業の緊急性や妥当性を考慮し、検討する必要があると考えております。

この交付金がいつまで継続されるか分かりませんが、国のほうで予算措置がされ、町へ配分された場合には、物価高騰の影響を受けている方々に平等に交付金が行き渡るよう進めていければと考えています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。国のほうでやられることだとは思いますが、昨今の日本人の主食と考えております。すぐ分かるのが米、消費者価格です。生産者価格も上がっております。しかしながら、消費者価格も、自然的にそれについて高くなっているわけでございます。購入される方は、本当に高くなったというのが率直な御意見だと思います。

高齢の方でお二人暮らしのところも、特に国民健康保険のところは、本当に年金も減ってくると。手にもらうのがだんだん減ってくるよというようなお話も聞かし、先ほどの主食の米も、消費者価格も上がっていくし、全て消費する品物は上がって、安くなったというのものもあるんでしょうけど、高くなったというのが耳に入るわけでございます。

その中で子育て世帯、特に6月のときも言いましたけども、本当ひとり親家庭とか、そういう頑張って、皆さん、頑張っておられるんですけども、頑張って育てておられる方とか、あとお年寄りの方々、そういう方に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と、名前が非常に長い名前でございますけども、国がまだ続けていくようなことであれば、先ほどの答弁の中にありましたように、物価高騰のあおりを受けている方々に平等に、もちろん今までも平等にやっていたと思うんですけども、先ほども言いましたように、そういう本当に弱い立場といいますか、そういう方々にも再度目を向けていただきまして、重点的にやっていただきたいなと心から思っているわけでございます。

そのことも要望、子どもたち、或いはそういう弱者に対する支援ということもお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

要旨3といたしまして、高額療養費制度についてということでお尋ねいたします。

これも町民の方からお尋ねがありまして、高額療養費で還付申請で、来庁せずにマイナンバーカード、ひもづけしてありますので、そのことで、マイナンバーカードで全て終わるように還付できないか、来庁せずに還付できないかということでのお尋ねですので、その件についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

高額療養費制度につきましては、同一月に限度額を超えて支払った高額な医療費の自己負担分を払戻しする制度です。現在は、医療機関の領収書を提出いただいた上で、払戻し手続を行っているところです。

病院への支払いが確認できない状態で、自動的に払戻しを行うことは、返還手続も生じますし、監查的にも問題があるため、慎重な対応が必要でないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。お金を支払って、確実に、その後でないといけないということだろうと思えます。

そこで、今日の新聞なんですけども、全然関係ないんですけども、死亡時の手続についてということで載っておりました。遺族の負担軽減に向けて、スマホで専用サイトに名前や年金情報を入力すると、必要な手続が事前に分かるサービスを10月から始めると。他自治体の先行事例を参考に、全ての手続を済ませることができる専用窓口の設置を含め検討したいというようなことが、今日の新聞にも載っていたわけでございます。

今、担当課長が言われるのは重々分かるわけでございますけども、色々な、どういうことができるかと考えていただいているとは思いますが、今後ともそういう、こういう、全然違うことかと思うんですけども、そういうところで検討もされていることですので、町のほうでも、もしよければ検討をお願いしたいなというふう思っており

ます。

これは私、いつでも言うことなんですけども、本当、今日の一般質問にもありました、言いましたけども、この町でなかったら夢はかなわなかった。錦町でなかったら夢はかなわなかったと思っていただけるように、そんな町に、錦町になったらいいなという思いでの一般質問でした。

お忙しい中に調査をいただき、丁寧な答弁をいただきましたことに感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時49分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

ここで、先ほど一般質問における発言について、吉田議員より発言の訂正の申出がっております。これを許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 質問の中で、—————について発言をしました。これにつきましては、現在、—————ので、該当部分を削除願います。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。ただ今の申出のとおり、会議規則第62条の規定により、発言を訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。したがって、発言訂正の申出を許可することに決定いたしました。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、傍聴いただき誠にありがとうございます。また、あいねっと放送をお聞きの皆様に、心より感謝申し上げます。

8月10日深夜から11日朝にかけて降った記録的な大雨で、八代市、高森町、御船町、美里町など8市町村で大きな被害が出ました。被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

9月に入りましたが、残暑が厳しい毎日が続いております。皆様、いかがお過ごしでしょうか。熱中症対策をしながら、仕事や活動に頑張ってください。

令和7年第3回錦町議会定例会一般質問、最後となりました。執行部の皆様方におかれましては、大変お疲れのこととは思いますが、女性の視点を生かしながら、強い思いと決意を持って質問の席に立たせていただいておりますので、最後まで答弁のほどよろしく願いいたします。

今回の一般質問通告書には、教育、整備、企画の項目を掲げております。1つ目は図書館の整備と建設について、2つ目は空き家対策について質問いたします。

まず、登壇席より1項目を質疑し、ほかは質問席より順次質疑させていただきます。

事項1、図書館の整備と複合施設の計画はについて。

8月の初め頃だったと思いますが、人吉新聞に、街なかで読書交流拠点にという記事が載っておりました。人吉市の街なかに新しい図書館を建設するというので、誰もが立ち寄れるひとはこ図書館を九日町の肥後銀行支店1階ホールにオープンしたという記事でした。

身近な居場所をつくることで、子どもたちの健全な育成を促し、様々な年齢層の人々が交流し、安心・安全な空間を提供、また、災害時の避難所として安心・安全な拠点を担う複合施設の建設を求め、動き出したそうです。

「人吉に新図書館をつくる会」のメンバーの一人に話を聞きました。そして本の魅力を語られました。その中で、紙の本にはデジタルでは味わえないものがあると言われていました。私も本は読みますが、新しい本を手にするとき、印刷の匂いや、今回どんな記事が載っているだろうと楽しみで開きます。結婚してきてから50年以上読んでいる家の光、また読み始めた現代農業の本、何回も何回も読むことができますし、頭に入ります。それに比べ、議会にも取り入れておりましたが、ペーパーレスで始まったタブレットの中の議案には、私はなかなかなじみません。時代の流れではありますが、紙の魅力はこんなところにあるかもしれないと感じたところでもあります。

少し前置きが長くなりましたが、それでは質問に入ります。

町の公共施設の中で最もよく活用されているのが図書館であると思います。特に子どもたちの居場所としても、安全で安心して過ごせる場所であり、読書や学習や遊び、地域交流の拠点としても利用されていると感じます。

今回、町民の方から、図書館の整備計画はあるのかという声がありましたので、私はこの質問をするに当たり、錦町図書館を訪ねました。3万冊以上の蔵書があり、人吉・球磨では、錦町は人吉市に次いで本の数は多いと聞きました。夏休みになると小中学生、高校生の利用が増えるそうです。週末には家族連れが多く利用されているとのことでした。

また、町内のコミュニティセンターや公民館などを巡る移動図書館車を定期的に運行し、町民への貸出しや情報提供サービスを行い、地域密着型のサービスをされているのが分かったところでもあります。

しかし、将来の図書館の在り方について、色々な課題も見えてきましたので、質問の中でお尋ねしたいと思います。

まず、図書館の蔵書状況、利用状況、登録者数、貸出冊数などをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、図書館の状況について御説明します。

資料もおつけておりますので、資料を見ながら御説明させていただきますが、図書館内にある蔵書数としましては、令和6年度末現在3万3,900冊ほど、令和5年度末現在3万2,200冊ほど、令和4年度末3万600冊ほどで、年間1,600冊ほどが増加しております。

登録者は、令和6年度末累計で4,877人で、毎年年間150人ほど増加しております。

利用者数ですけれども、令和6年度6,591人、令和5年度6,365人、令和4年度5,935人となっており、近年は6,000人前後の方に御利用をいただいております。

それから、貸出冊数についてですが、令和6年度3万8,500冊ほど、令和5年度3万900冊ほど、令和4年度3万5,900冊ほどということで、約3万冊から4万冊の間で推移している状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。

今、蔵書の状況、利用状況などを答弁いただきましたが、図書館に行ってみますと、書棚と書棚の間隔が非常に狭

く、また、中学生や高校生の学習するテーブルと小さい子どもたちの遊び場が近く、子ども連れの保護者の方は、迷惑がかかるからということ、本を借りたらすぐ帰られるそうでございます。このように、子どもたちと保護者同士のコミュニケーションの場としては、ここの場所では無理ではないかなと感じたところであります。

また、月に2回のペースで、1回の60冊と聞いておりますけど、新刊を追加されているようでございますが、蔵書能力は足りているのか、現在何%ぐらいを使用されているのか、開架冊数、これは本棚に並べている本の冊数でございます。と年間増加冊数をお尋ねします。

また、錦町予算の中で、図書購入費が令和7年度は239万8,000円であるようでございますが、令和6年、令和5年も調べましたところ、大体同じような予算であります。この購入費用はどのような基準で決定されるのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現状ということかと思いますが、蔵書能力、開架冊数、年間増加冊数、それから新書等の購入決定の経緯等についてお答えいたします。

令和6年度末段階で、常時貸出しが可能な開架冊数が2万2,200冊ほどでございます。蔵書数との差、約1万1,700冊が貸出ししない開架冊数となりまして、約3分の1になります。それらの本については、図書館内の倉庫や倉庫前の通路に収納ボックスや段ボールに入れて保管している状況となりますので、図書館自体の蔵書能力ということと判断すると、もう既にキャパオーバーといえますか、もう既に能力を超えている冊数があるというような状況かと思えます。

それから、毎年、年間約1,300冊の新書、これは新刊も含め、漫画雑誌等も含め、月に約100冊ほどを購入しております。また、住民の方や企業等からの寄贈図書も年間400冊ほどありますので、トータルすると年間約1,700冊ほどが増加することとなります。したがって、現在では、開架図書の入替えを行いながら、2万2,000冊ほどを準備して貸出ししている状況にあります。

最後の新刊図書、備品購入費の決定についてでございますが、御説明ありましたとおり、年間約240万円ほどの予算を確保しまして、新刊の図書でしたり、雑誌、漫画等、希望図書等も受け付けた上で購入を行っております。

その決定の経緯につきましては、今現在図書館に勤務しております職員3名が、毎月毎月、新しい図書の中から選別をしたり、毎月購入する雑誌等を発注して、月に約100冊、年間で約1,300冊ほどを購入するという経緯で執り行っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、蔵書能力や予算などをお尋ねしたところで、答弁をいただいたところでありますが、図書館も、昨日、2番議員が言われましたけれども、教職員が子どもたちに与える、影響するのは、本当に非常にいいですか、子どもたちに与える影響というのは、非常に多いというふうに聞きましたけれども、私はこの図書館の中の本も、やはり人生の中で、やはりこの本に会ったからこそ今があるという方もいらっしゃると思います。非常に影響があるのではないかなと感じているところであります。

図書館も、時代の流れと共に、社会の変化に対応する必要があるということで、知識を増築、そして蓄積、保存、提供する役割と共に、情報リテラシー、これはリテラシーというのは、読むとか書くとかということですけども、

向上の上にも、（ ）していく上でも、重要な役割を担っているとも言われております。

それに、情報化に伴い、インターネットやウェブ上で提供されている情報を図書館において、ネットワーク、情報資源の活用の重要性が高まっているとも言われております。

図書館法の中で、図書館の設置及び運営上の望ましい基準については、昭和26年、図書館法が成立され、平成13年7月18日に図書館法第18条に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準が告示されております。それと共に、図書館は国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とし、法体系の中では教育機関とされているということでございます。

私が今回調べたところによりますと、公立図書館の任務と役割に示された達成すべき数値基準というのが、ちょっと古いんですけど、2004年3月に基準を決められております。

人口1万3,000人のところしかありませんでしたので、錦町は1万弱でございますので、少し違いますけれども、延べ床面積が1,235平米、蔵書冊数が7万8,430冊、開架削数が5万7,245冊、資料費として1,246万7,620円、年間増加冊数が6,566冊となっております。これを1万人に例えれば、資料費は1人当たり796円というふうになっておりますので、796万円ぐらいになるのではないかなと思います。また、年間増加冊数は1人当たり0.32冊というふうになっておりますので、3,200冊かなというふうを考えているところであります。

しかし、錦町では、今の答弁の中でも現状を答弁していただきましたけれども、なかなかそれまでには達成していないのではないかなと、そういう部分もあるのではないかなと感じているところであります。

こういう蔵書数とか開架冊数、新刊を入れる冊数にしても少ないということを補うためであると思っておりますけれども、今、錦町では、熊本県立図書館インターネット予約貸出しサービスをされているようでございますが、県立図書館の本を受け取り、返却ができて、本も読むことができるということでございます。

私は本の数や図書館の配架スペースを考えたときに、このような県立図書館との連携というのは、非常にいい取組ではないかなと思っております。しかし、世の中は非常に進んでおまして、電子図書館の導入により、より多くの本をそろえることができることや、外出はせずに、スマートフォンやタブレット端末でダウンロードをして読むことが可能だそうでございます。

また、これは図書館が開いていないときとか、いろんな耳とか目とかに障がいがある方でも本を読んでもらったり、文章を読み上げてくれたりということもございますので、非常にいいのではないかなと思います。また、貸出期限が来れば、自動で返却ができるということで、いろんなことを備えた電子図書館でございますが、このような多様化する町民の皆様に対して、本との出会いの場を公平に提供する意味ではよいのではないかなと考えますが、町として、電子図書館の導入についての考えや計画はないのかの一点と、また、錦町には、行ってみますと、Wi-Fiもないようでございますが、パソコンやタブレットなどで勉強したり、仕事でWi-Fiがあればなという声もあるそうでございますが、導入の考えはないのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

電子書籍、電子図書館の導入に関して、まず1点目ですけれども、施設の整備計画については、今のところ考えてはおりません。

過去には、蔵書の検索や貸出状況などを閲覧するシステム等の導入を検討し、見積りをお願いした経緯はございますが、初期投資の費用が約600万円ほど、それから維持管理、メンテナンス等も含めた後年度以降の年間の維持管

理経費が200万円ほど必要ということから、費用対効果の面を考慮して見送った経緯がございます。

そのこともありますし、今後、施設等の整備等も検討するということになるかと思っておりますので、可能であれば、そのときにまとめて検討していければと考えております。

続いて、2点目のWi-Fi等の整備についてでございますが、Wi-Fiの導入に関しても確認をしましたところ、現在の図書館には、光回線自体は施設まで来ておりますので、整備することは可能かと思っております。今現在は、図書館職員が事務処理を行うための専用回線として利用しておりまして、一般向けの回線をもし設置するとなると、別途設置する必要がございます。専用のルーターと変換器の設置、それから回線の接続が必要になります。経費としては、そこまで高額ではありませんけれども、Wi-Fiの設置によるメリットとデメリット、先ほど議員からおっしゃられましたとおり、メリットも大きゅうございますが、デメリットの部分も考慮すると、新たに今現在のところ設置するというところは考えておりません。

これにつきましても、今後、施設の整備ができるようなことがあれば、一緒に検討していければと思っております。近隣の人吉市など、整備が完了している町村もありますので、できる限り早く進めたほうがよいとは考えておりますが、まずは施設本体の整備を早期に進めるべきと考えておりますので、その際に同時に整備できればと考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

答弁の中にもありましたけれども、電子図書館の導入は、今回、整備計画を考えたときにするというところでございました。Wi-Fiについてもそういうことですが、私も芦北町の図書館に行って聞いてみますと、メリットとデメリット、メリットは、パソコンとかを使うときに非常にいいと聞きました。デメリットとしては、勉強する子どもたちはいいんですけども、ゲームができますので、ゲームをしたりすることもあるというふうに言われましたが、できればWi-Fiは是非つけていただければなと思って考えております。

また、先ほど利用状況とか色々答弁をいただきました。イベントもされているようでございますが、学校図書館との連携とか、町、地域との連携、他の課との連携など、利用者増に向けた取組について、どういうふうに取り組まれているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

学校或いは地域、各種団体との連携ということについてお答えいたします。

各種団体等との連携については、まず学校ですけれども、小中学校4校に対して、学期ごとに3回、年間では約6,600冊ほどを各学校に配本しております。また、保育園6園、それと各種老人ホーム等5施設にも毎月配本を行っておりまして、保育園等の6園には年間の2,800冊、5つの施設には年間2,400冊ほどをそれぞれ配本して、年間にすると合計で1万2,000冊ほどを配本して御利用いただいているという状況です。

それから、各課、各種団体との連携についてですけれども、保健センターだけではありませんが、連携を行っておりまして、年間120冊を配本し、健康診断に来られる幼児と保護者に御利用いただいております。あわせて、保健センターでは、新生児と保護者に対してブックスタート事業を進めていただいております。絵本等をプレゼントし、小さい頃から本を通して親子の触れ合いの機会を創出する取組が定着しております。

地域との連携につきましては、先ほど議員からもお話がありました移動図書車を利用しまして、地域14ヶ所を巡回し、年間延べ800人、1,700冊ほどを貸出ししております。

以上、そのような取組を進めているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

色々、移動図書にしても一生懸命やっておられるということで、非常に私も感謝しているところであります。今、いろんなことを言っていただきましたけれども、今回、図書館の建設は予定はないかということをお尋ねいたします。

青年会館は、昭和51年に建設され、50年以上経っております。耐用年数も超え、老朽化が進んでいると思っております。その一角に錦町図書館が平成14年に設置してあります。錦町図書館の今後の建設計画はあるのかということをお尋ねしたいと思うんですけども、このことについては何人かの議員も過去に質問をされているところであります。

図書館の今後の在り方や未来に向け、町の生涯学習の場として、コミュニケーションの場として、居場所として、また、災害時の場所として、昨日もそういう場所としての機能も視野に入れて、安心・安全なまちづくりのために取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

私は、厚生文教経済常任委員会の研修のときに、芦北町総合コミュニティセンターや、宇城市の不知火図書館を視察させていただきました。不知火の図書館では、前の一般質問の中でも、災害住宅を利用した子どもの絵本の家のことを質問したことがありましたけれども、子どもの絵本の家をはじめ、スターバックスのコーヒー店もあり、学習するエリアも全ての席に電源が配置されて、学習のほかにはパソコンを使って仕事の間としても非常に利用されているということを聞いております。

また、本のオアシスといわれるスペースには13万3,000冊、子ども絵本のところには1万2,000冊が並んでおりました。また、芦北町総合コミュニティセンターにはコミュニティセンターの施設があり、図書館があつて、図書館の中には6万7,000冊が並べてありました。それに絵本の部屋、木のおもちゃの広場があり、雨の日でも子どもたちが遊べるスペースが広く取ってあるところでございます。

私はこの施設を見学したときに、図書館とは、今まで本を借りたり返したりする場所かなと思っていましたけれども、借りたり返したりする場所だけではなく、多岐にわたって私たちの生活に密着していく場所になってきているのではないかなと感じたところであります。

このように、町民の声にもありますが、図書館を子どもと一緒にいける居場所として活用したいという保護者の方もたくさんおられます。そういう声もたくさん聞きます。雑誌を読んだり、コーヒーを飲みながら赤ちゃんとか子どもたちと過ごせる居場所。雨の日とか非常に今暑いですので、暑い日にも、前に場所を提供してくださいと言ったことがありますけれども、クーリングシェルターですか、そういう場所も提供する図書館、このようなことも視野に入れていくべきではないかと考えます。

そのようなことを考えたときに、今回、消防署東分署も移転の話もありますので、図書館、青年会館、商工会、シルバー人材センター、それに児童館が併設された複合施設を是非要望するところでありますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今現在のところ、施設の整備計画はございません。隣接する消防署東分署が移転した後、その場所も含め整備を進めていければと考えているところです。

現在も、施設の老朽化により雨漏りなどの心配は尽きない状況ですので、できるだけ早期に着手できるよう整備計画を立てて、準備を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。

今、町の考えを答弁いただきましたが、整備計画はないということでございます。しかし、本当に50年以上たっておりますので非常に老朽化が進んでおります。今、答弁の中でも老朽化が進んでおりますので、早めに準備を進めなければならないということが答弁の中にありましたように、できれば前向きに考えていただければと考えております。

前日も、小中学校の空調設備の整備の件で財源について提案しましたが、緊急防災・減災事業の一環として、学校施設環境改善交付金が令和7年度までありますので、是非、設置計画をと願っておりましたが、設置までには進んでおりませんけれども、今回、町長の前の答弁の中で、昨日の4番議員の質問の答弁の中で、令和8年度には小学校3校、そして令和9年度には中学校1校を整備していただくという非常にありがたい答弁をいただきましたので、非常に期待しているところでございます。ありがとうございます。

今回、この図書館の改修を考えたとき、今、国が進めております公共施設等適正管理推進事業があるようでございます。これは、過去に建設された公共施設等が、今後、大量に更新時期を迎える一方、地方財政が厳しい状況にあるため、長期的な視点を持って施設の更新、統廃合、長寿命化に取り組めるよう事業債を推進しておられます。

令和7年度には、集約化・複合化に伴う除却事業も拡充されております。これは、今までの古い建物を壊すところまで、この事業債にできるのではないかと考えております。

事業期間は令和8年度まで、充当率90%、交付税処置率50%であります。是非ともこういう有効な財源を確保して、協議しながら早急な対応をお願いしたいと思います。もう一度聞きますけれど、町の考えについて、どういう財源の中で進められるのか。先ほどの答弁の中では、そこまでは考えていないということございましたけれども、改めてもう一度お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

施設整備に係る財源等の予算措置に関する件だと思います。

今現在、財源として調べましたところ、先ほど議員からおっしゃられました公共施設等適正管理推進事業債、これが起債事業という形になろうかと思えます。一方で、補助金等の交付金等が活用できないかというところでちょっと調べましたところ、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）という、以前までのデジタル田園都市国家構想交付金です。その中のメニューに、地方創生拠点整備タイプとして、施設整備への補助がございますので、可能であればこの交付金を活用したほうが一番いいかなと考えております。

他市町村の事例では、社会資本整備総合交付金の中で、周辺一帯となった道路等も含めた、公園等も含めた環境整備という中での図書館等の整備、複合施設の整備というのも行われている事例等もありますので、そちらの交付金も、もし活用できるのであれば検討できるのではないかと考えております。

いずれにしても、2分の1の補助がございますので、その補助を活用した上で、その残りの2分の1に対して、先ほど議員からおっしゃられた起債事業、或いは一般公共事業等債、それから一般補助整備事業債等の起債を活用した上で、できる限り一般財源の負担を減らした上で方法というのを検討していけたらいいかなと考えているところで

す。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

是非、いろんな財源を使いながら進めていってほしいと思っております。

それでは、最後に教育長にお尋ねをいたします。

今までいろんな図書館の問題について質問をさせていただきましたが、教育長としては、これからの図書館が町にとって有効な施設となるため、将来的な展望についてどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

昨年9月の議会でも質問がありましたので、少し重なるところもあると思いますが、私も九州内の魅力的な図書館を何ヶ所か訪ねておりますが、どの施設も共通に言えることは、先ほど質問議員が言われましたように、図書館が単に本を借りる場所ではなく、地域住民の交流拠点として、まちづくりの中核となり機能しているということです。

子どもたち、そして住民の学習や情報収集の拠点のみならず、様々な文化的イベントが行われる中で、広く住民の交流が行われており、住民が文化的な豊かさを体感できる、そういう施設となっているのを感じました。

錦町においても、町が実施した子育て世代へのアンケートは、休日とか雨の日に親子で過ごせる場として図書館の整備を求める声も複数ありましたし、また、今年のように猛暑が続く中では、子どもたちにとっても快適な学習、快適な環境の中で読書や調べ学習等ができる、また、新たな本との出会いとか知的発見、そういう場として、さらにいうと、町民交流の場としての施設整備が待たれるところだと思っています。

私の将来的な考えといたしますか、要望、思いは、人吉・球磨地域において、文化・情報の発信拠点となる図書館の整備を望む声を多く聞きます。人吉・球磨地域には県の重要文化財の半数以上、約6割が集中している、そういう地域にもかかわらず市町村は分かれているものですから、それをまとめていわゆる縦覧できたり、連携して情報を発信する場所は今のところない状況です。

そういうようなところで、錦町の利便性を生かして、地域の文化的な豊かさを向上させられる、さらに生涯学習センターとしての機能を持った新しい施設、新しい図書館の誕生を望んでいるところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

私も、錦町はちょうど人吉・球磨の中心ということをいつも思っております。是非、すばらしい図書館が建設されることを願ひまして、次の質問に移ります。

次に、空き家対策についてお尋ねをいたします。

私は、あまりしないんですけども、夕方から夜にかけて散歩をすることがあります。ここは明かりがついているなどか、ここは明かりがついていないなどか、ここは誰々さんの家だから空き家かなというふうに思いながら散歩をしますけれども、そういう中で数えてみますと、私が少し散歩する間だけでも10軒ほど空き家があるところであります。

日本の空き家問題は深刻化しており、総務省の調査によりますと、国内の空き家率は過去最高の13.8%だそうです。空き家の数というのは899万戸と過去最大になっているそうでございます。

特に、長期にわたって不在で使用目的がない放置空き家が問題であると言われております。8月17日、見られた方もいらっしゃると思いますけれども、ガイアの夜明けという番組で、空き家9万戸の現実という特集が組まれたテレビ番組があっておりました。その中で、東京都の世田谷区だけでも5万8,000戸、鹿児島県でも5万4,000戸の空き家があり、5軒に1軒、10年後は3軒に1軒が空き家になると言われておりました。このように2040年には空き家の数は現在の2倍と予測されております。

空家対策特別措置法が2015年に施行され、倒壊や衛生上有害となる家については、自治体が所有者に対して除却などの措置を命じることができます。このようになる前に、2023年の法改正で、管理不全空家に対する措置が導入されております。再発防止策として、所有者に適切な管理を指導することができるかとされております。また、特定空家に指定されれば、固定資産税が最大6倍になるとも言われております。

このような色々なリスクがある空き家問題の原因として、高齢化が進み、私たちのような年代、団塊の世代の相続によって空き家が増加していると考えます。

錦町でも、今、新築は非常に増えておりますが、問題は、実家の住宅があるのに、古いかからとか、学校が遠いとか、商店街が遠いとか、本当にそういう理由で新しい住宅を建てるということも一つの原因とも言われております。日本中では、年間80万から100万戸が新しく建設されているということですので、ますます空き家は増えるのではないかと考えます。

錦町の空き家の現状についてお尋ねいたします。

特に特定空家、管理不全の空き家があるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町内における空き家の把握につきましては、令和2年に行われた国勢調査の際に空き家と思われる421件を把握して以来、町独自の調査を行っていないため、現在の空き家の数については不明となっております。

特定空家及び管理不全空家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法及び錦町空き家等の適正管理に関する条例に沿って指定することになりますが、先ほどお答えしましたとおり、空き家調査を行っておりませんので、現在、町内における特定空家及び管理不全空家に該当する物件についても把握していない状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今、答弁の中で、国勢調査はされているということで、国勢調査の中には421件、1戸ということですが、空き家対策として、空き家の把握等はされていないということですが、まず実態調査をして、どのくらいの空き家があるのか、特に放置空き家などがあるのか、調べるのが先ではないかと考えます。

鹿児島県や世田谷区などでは、テレビの中では、所有者である持ち主と接触して、貸すか売るか、更地にするか確認して、今後の対応について調査をするというふうにして確認しておられました。

また、リフォーム会社のところとも連携を組みながらされておりました。

このように、錦町は、調査はされていないということですが、令和6年7月には空き家条例を制定されておられます。

空き家の持ち主について、指導、助言、命令など、行政として、今後の対応はどのように考えておられるのか。

また、適正に管理していける場合は、問題はありますが、そうでない場合はどうすればいいのか。困っている方

もいらっしやると思います。将来、不安があっても相談するところもありますので、大変と思われる方もいらっしやると思います。

是非、地域住民への啓発や独り暮らしやこれからのことを考えておられる住民に対して相談窓口などの体制を強化していくべきと考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

まず、地域住民への啓発につきましては、昨年開催しました町政座談会の中で、空き家対策についての御説明、また広報紙への掲載、5月に税務課から発送します固定資産税の納税通知にチラシを同封するなど、周知を行っているところです。

空き家の予防や空き家の適正管理につきましては、基本的に所有者の責任において行われるものですので、周辺に悪影響を与えてはならないという意識を高めていただけるよう、定期的な啓発活動を行っていきたく考えています。

町民等からの空き家に対する相談につきましては、平成28年9月に策定し、令和3年3月に改定いたしました錦町空家等対策計画に沿って対応することとしており、実際に相談があった場合、その内容と現地の状況を確認した上で、担当課から所有者等へ連絡し、対策をお願いしているところです。

錦町空家等対策計画の計画期間が令和7年度までとなっていますので、改定に向けた見直しも検討し、錦町空き家等対策協議会での御意見を反映させながら、本町の空き家対策に努めていきたく考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。今、対応について答弁を頂きました。また、先ほどの答弁のように、錦町空家対策計画を立てて対応するというところでございますので、是非お願いをいたします。

また、錦町では、第6期錦町総合計画の中で、空き家・空き施設の活用について、空き家バンクへの登録を進め、移住・定住者の住まいとしての有効な活用に取り組んでおられますが、空き家バンクの現状と今後の考えについてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、平成29年度から運用を開始して以来、本年8月までの物件登録件数は29件、そのうち成約件数は22件、抹消件数が3件、現在の物件登録数は4件となっております。

錦町総合計画基本計画【後期】における空き家・空き施設の活用の中で設定しております重要業績評価指数については、空き家バンク登録件数を4年間で20件、成約件数を同じく4年間の累計で15件と設定していることから、目標を達成するためにも定期的な周知に努め、空き家バンクの推進を図っていきたく考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。今、錦町の現状の答弁を頂きましたが、移住先として錦町が積極的な情報発信をされて、空き家バンク利用成約件数が平成29年から本年度8月末まで22件という答弁でしたが、非常に努力をされているのではないかと考えております。

移住・定住者の住まい等としての有効活用を図るために、移住者向けの支援としてどのような支援を取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

現在、移住者への支援につきましては、錦町移住促進取得費等補助金や錦町空き家住宅リフォーム補助金、錦町引越費用補助金、錦町空き家片づけ補助金を創設し、補助を行っております。現在までに60世帯、173人の移住者に対し、支援を行っているところです。

今後も、空き家バンクの推進と併せまして、移住希望者に対しても情報発信を行っていき、移住・定住の促進に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。移住者支援として、60世帯、173人にこの交付金、支援事業を使ってされたという答弁を頂きましたが、今後の目標として4年間で15件、それと成約件数を4年間で15件、空き家バンクの登録者件数を20世帯の目標に向かって取り組んでいくという答弁でしたが、私は、この空き家施設の活用とか、移住・定住の支援も私は大切だと思いますし、移住者を呼び込むことで、今、非常に問題になっております人口減少を少しでも止めることができるのではないかと、期待もしております。

しかしながら、やはりその地域というのが限られてくるのではないかなと、これは私の考えですが、やはり学校とか、病院とか、スーパーとか、買物の施設があるところには移住・定住もされてくると思いますが、なかなか商店とか行政機関とか、遠く離れた地域の場所になりますと、移住・定住する人も少なくなるのではないかなと、これは私の考えですが、思っているところであります。

しかし、現在、錦町木上に移住体験施設もされておりますので、そういうのを活用して、提供して、空き家バンクの登録を進め、移住・定住の住まい等として、空き家を有効活用しながら、やはりこの地域の活性化、人口が増えれば活性もしますので、そういう取組も是非してほしいと思っております。

しかし、私が今回の一般質問の中では、まずは錦町の空家対策計画を、先ほど令和7年度ですから、また今から計画をしますということです。計画を策定し、調査の中で管理不全空家などがあつた場合には、固定資産税も変わってくるということでございますので、資産価値としても下がります。

また、周辺的生活環境にも悪影響を及ぼしますので、是非、空家対策の計画をすぐに立てていただきまして、対応していただくことを願っているところでございます。

錦町の固定資産税も、令和7年度には5億6,800万円ほどあるようでございますので、この予算を少しでも使いながら、含めて対策を進めてほしいと思っております。

また、計画を立てるときには、いろんな改定に向け、見直しをするところは見直しをしていただいて、検討して、改正空家法により、所有者や町の関係各課と連携して、空き家が町の大きな負担、将来放置すると、これを公費で、どうしても所有者が見つからない、どこにもこれを、その跡を相続する人がいないといった場合には、町の公共のお金で解決を、崩したりしなければならない問題になると思いますので、是非そのところはどうぞ負担にならないよう、よろしくお願い申し上げまして、簡単でありますけれども、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩します。休憩後は午後2時40分から開議します。

午後2時27分休憩

午後2時40分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第2. 議案第69号

日程第3. 議案第70号

日程第4. 議案第71号

日程第5. 議案第72号

日程第6. 議案第73号

日程第7. 議案第74号

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、議案第69号令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第7、議案第74号令和6年度錦町下水道事業会計決算認定についての6議案を一括議題とします。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査が行われております。

ただ今から、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務建設常任委員長、吉田眞二議員。吉田委員長。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） 令和7年9月18日、錦町議会議長、荒川孝一様。総務建設常任委員会委員長、吉田眞二。

総務建設常任委員会調査報告書。

令和7年第3回錦町議会定例会第1日目（令和7年9月9日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告します。

記。

1、調査案件。

議案第69号令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第73号令和6年度錦町水道事業会計決算認定について。

議案第74号令和6年度錦町下水道事業会計決算認定について。

以上に係る総務建設常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和7年9月10日水曜日から令和7年9月16日火曜日まで。

3、調査に当たった常任委員の氏名。

総務建設常任委員長、吉田眞二、総務建設常任委員、荒川孝一、総務建設常任委員、金山民幸、総務建設常任委員、池田秀晴、総務建設常任委員、早田和彦。

4、調査に立ち会った執行部職員の氏名。

総務課、有瀬耕二、今田好昭、大村崇史、矢野智浩、守永幸太郎。企画観光課、中村裕二、大村恵美、塩井裕樹、手柴智晴。税務課、岩尾和文、馬場和広、寺原かおり、山口隆治。地域整備課、高山拓二、長友崇、桑原裕、深水達也。出納室、上野陽一、河津清臣。議会事務局、蓑田和也。

5、調査の結果及び意見。

総務課。

(行政係・デジタル推進係)

多様な行政課題に対応できる専門的知識や能力の修得と町民サービスの向上に貢献できる人材を育成するために各種研修が実施されている。町発展の要素でもあるので、引き続き研修の充実に努められるよう要望する。また、職員の心身の健康保持のために、衛生委員会による職場環境の整備と職員健康診断を推進されている。

自治体システム標準化対象業務について、令和8年2月に移行するために基盤システム等の整備を実施されているが、円滑な移行ができるよう要望する。

(財政係)

一般会計及び国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計の健全財政運営を図るために、常に財政力指数や経常収支比率及び実質収支比率等の各財政指標数値に留意されていることが伺える。今後、人口減少等により財政運営が厳しくなるが、財政情報の収集や監査委員及び職員の意見等を踏まえられ、健全財政の堅持に努められたい。

(消防・交通係)

地域防災計画の改定や防災の備えとして保存食の購入や資機材の配備を行い、また町政座談会で自主防災組織の防災意識の高揚に努められている。

交通安全協会錦支部等と連携し、年間を通じて意識の高揚と事故防止に努め、安全施設としてカーブミラー21基を整備されているが、道路上の既設の白線やグリーン表示帯に消去の部分があるので、改修を要望しておく。

犯罪の未然防止のため、防犯灯78基を整備され、また交通弱者対策として、乗り合いタクシー運行については、利便性向上のために停留所等の見直しを予定されているが、より住民に寄り添ったものであることを期待する。

(管財係)

大王原公園仮設団地を県からの譲渡により、町有住宅(60戸)として整備が行われ、令和7年7月から入居が開始となっている。入居者募集の周知を行い、全戸入居となるよう努められたい。

一武こども園の移転に伴い、跡地を分譲地(12区画)として造成が行われ、販売は令和7年度で計画されており、完売になるよう広報・販売戦略を検討し、早期の販売に努められるよう要望する。

企画観光課。

(企画情報調整係)

行政情報を町内のイベント等を掲載した広報にしきを毎月4,000部発行し、町内全世帯、関係機関及び町外の錦町出身者に配布されている。町の情報発信の一つとして捉え、ふるさと納税につながるよう努められたい。

地域おこし協力隊が現在不在となっている。募集も行っているようだが、専門分野に特化した隊員、また、他町村の状況等を把握し検討されたい。しかしながら、地域おこし協力隊の経費については、本町が過疎指定地域でないことから、3大都市圏や政令指定都市以外の受入れに対する特別交付税措置がないことを議会としても要望活動が必要と考える。

企業誘致事業、首都圏で開催される大型展示会の出展企業に対し、積極的な誘致活動を大いに評価する。今後、さらなる企業等に情報発信に努め、企業誘致につながることを願う。

企業誘致した合同会社熊本錦グリーンパワーに対し、企業立地促進補助金2,080万円及び企業立地奨励金2,376万5,400円を交付、また、普通財産賃貸借に伴う土地の無償期間を1年延長され、誘致企業の業績向上に期待する。

(地域振興係)

2年目となるデジタル田園都市国家構想交付金事業、コンパクトSDGsスタディプロジェクト事業では、資料館近隣の合同会社熊本錦グリーンパワー、ゼンカイミート株式会社、くま中央森林組合と連携し、SDGsに対応した教育プログラムを開発し、また、旧海軍飛行場ゆかりの市町（兵庫県姫路市・同県加西市・大分県宇佐市・鹿児島県鹿屋市）と連携し、空がつなぐヒト・コト・モノ交流推進プロジェクト事業で、相互の情報共有による観光客の誘致、インバウンドの促進、特産品開発の取組に努力が伺える。

ふるさと納税の寄附額が激減した理由は分かるが、子育て支援などの財源としている。数年後には基金枯渇も予想されることから、喫緊の課題として商品開発を強く望む。例えば、ふるさと納税の返礼品で米が人気とのことである。町内農家を募って、米の返礼品に特化したさらなる商品開発を検討してはどうか。

職員、予算も少ない中ではあるが、商談会や県職員、全国の錦町出身者とのつながりを強化していく必要がある。しっかり予算を確保して情報収集、町のPR活動に努められたい。

税務課

令和6年度（現年課税分）は、町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・市町村たばこ税・入湯税）にしては、調定額12億1,712万6,146円に対し、収入済額11億9,023万8,860円、97.79%で、前年度比マイナス1.67%であり、国民健康保険税は、調定額2億1,813万400円に対し、収入済額2億1,117万8,976円、96.81%で、前年度比マイナス0.07%であった。

令和6年度税制改革において、賃金上昇が物価高において追いついていない国民の負担を緩和するため、物価上昇を超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税及び個人住民税において定額減税を実施されたが、令和7年度分に対しても、国の物価高騰対策を検討されることを期待する。

地域整備課

災害復旧事業及び河川等災害関連事業について、令和2年7月豪雨により被災した水無川橋の下部工、上部工架設工事及び取付改良工事が完了し、地域住民の連絡通路としての機能が回復した。

しかしながら、橋梁の長寿命化計画による定期的な点検や点検結果に基づく維持補修、また、道路においても同様に、道路維持管理事業等に係る費用が今後も増加していくと思われる。計画的な事業実施を行い、さらなる地域づくりに努められたい。

住宅リフォーム補助事業においては、交付件数及び補助金交付額も年々増加傾向にある。今後も、適正な予算編成と住民のニーズに応える事業として大いに期待したい。

町営住宅管理において、住宅環境改善のため、長寿命化計画に基づき、外壁改修工事等が行われ環境整備に努められた。しかし、令和6年度住宅使用料の未収金が158万770円と、令和5年度以前と比較しても大きく増加している。具体的な対策を講じ、早急な対応を望む。

令和6年度から道路等維持管理のため作業員を2名採用し、局所的な作業、補修を行っているが、町民の評価も高く大いに期待するものである。今後は、設備や装備等の充実を図られ、住民サービスの向上に努められたい。

（水道事業会計）

施設整備事業については、配水管網整備のため配水管布設工事及び水無川橋梁連絡管添架工事を行い、1,087万1,000円を支出した。

決算状況は、総収益1億9,074万3,000円に対し、総費用1億9,231万円であり、純損失156万7,000円となり、累積欠損金9,612万円と厳しい状況が続いている。

（下水道事業会計）

受益者分担金（特定環境保全公共下水道事業）については、319万6,000円を収納し、下水道使用料については、7,595万4,000円を収納し、農業集落排水事業分については、87万5,000円を収納した。決算状況については、総収益2億693万4,000円に対し、総費用2億346万2,000円で、純利益347万2,000円となった。

水道事業及び下水道事業も、将来のことを考えると料金の改定を考えなければならないと思われるが、改定に当たっては、使用者の理解が得られるよう周知徹底を図りたい。

また、町民全戸の加入を推進し、少しでも料金の負担を抑えられるよう努力されたい。

なお、全戸加入を目標としつつも、使用者の負担軽減のために一般会計からの繰入れも必要に応じて実施されるよう望む。

出納室。

歳入については、令和6年度も令和5年度より日銀の金融緩和による低金利が多少は回復したように伺えるが、大変厳しい運用環境が続いているため、金融商品の情報収集に努められたい。

歳出においては、令和5年度と比較して、令和6年度は公金振込内国為替制度運営費が10月より有料化（62円税別）されたことにより、指定金融機関のコスト増を受け、役務費が増額になったが、担当者の努力で改善したことは大いに評価できる。

議会事務局。

導入から1年が経過したペーパーレス会議システムについては、様々な場面でタブレット端末を使用することによって、ペーパーレス化が図られることはもとより、議会運営の円滑化と事務の効率化を図るため、引き続き適正な運用を期待する。

研修関係については、各種研修会のほか、関東方面への産業行政視察研修も実施した。さらに、12月には町内農業団体との意見交換会を実施するなど、本町の課題に対する理解を深めることができた。

また、県関係国会議員への要望活動では、子育て支援に関して、給食費無償化や保育制度の拡充についてなどを要望した。

監査委員事務局。

毎月の例月出納検査、7月の決算審査、10月の定期監査のほか、備品監査は一武小学校と錦町消防団各2部を対象に実施。また、財政援助団体の監査は、錦まち観光協会、錦町農地・水・環境保全管理協定運営委員会を対象とするなど、庁舎内外にわたる監査は、年間60日間実施されている。

特に、例月出納検査では、各課の財務事務の執行に関して詳細な聞き取り調査を行う等、適法性・妥当性・能率性の確保に努められており、今後においても、適正かつ円滑な行政運営のため指導助言を望む。

以上、報告します。

○議長（荒川 孝一君） 次に、厚生文教経済常任委員長、竹田農利人議員。竹田委員長。

○厚生文教経済常任委員長（竹田農利人君） 令和7年9月18日、錦町議会議長、荒川孝一様。厚生文教経済常任委員会委員長、竹田農利人。

厚生文教経済常任委員会調査報告書。

令和7年第3回錦町議会定例会第1日目（令和7年9月9日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告いたします。

記。

1、調査案件。

議案第69号令和6年度錦町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第70号令和6年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第71号令和6年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第72号令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

以上に係る厚生文教経済常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和7年9月10日水曜日から令和7年9月16日火曜日まで。

3、調査に当たった委員の氏名。

厚生文教経済常任委員長、竹田農利人、厚生文教経済常任副委員長、丸小野聖一、厚生文教経済常任委員、石松まゆ子、厚生文教経済常任委員、高田孝徳、厚生文教経済常任委員、岡田武志、厚生文教経済常任委員、谷口一也。

4、調査に立ち会った執行部職員の氏名。

住民福祉課、吉田誠二、上野綾、植薄美保、蓑毛正敏。保険政策課、大森光春、永田紀久美、渡邊一郎、岡村諭。健康増進課、簗田俊哉、藤川絹代。教育振興課、尾方良一、東利孝、新川千文。農林振興課、東貴志、山園琢磨、栗原欣也。農業委員会、山本直樹。

5、調査の結果及び意見。

住民福祉課。

マイナンバーカードの交付については、日曜窓口の受付などの普及に努められ、令和7年7月末時点にて交付率95%となっている。

結婚対策事業については、結婚相談員を1人配置され、会員やイベント参加には定期的な連絡のフォローをされ、幅広い出会いの場を提供されている。また、結婚生活スタートに対し、錦町結婚新生活支援事業補助金を交付した。

出産・子育て支援では、子宝祝い金をはじめひとり親家族等支援事業、放課後児童健全育成事業をはじめ、18歳までの子どもの医療費補助事業など幅広く取り組まれた。

また、保健師などによりまして、妊娠時や子育て期の不安などに寄り添い、必要な支援を行う伴走型相談支援と経済的な支援を行う出産・子育て支援給付を実施された。このような健康増進課と連携をした取組は評価したい。国の交付金に併せて、保育園の副食費をはじめ、令和6年度より町単独事業である保育料の無償化を実施され、子育て環境が充実、若い世帯の定着につながり、子育て世帯の移住定住促進に貢献していると考えます。

また、児童手当交付事業は所得制限が撤廃され、全ての子どもに申請手続きされ交付された。

臨時特別給付金支給は、電力・ガス・食料品など価格高騰緊急支援給付金（令和5年度繰越分）及び新たな住民税非課税世帯への支援、低所得者世代支援に加え、第2弾LPガス価格高騰対策生活者支援を対象世帯に支給された。安心した暮らしにつながったと考える。事業予算執行だけではなく、多様な配慮が必要な課であるが、住民へのサービスに努められている職員の努力を評価したい。

保険政策課。

国民健康保険特別会計は、被保険者数の減により保険給付費は減少しているが、重症疾患の患者等の増加により、1人当たりの高額医療費が増加している。今後は、被保険者数の減に伴い保険給付費は減少していくことが見込まれるが、保険給付費の主な要因疾患である糖尿病及び慢性腎不全（透析あり）、高血圧症が例年どおり上位を占めているので、関係担当者等の連携の強化を望む。

後期高齢者医療保険特別会計は、今後、被保険者数の増に伴い医療費の増加が見込まれることから、関係担当者等との連携により被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化に努められたい。

介護保険特別会計は、第9期保険料となって1年目の年であるが、第10期に向けて保険料上昇の抑制をするため検証に努められたい。また、予算の執行については、不用額が多い科目があるため、適切な管理執行を望む。

健康増進課。

町の目標である健康づくり日本一への達成に向けて、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士と専門職の知識と経験をもって対応に当たられたい。

予算については、補助金等の内容を的確に把握し予算執行に努められたい。

錦町で多くを占める疾患の一つである糖尿病をはじめとする生活習慣病については、日頃からの予防活動で防ぐことができる疾患である。

現在のところ、保険政策課と連携し、国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者に対し、保健指導・健康相談をしているが、町の将来的な健康に関する状況を見たときに、他医療保険加入者へのアプローチができるよう要望する。また、町民の健康寿命を考えたときに、若年者での取組でもある中学生健康診断を行うことで、家庭内での健康に関する意識を変えていき、将来的には、全町民が健康に関心を持って続けることが重要である。

国が示す健康増進に関する基本方針の完結に向け、様々な指導を行うためには、専門職である保健師・栄養士が必要であるが、現状として専門職の不足感は否定できない。

町民の生活の質を向上、維持させるためにも必要とする専門職の採用に努められたい。

教育振興課。

学校教育では、教育環境の整備、それに伴う人員の配置が行われている。

各事業に対して支援助成が行われているが、入学祝い金事業、修学旅行補助金事業、給食費の無償化はこれからも継続が望まれる事業であるため、物価が高騰している現状ではあるが、財源を確保し事業に取り組むことを望む。

また、奨学金貸与制度において、返還者が本町に定住すれば、半額免除から全額免除に変わり、将来を担う人材の育成、確保につながるものとする。さらなる制度の充実、周知を図られたい。

農林振興課。

(農政係)

農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい中、錦町農業担い手支援給付金を11経営体、次世代人材投資資金を2経営体へ給付され、農業の担い手育成・確保対策を行った。産業資金貸与基金については、9人に対し貸与を行い、環境保全型農業直接支援交付金事業に10経営体が取り組んだ。引き続き本町の基幹産業である農業の支援・活性化の充実を望む。

果樹の振興については、果樹高品質化施設等導入事業で品質向上に向けた条件整備などに取り組み、野菜振興については、錦町農業用ビニールハウス等の設置事業を活用し、高収益な作物の栽培に向け事業に取り組み、葉たばこについては、コーティング種子による導入支援を行った。

畜産については、繁殖牛導入補助や肥育素牛購入補助を行い、また、優良子牛保留事業やワクチン注射代金補助を行い、生産意欲高揚を図った。それぞれ持続可能な経営の支援を望む。

(耕地・林務係)

多面的機能支払交付金事業では、8,392万4,000円を支出、農業用施設の維持管理に中山間地域直接支払事業4,086万6,000円を支出し、農業用地の維持管理に努めた。引き続き、地域活動や営農の継続などに対し支

援を望む。

県営土地改良事業では、農業経営の合理化及び地域の振興に努め、森林環境譲与税事業では、適切な森林の経営管理を行い、公有林整備事業では森林整備に努めた。今後も趣旨に沿った施策を展開されたい。

有害鳥獣被害対策として、総額1,286万3,000円の捕獲補助金を交付した。今後も関係機関と連携し、引き続き被害防止に努められたい。

農業委員会。

地域計画策定に関する目標地図属性レイヤー作成業務委託に209万円の支出となった。完成形の目標地図ではなく、農業情勢など取り入れながら、ブラッシュアップされていくことを望む。

令和6年度の農地集積率は61.6%であり、目標地図を活用した集積率向上に期待をする。

農業委員会では、新しい委員の初年度となり、講習会などを通じて農業者年金、農地集積など知識を深め、農業振興活用を望む。

以上、報告をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、ただ今から議案第69号から議案第74号に対する一括質疑を行います。

なお、各常任委員会において調査及び審査が行われておりますので、所管事項以外のみ限定して、担当所管名、書類名、ページ数を冒頭に、1項目3回以内までとして簡明に質疑をお願いします。

質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ページの133ページ、農業の担い手支援給付事業、825万円。これは6年度は1人増えたわけです。

○議長（荒川 孝一君） 池田議員、もう少しマイクを。入っていますので最初からお願いします。

○議員（9番 池田 秀晴君） ページの133ページです。農業担い手支援給付事業825万円、令和5年度までが10件で来たんですけど、11件で75万円増えていますけども、これは1件増えたわけですか。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

農業担い手支援給付事業につきましては、6年度で3名増えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。この調査の方法ですけども、本人から書類が何か提出されるわけですか。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

御本人から来られる場合もございますし、私たちが把握している、就農されたようだというような情報もいただいたときに、お伺いすることもございます。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 最後ですけど、やはり町民の税金ですので、できるだけ、75万円といっても、国は150万円ですけども、年に1回とか行って、どういう作業をされているかということも確認するのも一つの方法かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 答弁要りませんか。ほかに質疑ありませんか。4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。老人福祉費の中の１１１ページ、１８節の敬老会補助金ですが、２０７万２、４００円。せんだって各地区で敬老会が行われましたが、その中で、今１人６００円の補助だと思いますが、この補助額の金額の増額の予定等があるのかどうかについて伺います。

一応、敬老会では必ずこの要望が出てまいりますので、一応確認のために増額予定があるかどうかを伺います。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

委員会の中でもそのような御指摘がございまして、現段階では増額の確たる予定はございませんが、物価上昇等もあり、運営に当たり支障があるということであれば、今後前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。一応、商品券を配られた地区もあつたりするのですが、分館の予算から上乗せをして配られたというところが結構多うございましたので、増額については是非検討をいただきたいとそうのように思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 答弁要りませんか。

○議員（４番 早田 和彦君） 要りません。

○議長（荒川 孝一君） もう一度申し上げます。所管名、書類名、ページ数をもう一度明確に冒頭に申し上げてから質疑をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第６９号から議案第７４号までの討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第６９号令和６年度錦町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第６９号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第７０号令和６年度錦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第７０号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第７１号令和６年度錦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第７１号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第72号令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第73号令和6年度錦町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。議案第74号令和6年度錦町下水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

日程第8. 議員派遣の件について

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については名簿のとおり派遣することに決定しました。

日程第9. 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第3回錦町議会定例会を閉会します。

午後3時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

